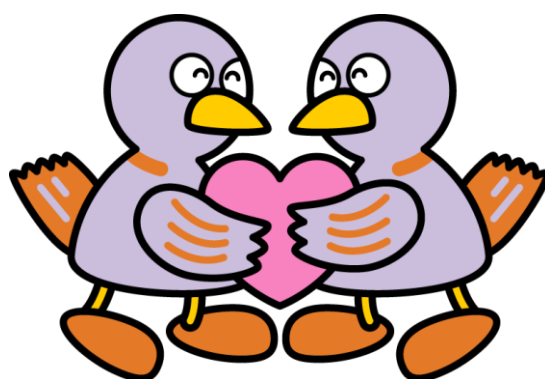
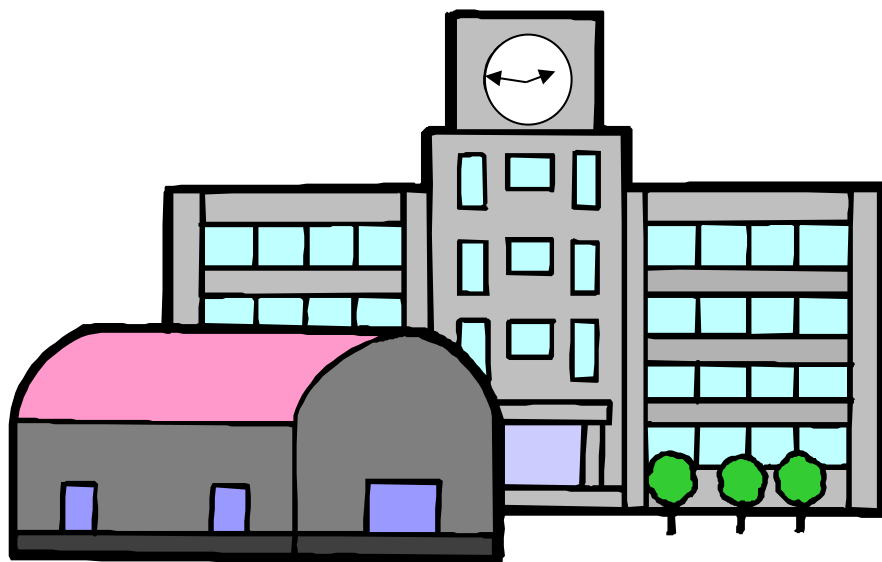


【県立学校版】

<改訂>

学校防災マニュアル

～安心・安全な学校づくりのために～



埼玉県マスコット「コバトン」

令和4年3月改訂 (令和8年9月改訂)

埼玉県教育委員会

目 次

I 総論

- 1 「埼玉県地域防災計画」と「学校防災マニュアル」・・・5
(1)「埼玉県地域防災計画」について
(2)「埼玉県地域防災計画」における学校の対応
- 2 災害時における学校の対応基準・・・7
(1)児童生徒在校時の災害対策基準
(2)夜間・休日等の参集の基準
- 3 避難所としての学校・・・8

II 平常時の準備

- 1 防災教育の在り方・・・10
(1)教職員の研修
(2)避難訓練等の教育（教科内指導を含む。）
(3)緊急地震速報を利用した避難訓練
- 2 学校災害対策本部の整備・・・13
(1)授業日（震度5弱以上、台風直撃等による対応）
(2)夜間・休日等
(3)連絡体制の整備
- 3 施設設備の管理・点検・・・22
(1)設備の安全確認と管理
(2)鍵の管理と責任者
(3)危険物・化学薬品等の管理点検
(4)施設利用区分の確認（防災拠点校・避難所指定校）
(5)重要書類の保管と管理
(6)連絡（通信）用機器の管理点検
- 4 県市町村等関係機関との連携・・・26
- 5 地震予知発令時の対応・・・27
(1)南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件
(2)情報発表・防災対応等の流れ及び地震への備え
(3)教職員への指示
- 6 避難所としての整備・・・30
(1)開放箇所と収容人員の確認
(2)備蓄品の管理点検

III 災害発生時の対応

- 1 児童生徒への避難指示・・・32
(1)児童生徒在校時
(2)児童生徒登下校時
(3)校外行事
(4)在宅時
(5)児童生徒の保護者への引渡し
(6)特別支援学校・定時制における対応ポイント

- 2 公共交通機関混乱への対応・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - (1) 運行状況の確認
 - (2) 児童生徒帰宅への対応
 - (3) 帰宅困難者の対応

Ⅳ 災害発生後の対応

- 1 児童生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - (1) 安否の確認
 - (2) 生活・健康相談・心のケア
- 2 施設設備の管理・点検・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - (1) 危険物・化学薬品等
 - (2) 施設利用区分の管理・点検
 - (3) 重要書類の管理・点検
 - (4) 通信回線の確認
 - (5) ライフラインの確認
 - (6) 備蓄品の配布と補給
- 3 避難所の開設支援・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (1) 鍵の管理
 - (2) 利用区域の設定表示と管理
 - (3) 避難者の組織づくり（自治組織）
- 4 教育活動の再開計画・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - (1) 教職員、児童生徒の状況確認
 - (2) 施設・設備等の状況確認
 - (3) 教材等の確保
 - (4) 学事関係事務
 - (5) 教務関係事務
 - (6) 児童生徒・教職員への教育再開計画の周知
- 5 県市町村等関係機関への連絡・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - (1) 県機関への連絡
 - (2) 市町村への連絡

Ⅴ 水害への対応

- 1 水害を知る・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 水害から身を守る・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 3 水害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・ 59
 - (1) 未然防止のポイント
 - (2) 避難対応のポイント
 - (3) 災害発生時以降の対応のポイント
 - (4) 避難所としての事前対策
 - (5) 基本対応及びその流れ
- 4 要配慮者利用施設（市町村地域防災計画に定められた施設）について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
 - (1) 対象施設
 - (2) 避難確保計画の作成・報告
 - (3) 避難訓練の実施

VI 新たな危機事象（弾道ミサイル）の対応

- 1 弾道ミサイル発射に係る対応・・・・・・・・・・70
（1）情報の伝達手段について
（2）適切な情報伝達の体制整備について
（3）避難場所の設定等の体制整備について
（4）避難訓練について
- 2 弾道ミサイルから身を守る・・・・・・・・・・70
- 3 様々な場面における避難行動等の留意点・・・・・・・・71
（1）登下校中の場合
（2）自宅等にいる場合
- 4 児童生徒への対応フロー・・・・・・・・・・72
（1）児童生徒在校時
（2）登下校中
（3）校外活動中
（4）在宅時
- 5 参考資料・・・・・・・・・・79

VII 参考資料

- 参考資料：1 災害時における県立学校の使用に関する覚書・・・81
参考資料：2 避難所開設報告書・・・・・・・・・・92
参考資料：3 学校教育活動再開見通し報告書・・・・・・・・93
参考資料：4 危機管理防災ハンドブック・・・・・・・・94
参考資料：5 児童生徒の引渡しカード・・・・・・・・95
参考資料：6 災害用伝言ダイヤル171 (NTT)・・・・・・・・96
参考資料：7 非常時における受水槽の水源確保の手順・・・・97



I 総 論

1 「埼玉県地域防災計画」と「学校防災マニュアル」

- (1) 「埼玉県地域防災計画」について
- (2) 「埼玉県地域防災計画」における学校の対応

2 災害時における学校の対応基準

- (1) 児童生徒在校時の災害対策基準
- (2) 夜間・休日等の参集の基準

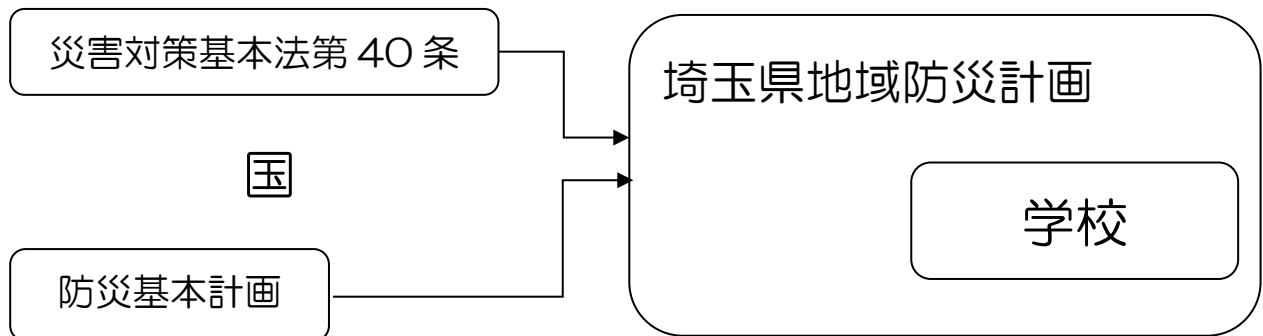
3 避難所としての学校

I 総論

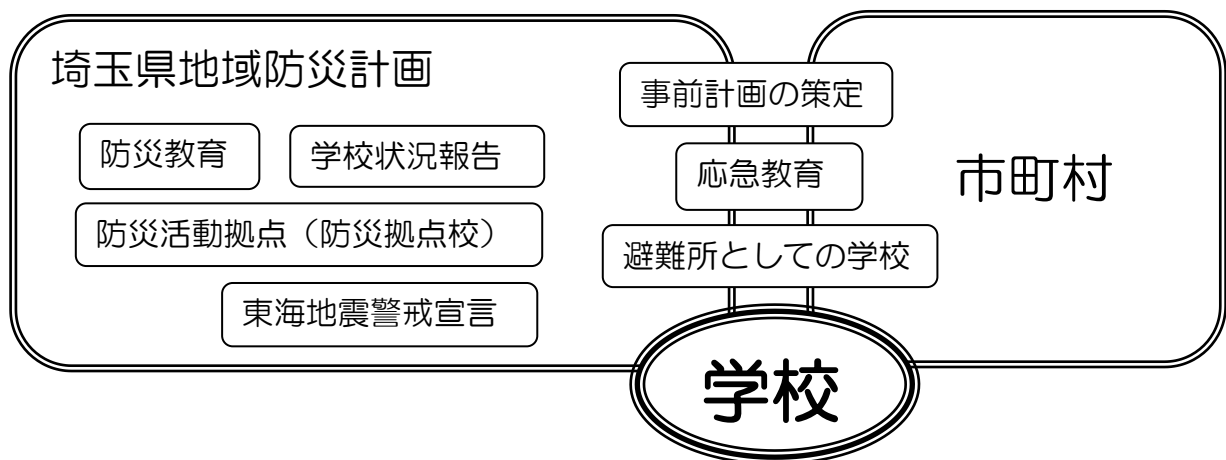
1 「埼玉県地域防災計画」と「学校防災マニュアル」

(1) 「埼玉県地域防災計画」について

「埼玉県地域防災計画」は、災害対策基本法第40条の規定により、国の中央防災会議が作成した「防災基本計画」に基づき、埼玉県の地域に係る災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議が必要な事項を定め作成した計画である。



(2) 「埼玉県地域防災計画」における学校の対応



ア 震災対策における学校の対応については、以下の内容が定められている。

○「学校に求められる対策・対応」（抜粋・要約）

(ア) 公立学校等の防災対策等

（第2編災害対策編 第2章施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上 5 事業所等における防災組織等の整備＜予防・事前対策＞ オ学校等の防災計画）
学校等において、多数の児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

・防災計画、防災組織、防災管理、防災教育

(イ) 公立学校における帰宅困難者対策の推進・促進

（第2編災害対策編 第2章施策ごとの具体的計画 第7 帰宅困難者対策 1 帰宅困難者支援体制の整備＜予防・事前対策＞ オ学校における対策）

学校は、災害時に児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅

困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

(ウ) 応急教育に関する計画の策定等

(第2編震災対策編 第2章施策ごとの具体的計画 第11 県民生活の早期再建＜予防・事前対策＞ 4 文教対策 ア学校の災害対策)

校長等は、以下の内容について事前計画を策定する。

- ①学校の立地条件などを考慮したうえ、応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- ②震災の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
 - ・市町村の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にすると同時に、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
 - ・防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
 - ・教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
 - ・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
 - ・学校においては、不時の災害発生に対する訓練を行うものとする。

(エ) 応急対策の指導及び支援

(第2編震災対策編 第2章施策ごとの具体的計画 第11 県民生活の早期再建＜応急対策＞ 7 文教対策 ア応急教育)

①発災時の対応

- ・緊急避難指示
- ・児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況確認と報告
- ・臨時休業等適切な措置
- ・避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立する。
- ・準備した応急教育計画に基づき、災害状況に応じた応急指導の実施
- ・応急教育計画の準備と教育委員会への報告及び保護者や生徒等への周知
- ・児童生徒への応急の救助及び手当の実施
- ・学校等施設内衛生の確保

②応急教育の準備

- ・教職員の掌握、校舎内外の整備、児童生徒の被災状況の調査、教科書及び教材の供与
- ・情報及び指令の伝達
- ・連絡体制の確立と指示事項の徹底
- ・教育活動の再開に当たり、登下校の安全確保に留意し、指導内容は心身の健康、安全教育及び生徒指導を主とする。
- ・避難した児童生徒へ教員は分担を定め、避難先を訪問し指導する。
- ・他の公共施設を確保し、授業の再開を期する。
- ・できるだけ平常授業にもどし、その時期について保護者に連絡する。

イ 水害対策における学校の対応については、以下の内容が定められている。

○「学校に求められる対策・対応」（抜粋・要約）

(ア) 竜巻や対処方法に関する知識の普及

(第3編風水害対策編 第2章施策ごとの具体的計画 第11 竜巻・突風等対策 1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及 イ竜巻対応マニュアルの作成【学校】)

- ・竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻への備える態度を育てる。
- ・竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- ・安全管理運営体制の充実を図る。

2 災害時における学校の対応基準

(1) 生徒在校時の災害対策基準

災害の程度		管理職	教職員	生徒の動き
震災	風水害			
原則として 震度5弱 以上の揺れが、学校所在の市町村で観測された場合	原則として 災害が発生 又は 発生が予想 される場合 (台風直撃等)	学校災害対策本部 の 設置 ※本部長は校長、 副本部長は副校長、教頭、 事務長等 ・授業継続又は打切りの判断 ・関係機関へ状況報告	・児童生徒への避難指示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の確認	・指示を受け、安全な場所へ避難 ・授業継続又は安全確認後下校指示

(2) 夜間・休日等の参集の基準

災害の程度		管理職	教職員	参集後の業務
震災	風水害			
勤務時間外において 震度5弱 以上の揺れが、勤務校所在の市町村で観測された場合	勤務時間外において 災害が発生 又は 発生が予想 される場合 (台風直撃等)	学校災害警戒本部 の 設置 学校災害警戒本部の 本部長(校長)及び 副本部長(副校長、教頭、 事務長等)は勤務校に参集 し、学校災害警戒本部を設置する。 必要に応じ 教職員 に対し 学校への参集 を連絡する。	教職員は、自宅で待機し、 学校災害警戒本部からの参集連絡があった場合 は、家族の安全を確認した後、所属校に参集する。	・児童生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外において 震度6弱 以上の揺れが、勤務校所在の市町村で観測された場合	勤務時間外において 相当規模* の 災害が発生 又は 発生が予想 、又は 特別警報が発表 された場合	学校災害対策本部 の 設置 学校災害対策本部の 本部長(校長)及び 副本部長(副校長、教頭、 事務長等)は勤務校に参集 し、学校災害対策本部を設置する。	教職員は、家族の安全を確認した後、 所属校に参集 する。	・児童生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

*複数の市町村に災害救助法が適用される場合(予想される場合)

※病弱者、身体に障害のある職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業中に相当する教職員等で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

☆大規模地震発生時(震度5弱以上)における報告方法等について

学校災害警戒本部又は学校災害対策本部の開設後に、被害状況等の確認したうえで、報告専用ホームページ(<https://ecswb.center.spec.ed.jp/school/>)にて報告をする。

※令和3年12月24日付け 教県第801号「風水害、降雪等における授業措置等の報告専用ホームページでの大規模地震発生時における報告機能の追加について(通知)」参照

3 避難所としての学校

学校は、既存の建物を応急整備された避難所・避難場所として活用される。しかし、学校は、本来教育活動を行う場であり、震災の発生後、避難所として使用されていたとしても教育活動を再開しなければならない。そのため避難所としての活用を想定して、対応策を検討しておく必要がある。

また、円滑な避難所運営が図られるよう、市町村防災担当課や避難所指定地域住民代表者等を交えて協議しておく必要がある。

【指定別の準備】

指定別 役割等	防災拠点校 (避難所指定を含む)	避難所指定 (市町村指定)	避難場所指定 (市町村指定)	その他 (指定なし)
施設の役割	災害による被害を受けた住民等が、避難生活をするための場所である。	災害による被害を受けた住民等が、避難生活をするための場所である。	災害からの被害を避けるため、広い場所に一時的に避難する場所である。	避難所等の指定を受けていないとしても、災害発生時には住民等が避難してくる可能性がある。
備蓄品の有無	有（県配備） 管理：各学校での管理	有（市町村等） 管理：市町村防災担当課の管理	無	無
災害時の 学校開放形態	① 防災活動拠点施設として開放する。 ② 避難所として開放する。	避難所として開放する。 (体育館等)	避難場所として開放する。 (校庭等)	避難場所として開放する可能性有り。



埼玉県マスコット「コバトン」

Ⅱ 平常時の準備

1 防災教育の在り方

- (1) 教職員の研修
- (2) 避難訓練等の教育（教科内指導を含む。）
- (3) 緊急地震速報を利用した避難訓練

2 学校災害対策本部の整備

- (1) 授業日（震度5弱以上、台風直撃等による対応）
- (2) 夜間・休日等
 - ・震度5弱以上、風水害発生による対応
 - ・震度6弱以上、相当規模の風水害発生による対応
- (3) 連絡体制の整備

3 施設設備の管理・点検

- (1) 設備の安全確認と管理
- (2) 鍵の管理と責任者
- (3) 危険物・化学薬品等の管理点検
- (4) 施設利用区分の確認（防災拠点校・避難所指定校）
- (5) 重要書類の保管と管理
- (6) 連絡（通信）用機器の管理点検

4 県市町村等関係機関との連携

5 地震予知発令時の対応

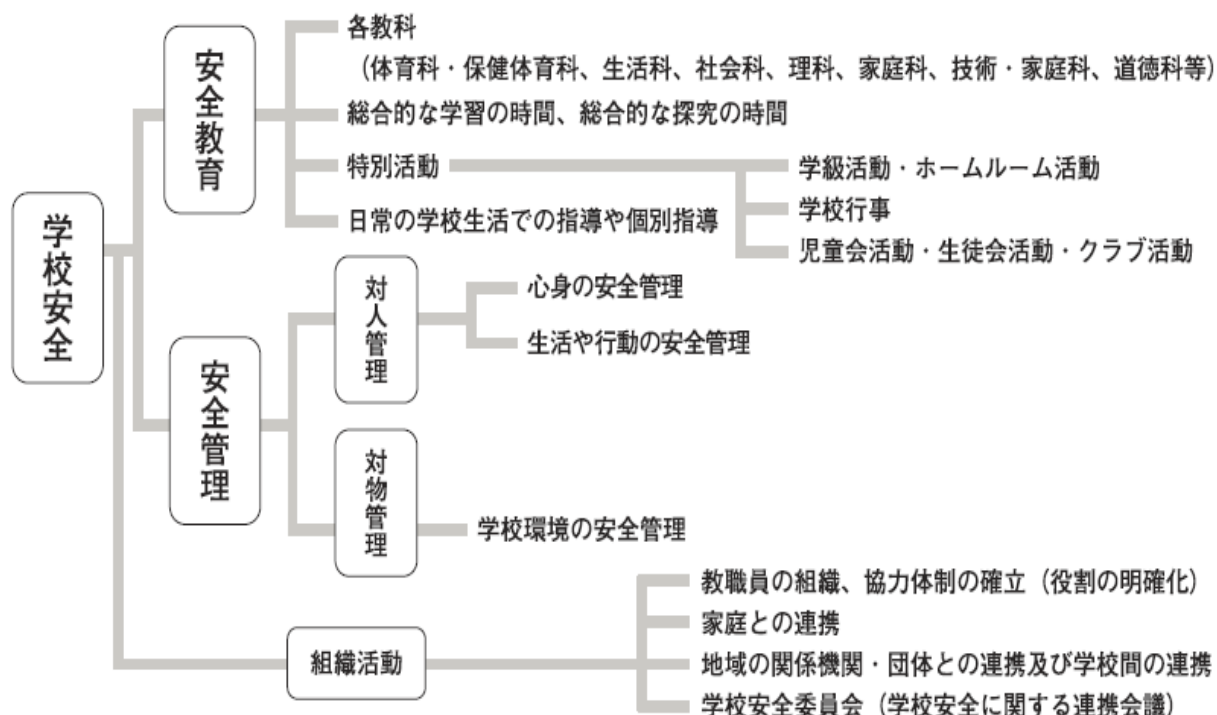
- (1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件
- (2) 情報発表・防災対応等の流れ及び地震への備え
- (3) 教職員への指示

6 避難所としての整備

- (1) 開放箇所と収容人員の確認
- (2) 備蓄品の管理点検

Ⅱ 平常時の準備

1 防災教育の在り方



(1) 教職員の研修

東日本大震災及び令和元年東日本台風を教訓にして以下のことを研修する。

- ア 地震、風水害、その他の災害について
- イ 教職員の安全確保と安否確認の方法について
- ウ 児童生徒の安全確保と安否確認の方法について
- エ 児童生徒の引渡し等の方法について
- オ 避難所の開設（初動）について

Q & A

Q	A
研修会の参考資料等がありますか。	①災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用） （平成22年3月 文部科学省） ②学校施設における非構造部材等の耐震対策事例集 （平成17年12月 国立教育政策研究所） ③校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版） （平成27年3月 文部科学省） ④緊急地震速報～まわりの人にも声をかけながらあわてず、まず身の安全を！！～ （平成30年3月 気象庁） ⑤学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き （平成24年3月 文部科学省） ⑥学校の危機管理マニュアル作成の手引き （平成30年2月 文部科学省） ⑦「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 （平成31年3月 文部科学省） ⑧学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン （令和3年6月 文部科学省）

(2) 避難訓練等の教育（教科内指導を含む）

ア 防災教育年間計画

イ 訓練計画

- ・教職員の安全確認
- ・生徒の安全確認
- ・避難経路（校舎の耐震確認）・避難場所等の確認

ウ 救護・応急処置

避難訓練

【施設管理】消防法 第8条

◎学校に防火管理者を置かなければならない。

【実施】消防法施行令第4条第3項

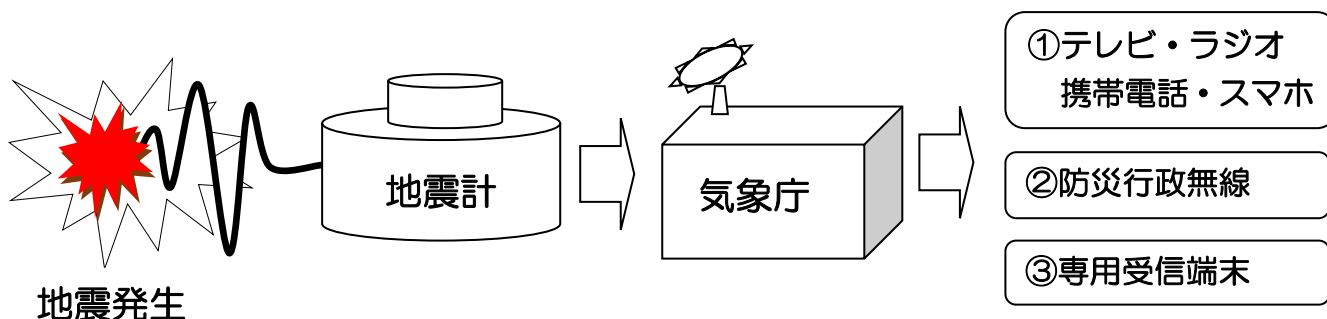
◎防火管理者は、通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

(3) 緊急地震速報を利用した避難訓練

ア 緊急地震速報とは

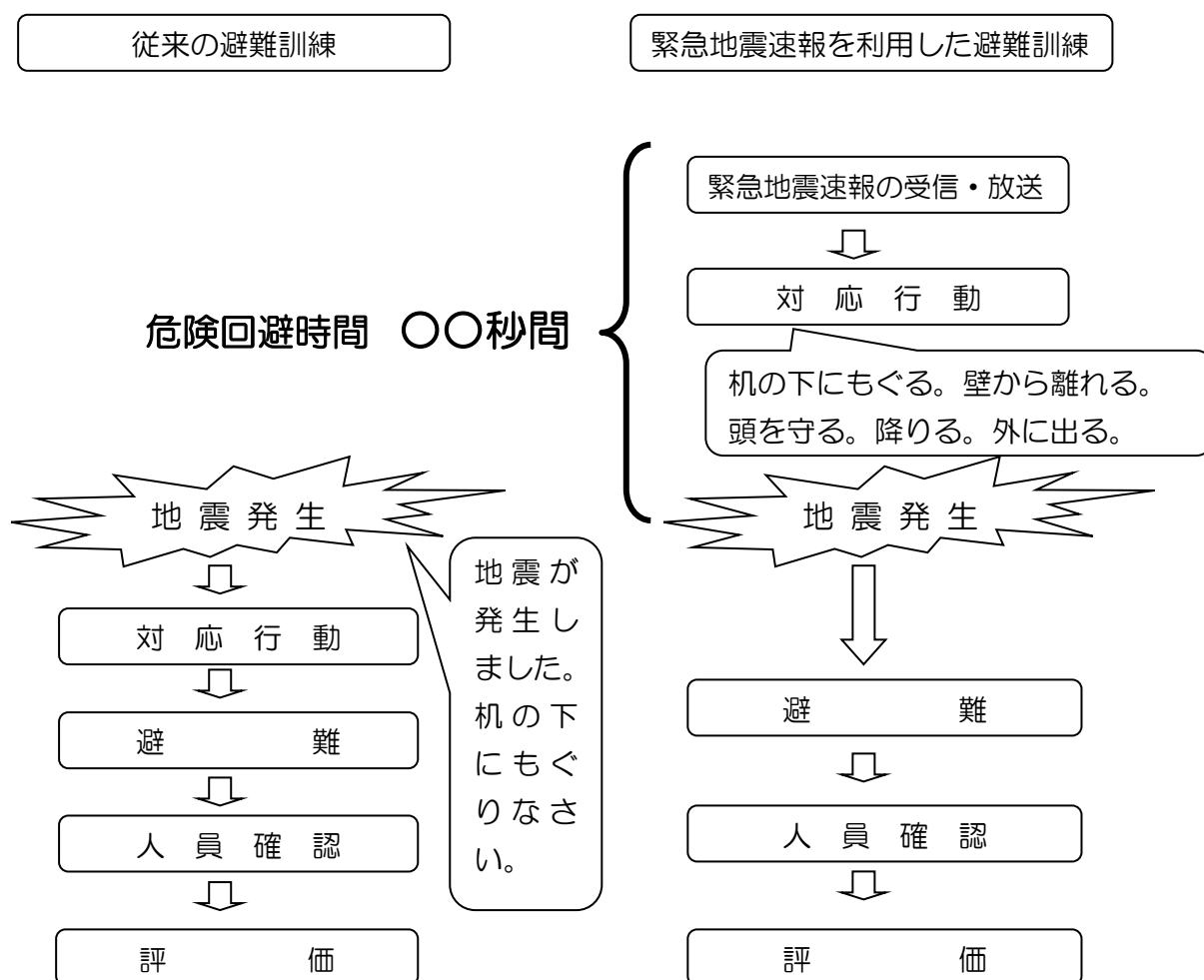
緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報である。

これにより、地震の強い揺れが到着するよりも早く、これから大きな揺れが来ることを知ることができます。



- ① テレビ・ラジオ・携帯電話・スマホに、震度5弱以上を予測した場合に、震度4以上を予想した地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。
- ② 防災行政無線により、準備の整った放送局や市町村（全国瞬時警報システムJ-ALERT）から放送が開始される。
- ③ 専用受信端末などでは、気象庁が発表する警報や予報のほか、地震防災のニーズに合わせて任意の地点での震度や主要動到達時刻を入手することができる。

イ 緊急地震速報を利用した避難訓練（従来の避難訓練との違い）



Q&A

Q	A
緊急地震速報を利用した避難訓練の計画例等がありますか。	熊谷地方気象台のホームページに、緊急地震速報を利用した避難訓練の行い方の紹介がされています。 県教育委員会から訓練の様子DVDが配布されています。
緊急地震速報の専用端末機器がなくても訓練は必要ですか。	地震が来る前の数秒間に、何ができるのかを子どもの時から身に付けておくことが、将来的に大きな意味があります。 携帯電話等でチャイム音を聞く機会や、自宅でテレビを見ている場面、旅先等様々な機会、チャイム音を耳にした時に、反応できる力を育成することは、大変重要であり意義のあることです。

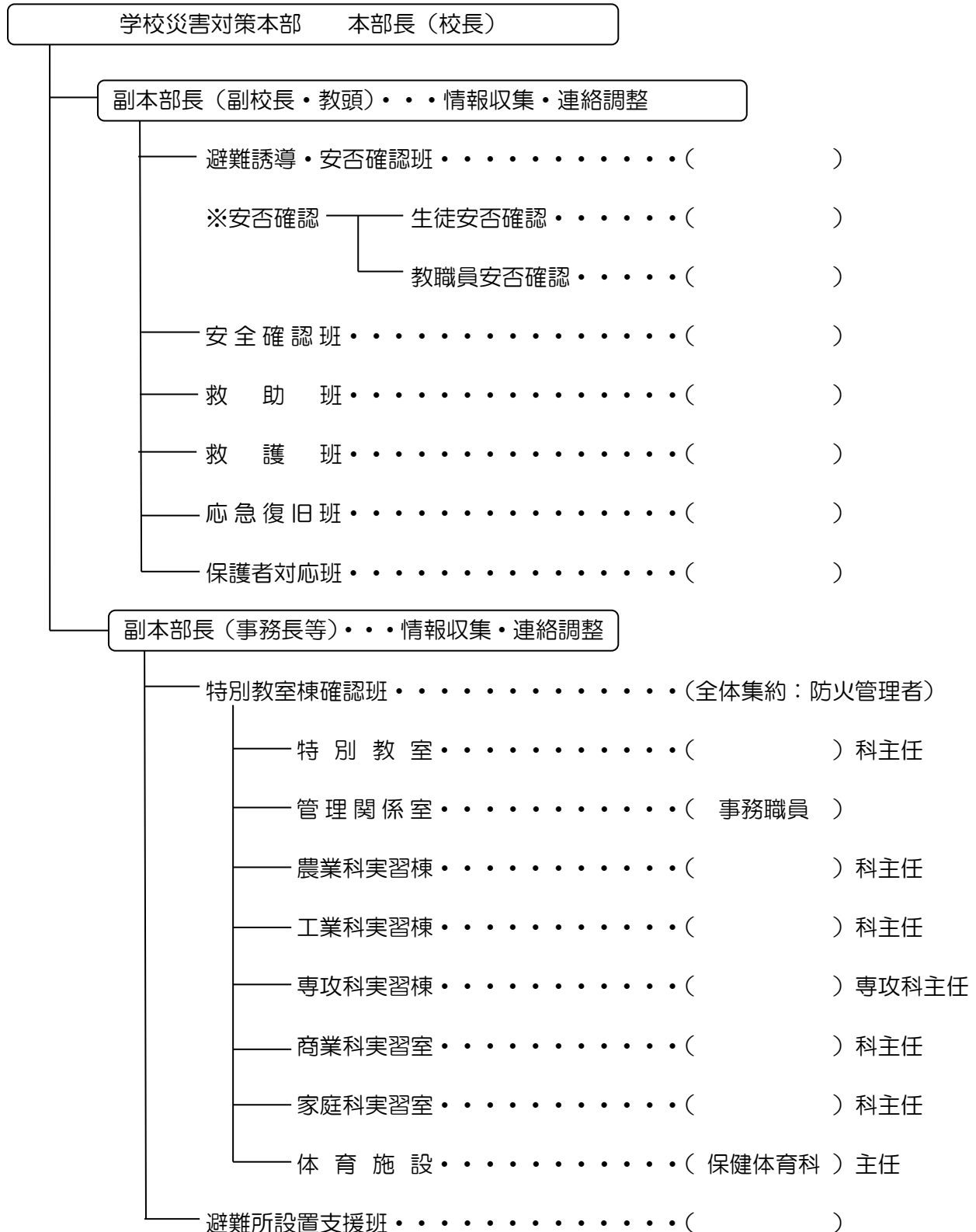
2 学校災害対策本部の整備

(1) 授業日（震度5弱以上、台風直撃等による対応）

学校は、震度5弱以上の地震が発生した場合、及び台風直撃等により災害が発生または発生が予想される場合は、直ちに学校災害対策本部を設置し初期対応を実施する。

そのためには、教職員全員が自校の学校災害対策本部体制を十分に理解し、組織的な対応がより図られるよう事前の準備が重要である。

ア 教職員組織



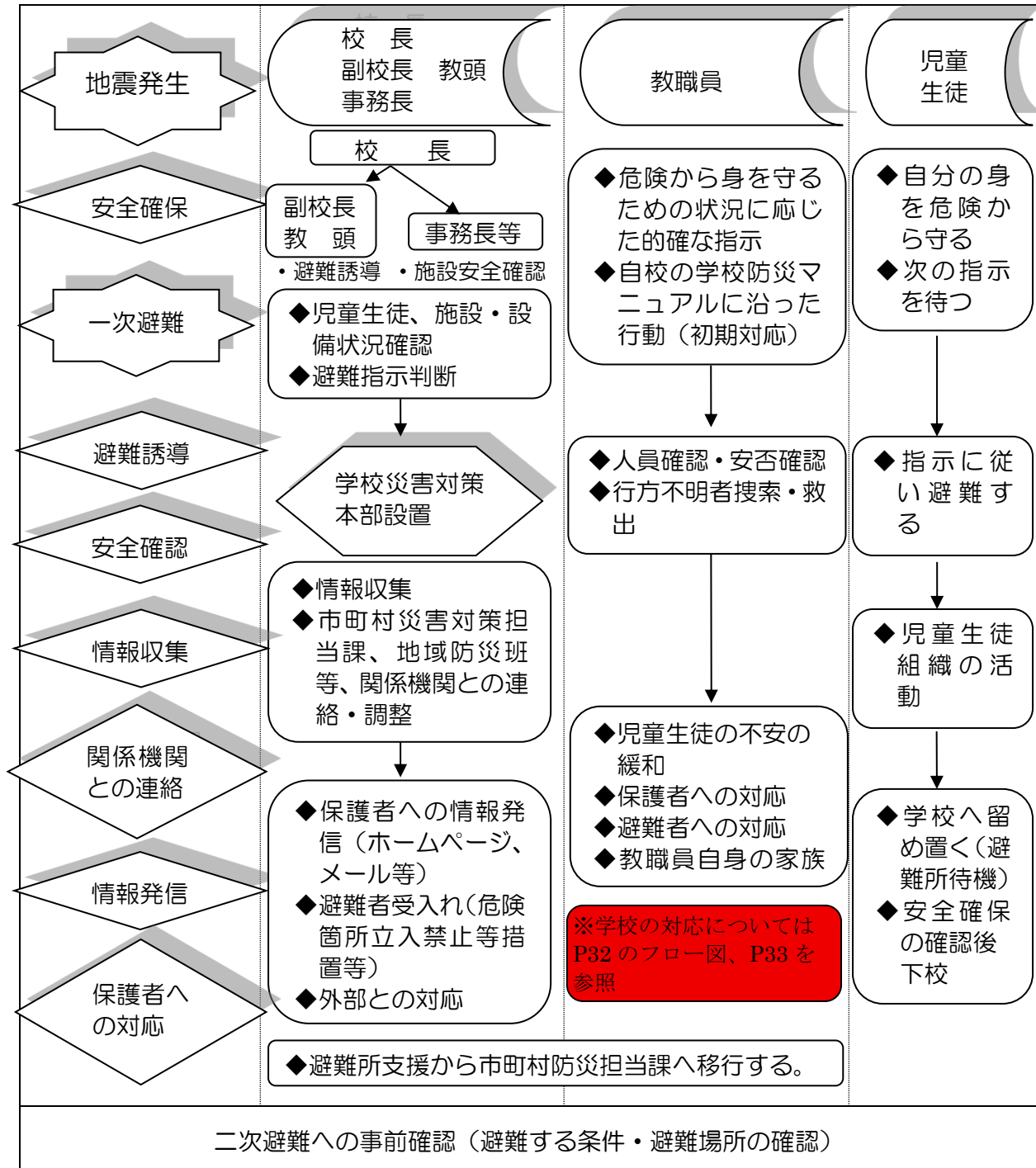
イ 各班の活動内容〔例〕

役割分担	主な活動内容	事前の準備
本部長 副本部長	○校内の災害状況の把握 ○対策の決定、指示 ○児童生徒、教職員の安全確保 ○各班との連絡調整 ○非常時持出し書類の搬出 ○市町村教育委員会及び市町村防災担当課との連絡調整（必要物資要求等） ○地域防災拠点としての運営支援 ○災害対策本部用日誌への記録 ○必要物資の要求	○研修会の実施、日常の確認・点検 ○持出し書類、物品の確認 ○市町村教育委員会、市町村防災担当課、地域防災担当者との確認 ○災害対策本部用日誌 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○報道対応準備
避難誘導・ 安否確認班 （授業担当教員）	○児童生徒の安全確保 ○負傷者の有無の確認 ○一次避難場所への避難誘導・整列指示 ○児童生徒・教職員の安否確認 ○名簿による確認	○事前の避難経路確認、指定 ○避難経路図作成 ○校内避難経路矢印表示 ○確認名簿
安全確認班	○火災があった場合の初期消火 ○校内被害状況点検・整備 ○二次災害危険防止の措置 ○二次避難場所への経路確認・確保	○定期的な安全点検の実施 ○消火用具の準備・管理 ○二次避難場所対策
救助班	○数チーム編成による活動 ○負傷者の救助 ○行方不明者の捜索	○校内略地図 ○軍手、ヘルメット、マスク ○救出用用具
救護班	○応急手当 ○応急手当の記録 ○医療機関との連携	○応急手当用備品確保・管理 ○記録用紙 ○医療的なケアが必要な生徒への対応
応急復旧班	○施設等の構造的被害状況の把握 ○危険箇所の処理 ○危険箇所の立入り禁止表示 ○授業教室の確保	○復旧に必要な機材、用具の確保・管理 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○被害調査票
保護者対応班	○引渡し場所の確認・指定 ○引渡しカードによる身元確認の後、保護者・代理人への引渡し ○保護者への情報発信	○事前の引渡しカード作成、回収・確認 ○確認名簿 ○引渡し配置図
特別教室棟確認班	○被害状況の確認 ○危険箇所の処理 ○危険箇所の立入禁止表示 ○授業教室の確保	○復旧に必要な機材、用具の確保・管理 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○被害調査票
避難所設置支援班 （応急対策業務）	○市町村防災担当課、地域防災拠点委員との連絡・調整 ○避難者の受付 ○立入禁止区域の設定・表示 ○受入れ場所の開放、表示	○名簿用紙 ○表示関係 ○校内配置図 ○市町村、地域との事前確認
スクールバス班	○バス会社への連絡	○運行コース地図

ウ 班活動の留意点

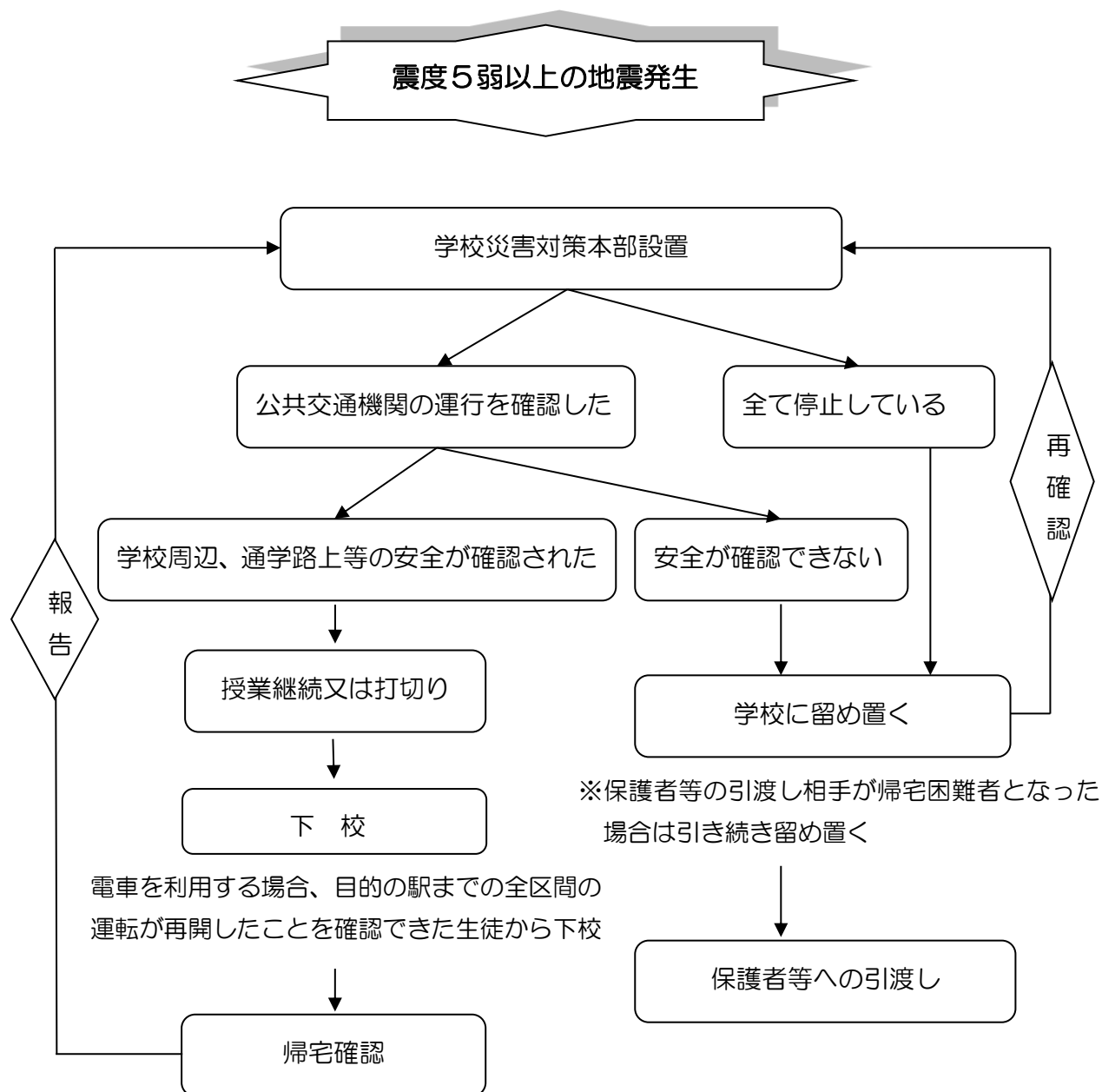
- ・班編成、名称等については、各学校の教職員数等を考慮し実態に応じて編成する。
- ・平常の準備を通して、各班の核となる担当者（責任者）を定め進めていくが、災害発生時は臨機応変に対応できるように教職員全体の共通理解を図る。
- ・災害発生時は、各班との連携を十分に図り、組織が一体となった活動を展開する。

エ 児童生徒在校時のイメージ図（地震発生時）



オ 公共交通機関の影響による対応について

公共交通機関（電車・バス）を利用して通学している児童生徒については下記のとおり対応する。



※徒歩又は自転車で登校している児童生徒は、道路状況の安全確認を十分に把握した上で判断する。

※一斉帰宅抑制が呼びかけられた場合の対応については P32、P33 を参照

Q&A

Q	A
一次避難場所を校庭としているが、雨等、悪天候の場合どのように対応すれば良いのでしょうか。	体育館、集会室等、ある程度人数が収容でき安全が確保できる場所への避難が考えられます。各学校の規模（施設や生徒数）により、様々な状況に対応できるよう複数の案を考えておく必要があります。
生徒の組織活動は必ず行わなければならないのでしょうか。	各学校で段階的・計画的に訓練の中に組織活動を導入するなど、日頃からの取組が必要です。
引渡しの基準でない震度でも引き取りに来た保護者へはどのように対応すれば良いのでしょうか。	心配な保護者は引き取りに来ることが十分に予想されるため、あらかじめ教職員全体で共通理解しておくことが必要でしょう。

(2) 夜間・休日等

- ・震度5弱以上の地震、風水害が発生又は発生が予想される場合
- ・震度6弱以上の地震、風水害が相当規模で発生又は予想及び特別警報が発生された場合

ア 教職員組織

《震度5弱以上の地震が発生した場合（P8を参照）、風水害が発生又は発生が予想される場合》

校長・副校長・教頭・事務長等の管理職は参集し、学校災害警戒本部を設置し、初期対応を実施する。必要に応じて、教職員に対して参集を連絡する。

【学校災害警戒本部】

本部長（校長）、副本部長（副校長・教頭）・・・初期対応

必要に応じて、教職員に対して参集を連絡する。

【学校災害対策本部】

被害状況の報告

《震度6弱以上の地震が発生した場合（P8を参照）、風水害が相当規模で発生又は発生が予想される場合、特別警報が発生された場合》

管理職及び教職員は参集し、学校災害対策本部を設置する。管理職が到着するまでは、早く到着した教職員が代行する。

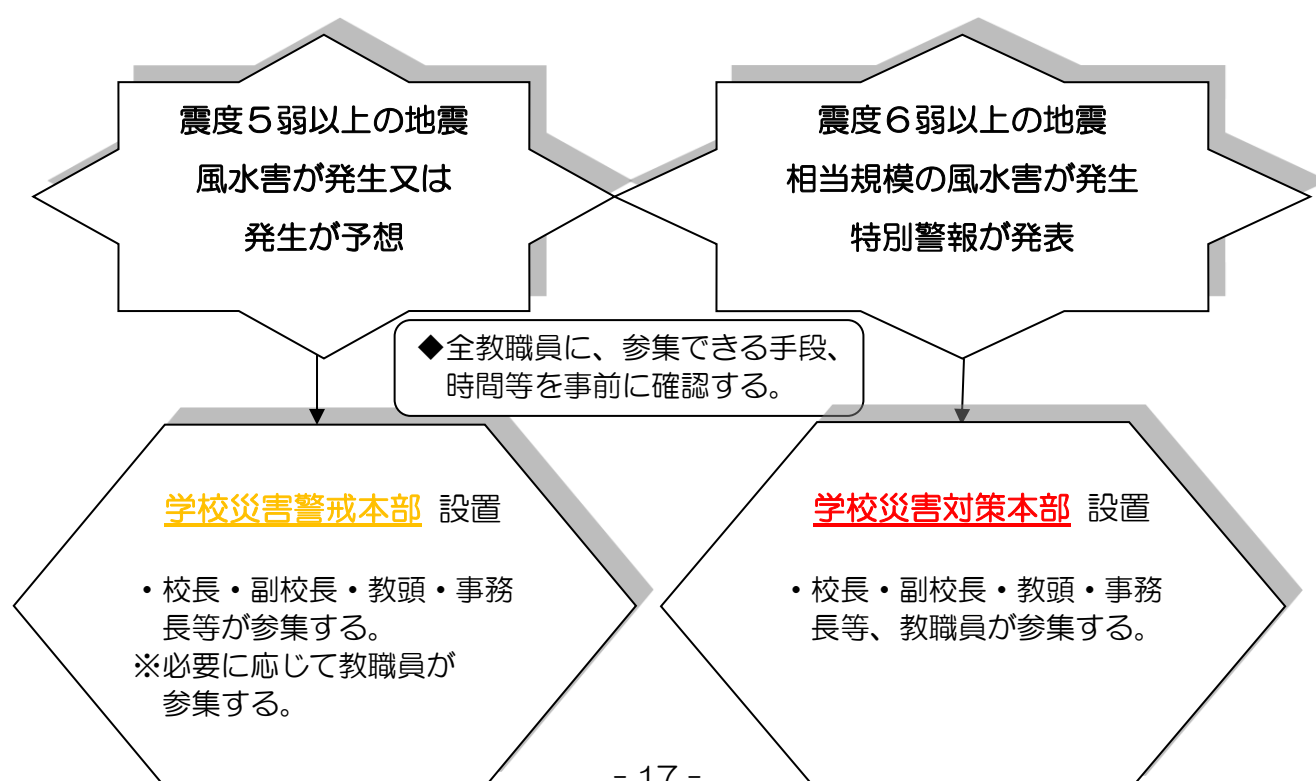
また、どの教職員でも代行を行えるよう事前に十分な確認を行う。

【学校災害対策本部】

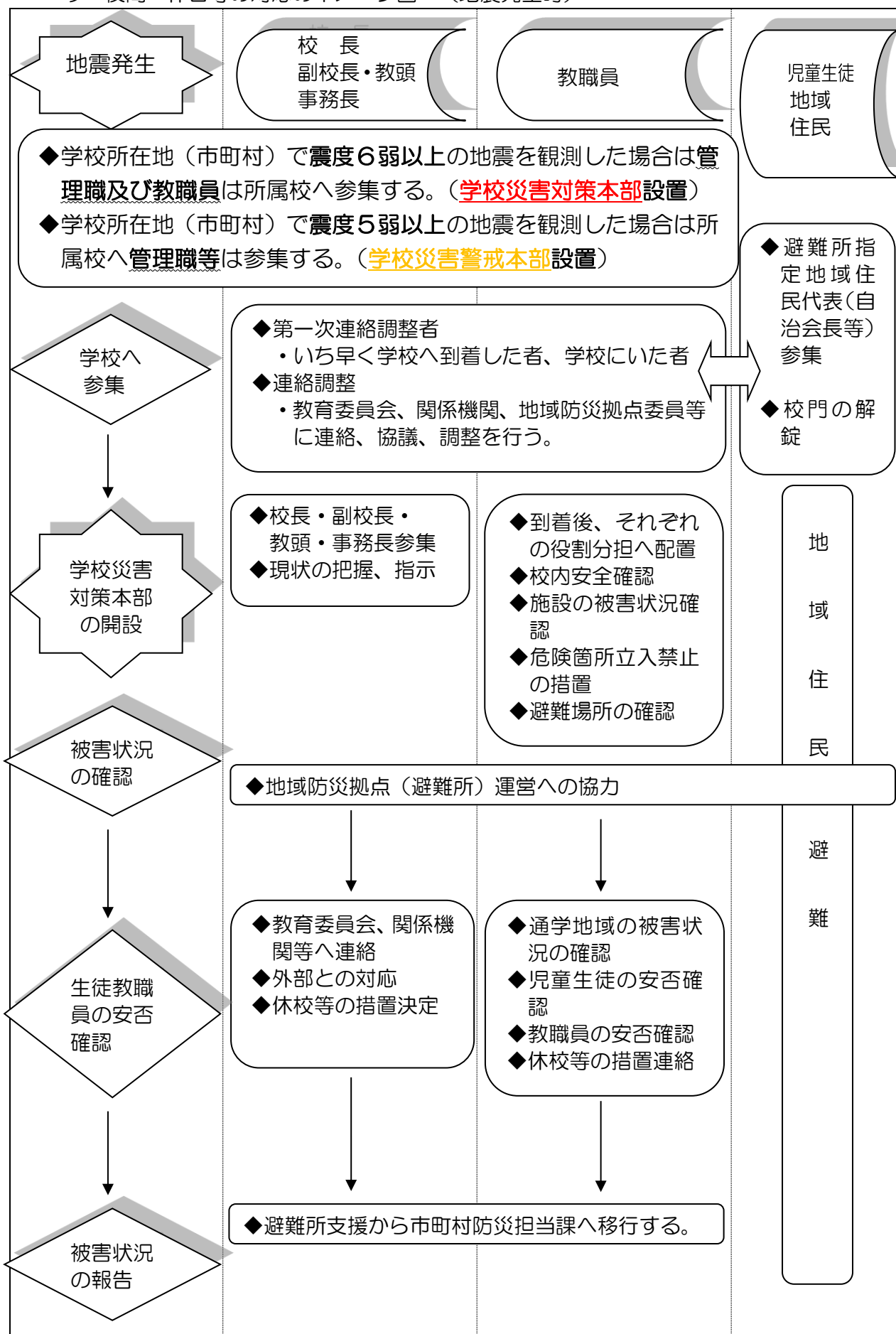
本部長、副本部長、教職員・・・初期対応

被害状況の報告

イ 学校参集の基準



ウ 夜間・休日等の対応のイメージ図（地震発生時）

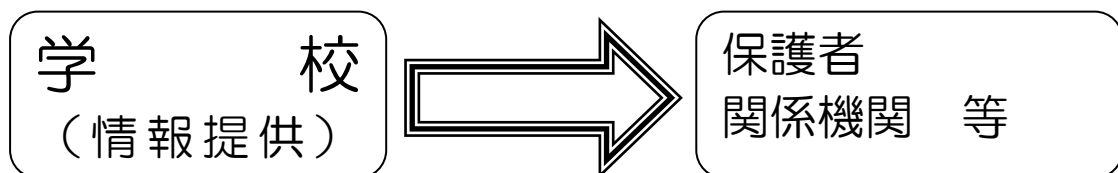


Q&A

Q	A
夜間・休日等の参集基準に「震度5弱以上の地震を観測した場合は所属校へ管理職等が参集し学校災害警戒本部を設置する」こととなっていますが、誰が参集すればいいのでしょうか。	埼玉県地域防災計画により、震度5弱以上6弱未満の地震が発生した場合は、本部長及び副本部長等が所属校へ早期に参集しなければなりません。 (学校災害警戒本部の設置) なお、管理職等とは、校長、副校長、教頭、事務長等です。
第一次連絡調整者として学校へ参集したが、外部との通信が一切通じない場合はどのように対応すれば良いのでしょうか。	校内の被害状況の確認、地域防災拠点(避難所)としての準備をできるところから始めましょう。外部との連絡は通信が復旧してから行いましょう。
「震度6弱以上の地震を観測した場合は所属校へ参集し学校災害対策本部を設置する」こととなっていますが、必ず参集しなければならないのでしょうか。	埼玉県地域防災計画により、震度6弱以上の地震が発生した場合は、自発的に必ず所属校へ早期に参集しなければなりません。 ただし、次のような事例が発生した場合は、直ちに参集せずその対応や安全確認を優先してください。 ①動けないような大きなケガを負った場合 ②家族に応急措置が必要な負傷者がでた場合 ③自己の住居が火災になっている、またはガス漏れ、近隣の火災等、二次災害が予想される場合 ④外出中、交通手段が遮断され、徒歩での参集さえも不可能な場合 ⑤所属校までの経路に甚大な被害(火災、建物倒壊、土砂崩れ、堤防決壊等)があり、徒歩での参集さえも不可能な場合 ⑥命に危険が生じる場合 ⑦育児休業中・病気休暇取得中の場合等

(3) 連絡体制の整備

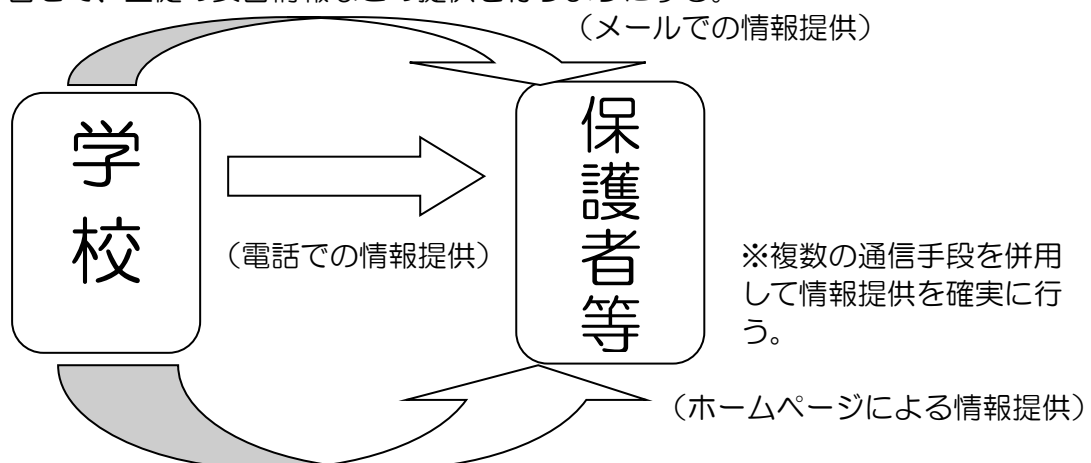
震災の発生時には、学校から児童生徒の安否情報や学校の被災状況について情報の提供が行われなければならない。ただし、通信手段の混乱が続いている場合には、相互の通信にこだわらず、学校からの情報発信は確保できるようにする。



ア 学校から保護者への情報提供

学校から保護者への情報提供については、安心と信頼を得るための最大の手段であり、生徒の安全の確保にもつながる。

学校から保護者への情報提供の方法は以下のものが考えられるが、複数の手段を組み合わせ、生徒の安否情報などの提供を行うようにする。



① 一斉送信メール

「緊急連絡システム」として、保護者から携帯電話やパソコンのメールのアドレスの提供を受け、一斉に状況を配信できるシステムを構築する。

② 学校ホームページの充実

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、学校の状況等について、最新の情報提供に努める。

※ NetCommons（ネットコモンズ）を使った、一斉メール配信やホームページの整備が推奨されます。

【NetCommons(ネットコモンズ)について】

NetCommons は、国立情報学研究所で開発されたコミュニティウェアです。全ての県立学校で利用することができ、ホームページ等に活用されています。

（活用に関しての利点）

- ・ ホームページの更新をワープロ感覚で容易に行うことができます。
- ・ インターネットを介して校外から更新ができるので、緊急時にも対応ができます。

また、県立学校間ネットワークシステムのサーバは、災害に強いデータセンターに設置してあるため、停電の影響を受けにくくなっています。

③ 災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、より確実に連絡が取れる手段であるが、使用に際しては制約があるので確認を要する。（個人的な使用にのみ利用すること。）

○ 災害用伝言ダイヤルについて

- ・ 利用できる電話

個人加入電話、公衆電話、ひかり電話及び避難所等に設置されている公衆電話、携帯電話、PHS からの利用に関しては、契約している通信事業者へ確認する。

- ・ 提供開始の時期

震災発生時に、被災地の方の安否情報を確認する通話が増加し、被災地への通話につながりにくくなった場合このサービスが提供される。

○ 通信各社が提供している災害用伝言サービス（参考）

- ・ NTT 東日本「災害用伝言ダイヤル171」
- ・ NTT 東日本「災害用伝言板 web171」
- ・ NTT ドコモ「災害用伝言版」
- ・ KDDI (au)「災害用伝言板サービス」
- ・ SoftBank「災害用伝言板」
- ・ ワイモバイル「災害用伝言板サービス」

○ 体験利用日

- ・ 毎月1日・15日
- ・ 防災週間(8/30～9/5)
- ・ 防災とボランティア週間(1/15～1/21)
- ・ 正月三が日(1/1～1/3)

Q&A

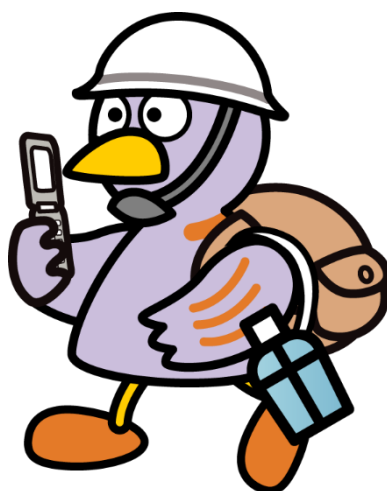
Q	A
家庭との安否情報の確認方法はどうしたら良いですか。	災害発生時に、生徒の安否情報の確認や、各家庭との連絡を取り合う方法をあらかじめ決めておく必要がある。 携帯電話や家庭固定電話など複数の連絡方法を確認しておきましょう。
「緊急連絡システム」を構築する際の注意点は何か。	保護者の個人情報扱うことになるため、取扱いに関しては厳に注意しましょう。（アドレス等の管理は、指定された者のみで行う）また、使用目的を明確にし、目的以外には使用してはいけません。
一斉メール配信システム構築により注意することはありますか。	個人情報を扱うため慎重に対応しましょう。以下の点に気を付けると良いでしょう。 ・担当者を限定するなど、万全の態勢を取りましょう。 ・年度ごとのアドレス処理を行いましょう。（学年等に分けて、年度ごとに整理しましょう。） ・必要以上の人に配信されないようにアドレスを管理しましょう。（防犯上のためです。）
伝言ダイヤル等はどのように活用するのですか。	基本的に個人の利用に限られます。児童生徒と保護者の連絡を行えるように周知を行いましょう。
生徒と保護者の間で連絡の取れる手段は何がありますか。	震災発生時の通信手段が混乱している状況では、携帯電話よりも家庭用固定電話、家庭用固定電話よりも公衆電話の方がつながりやすかったようです。

イ 教職員連絡体制の整備

緊急メールや電話連絡による連絡体制を整備する。

ウ 教職員動員計画の整備

居住地等を考慮して作成する。



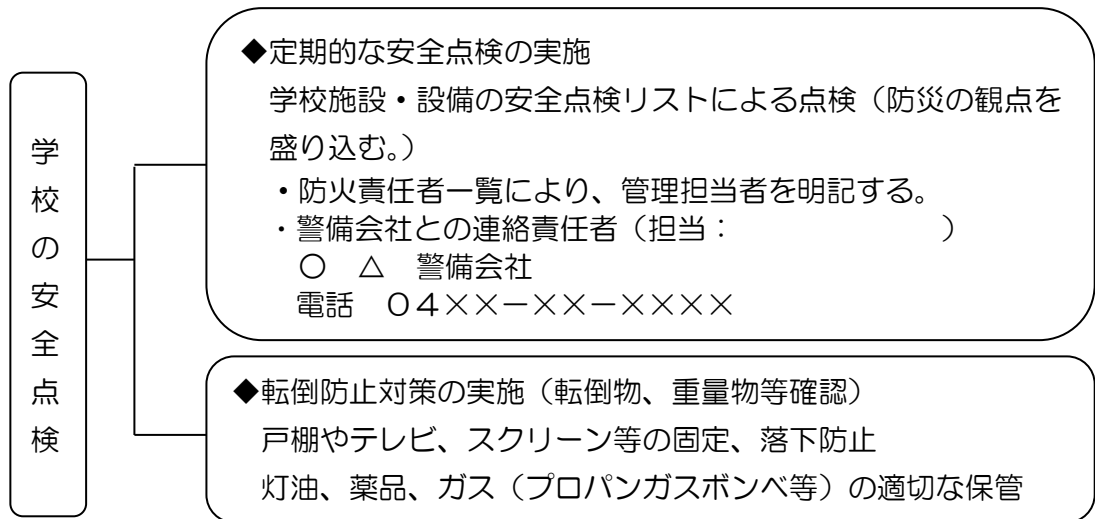
埼玉県マスコット「コバトン」

3 施設設備の管理・点検

(1) 設備の安全確認と管理

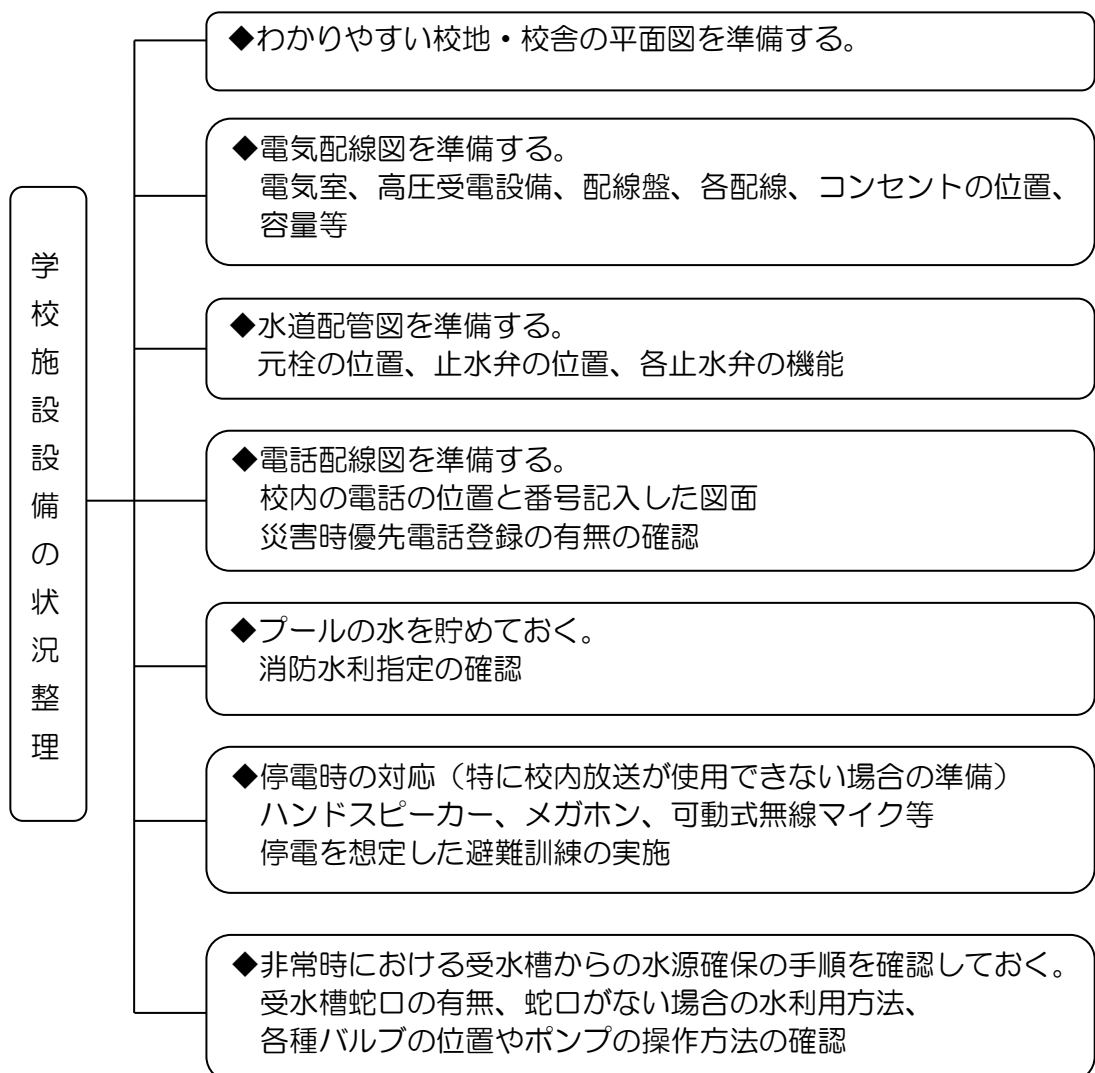
ア 安全点検の実施

通常行っている安全点検に防災の観点を盛り込む。



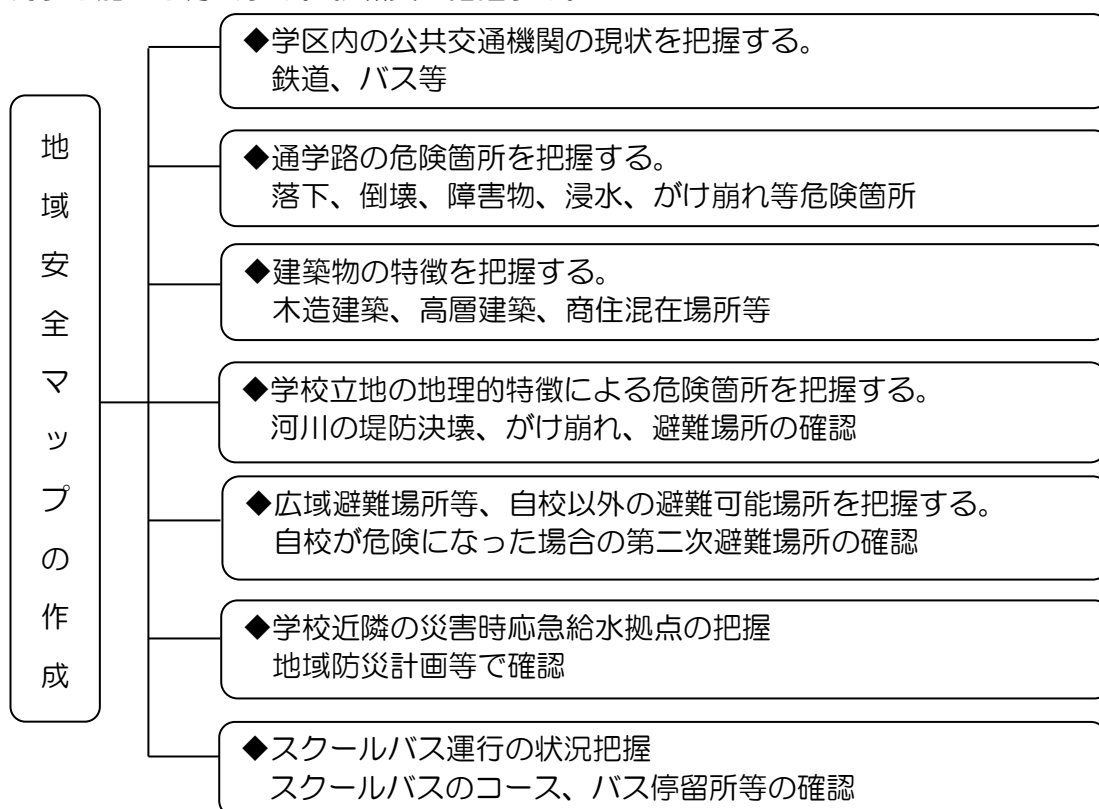
イ 施設設備の状況整理

責任者や主任だけでなく、全教職員が把握できるようにする。



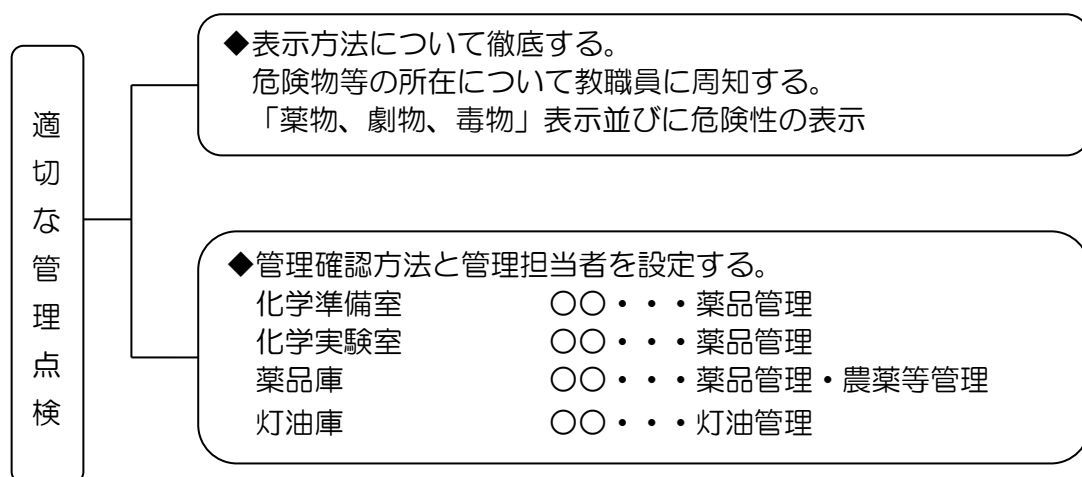
ウ 地域安全マップの作成

児童生徒による学校周辺や通学路における危険場所を確認するとともに、自ら危険を予測する能力を育成する。教職員も把握する。



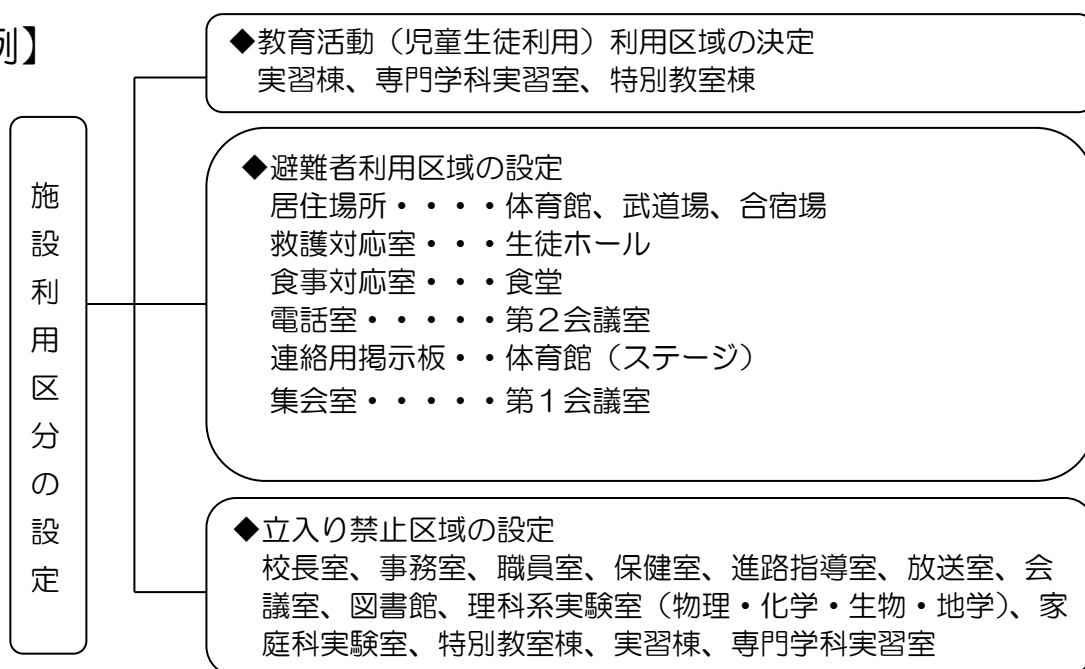
(2) 鍵の管理と責任者
市町村と協議し徹底しておく。(参考資料1)

(3) 危険物・化学薬品等の管理点検



(4) 施設利用区分の確認（防災拠点校・避難所指定校）

【例】



【水害（豪雨）の場合】

校舎が浸水する可能性がある場合は、校舎上層階等への垂直避難をする必要がある。

(5) 重要書類の保管と管理

ア 日常の管理と非常時の持出し等の確認

【例】

項目	関係書類	保管場所	管理責任者	持出し者
教務関係	・指導要録他、学校教育法で定められている公簿類等	職員室耐火金庫	教務主任	
学事・管理関係	・学籍に関する書類、出席簿 ・生徒名簿 ・生徒調査票 等	事務室耐火金庫	事務長	
保健関係	・健康診断票 ・歯の検査表 ・その他、生徒の健康に関する記録 等	保健室	保健主事	

※ 非常時に持ち出す書類を確認する。非常時には、誰がどのように持ち出すかを事前に取り決める必要がある。

※ 非常時のための持出し袋を事前準備し、備え付けておく。

※ 学校独自に、「非常時持出一覧表」作成する。

(6) 連絡（通信）用機器の管理点検

整備機器	設置場所	管理・点検担当者	備 考
災害時使用コンピュータ			
災害時使用電話			
校内放送機器			
非常用無線			防災無線
パーソナル無線			トランシーバー
簡易拡声装置			ハンドマイク

4 県市町村等関係機関との連携

連携委員会の設置

市町村から避難所として指定された学校においては、年度当初に市町村防災担当課と連携を図り、連携委員会を設置する。

ア 各県立学校と市町村等関係機関とで設置する。

各県立学校、市町村防災担当課、市町村教育委員会、避難所指定地域住民代表（学校医、保健所等）

イ 連携委員会設置に際し、各県立学校、市町村防災担当課、市町村教育委員会、避難所指定地域住民代表等との間で、連絡先を確認し、災害発生時には連携を図れるようにすること。また、災害時の県立学校施設使用に関して、「災害時における県立学校の使用に関する覚書」を交わすこと。

Q & A

Q	A
災害発生時に連絡を取る学校内の防災担当者は、1名で良いですか。	災害の状況を想定して、複数名の担当者を決めることが望ましいでしょう。
連絡を受けた学校内の防災担当者は何を行うのですか。	災害発生に際し、関係機関との連絡調整を行い、市町村の地域防災計画に基づき、学校が避難所として開設される際の対応を行います。

ウ 計画的に会議を開催する。

市町村防災担当課と年度当初に連携会議を開催し、学校と市町村の連携を確認しておく。

Q & A

Q	A
防災拠点校も「災害時における県立学校の使用に関する覚書」を市町村と交わすのですか。	【参考資料1】を参照してください。学校の状況等により内容を変え、市町村との間で交わしましょう。



埼玉県マスコット「コバトン」

5 地震予知発令時の対応

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

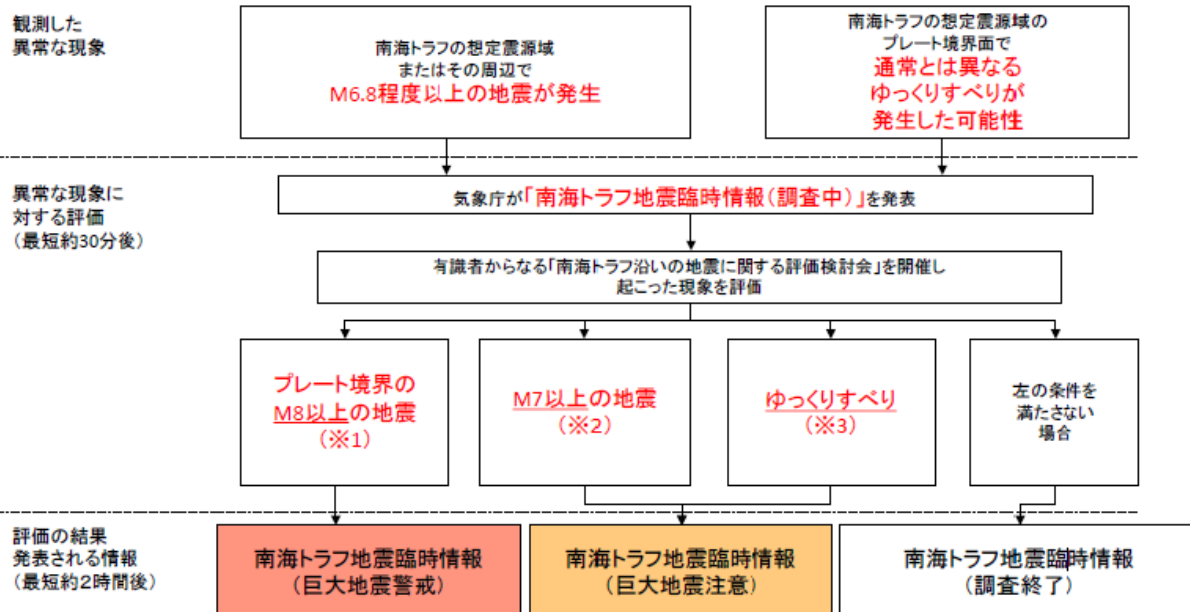
「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、以下の2種類の情報名で発表されます。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (4つのキーワード付記)	- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 - 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震とし関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	- 監視領域内※1において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） - 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべり※3が発生したと評価した場合
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸50km程度までの範囲 ※2 太平洋プレートの沈みに伴う震源が深い地震は除く ※3 プレート境界面の異常なすべり	
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連 解説情報	- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

(2) 情報発表・防災対応等の流れ及び地震への備え

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
（最短） 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 （必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間※4	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 （必要に応じて避難を自主的に実施）	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

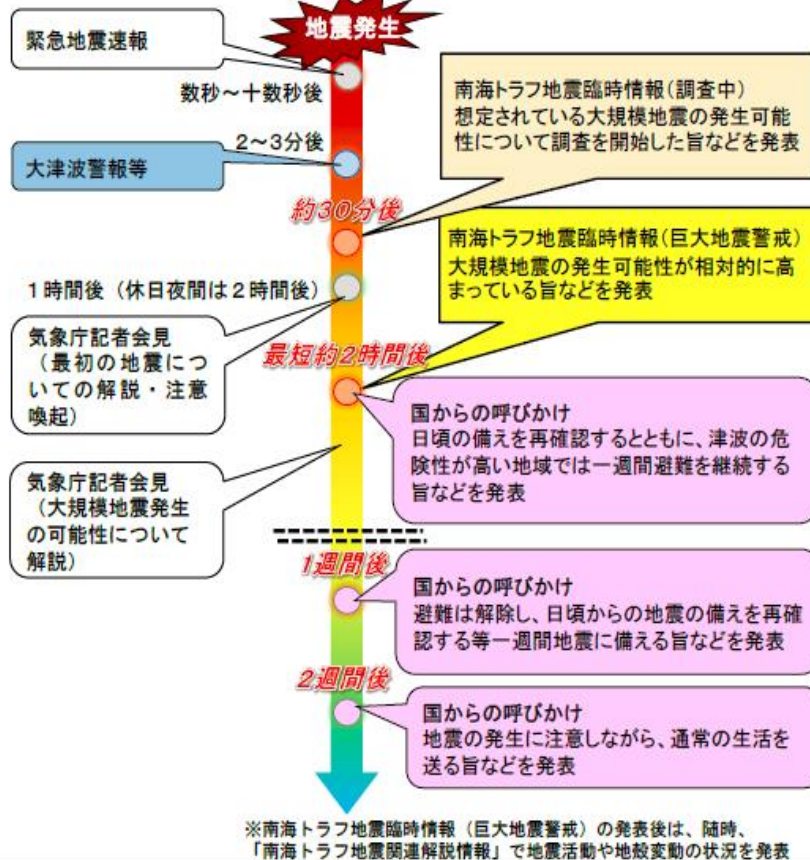
※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※4 2週間とは、後発地震警戒対応期間（1週間）＋後発地震注意対応期間（1週間）

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ



【巨大地震警戒対応】日頃からの地震への備えの再確認等

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要
- 地方公共団体は、同情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要
- 住民は、同情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要

- ・ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、日頃からの地震への備えを再確認することにより、地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要がある
- ・ 同情報発表時に、日頃からの地震への備えの再確認することに加え、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、津波・土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性等をあらかじめ把握し、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・ 避難場所・避難経路の確認
 - ・ 家族との安否確認手段の確認
 - ・ 家具の固定の確認
 - ・ 非常持出品の確認
- など

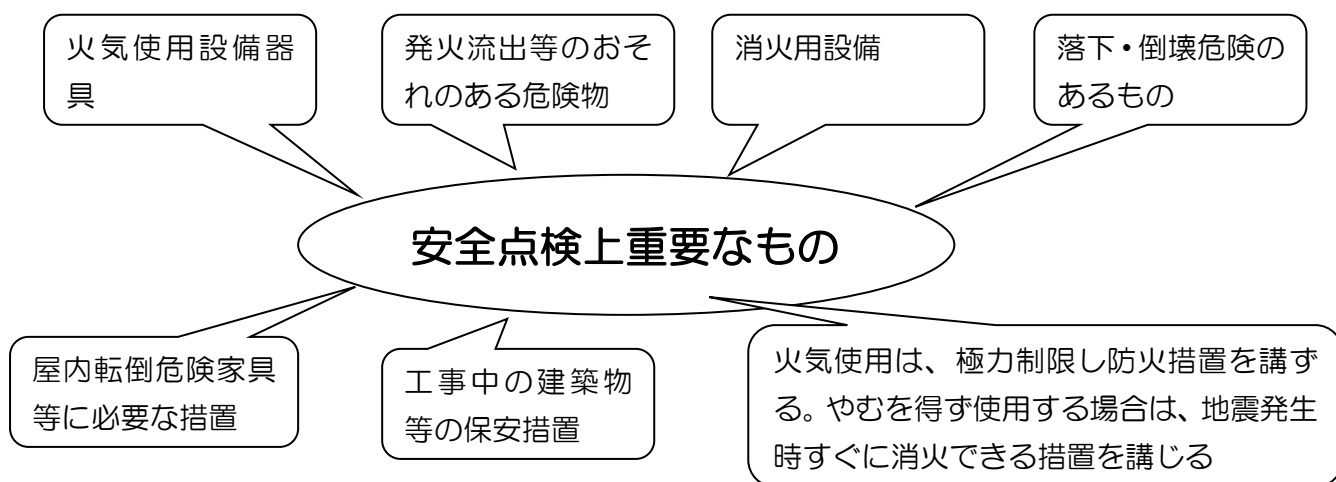
できるだけ安全な防災行動の例

- ・ 高いところに物を置かない
 - ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
 - ・ すぐに避難できる準備(非常持出品等)
 - ・ 危険なところに行きたくない
- など

※このような防災対応は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)後の最も警戒すべき1週間に限らず、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時等においても同様

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」(内閣府)より

- (3) 教職員への指示
 災害発生時の対応に従って対応するよう指示する。
 災害発生時を想定し、校内の安全確認を行う。
 ア 安全確認を行う上で重要なもの



6 避難所としての整備

(1) 開放箇所と収容人員の確認

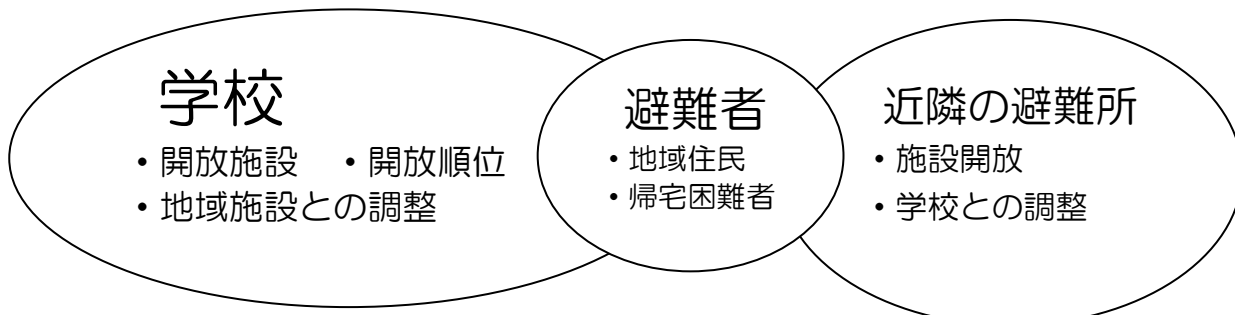
災害の発生後、市町村防災担当主管課担当者から、学校防災担当者へ地域避難者（帰宅困難者等）を収容する要請（避難所開設）が入る。避難所開設から、学校再開までの間に、避難者収容施設以外の場所での教育活動再開を計画しなければならない。そのために、あらかじめ以下の項目に注意しながら、学校開放に向けた計画を立てておく。

（計画の留意点）

- ・学校教育活動の再開が原則である。
- ・避難者は地域住民と、帰宅困難者が想定されるため、市町村担当者と調整する。
- ・学校の生徒についても、帰宅困難になることが予測される場合、受入れる避難者よりも優先して人数の想定を行っておく。
- ・地域住民及び帰宅困難者の収容について、学校として概ね収容できる人数を明らかにしておく。
- ・収容できる人数について決定がされた場合、収容できる場所についても収容人数に合わせ、開放箇所を決定し、開放する優先順位も定めておく。
- ・学校近隣の避難所として想定される施設管理者と、避難者の受入れについて、事前に調整しておく。
- ・川の決壊や大雨による浸水が発生した場合、建物内のより高い場所に避難する垂直避難を想定しておく。

(2) 備蓄品の管理点検

防災拠点校（県立学校 38 校）及び防災備蓄品を備えている学校は、備蓄品を配備した担当課所や、市町村防災担当主管課の指定する様式に従って、定期的に管理点検を行わなければならない。また、定期的な点検以外において、備蓄品の毀損等が発見された場合は、速やかに報告を行う。



Ⅲ 災害発生時の対応

1 児童生徒への避難指示

- (1) 児童生徒在校時
- (2) 児童生徒登下校時
- (3) 校外行事
- (4) 在宅時
- (5) 児童生徒の保護者への引渡し
- (6) 特別支援学校・定時制における対応ポイント

2 公共交通機関混乱への対応

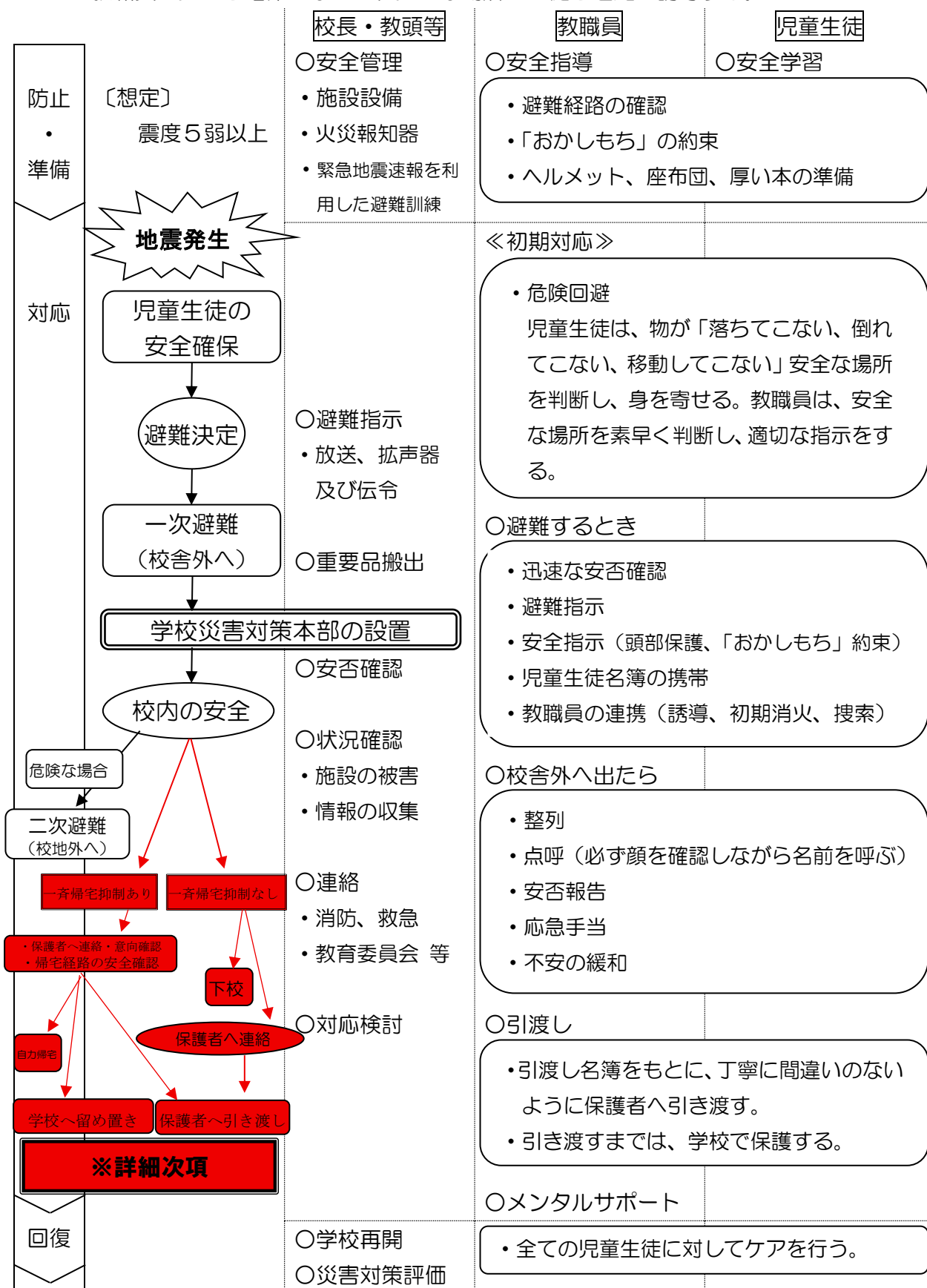
- (1) 運行状況の確認
- (2) 児童生徒帰宅の対応
- (3) 帰宅困難者の対応

Ⅲ 災害発生時の対応

1 児童生徒への避難指示

(1) 児童生徒在校時

教職員は安全を確保しながら、安全な場所に生徒を避難・誘導する。



大規模災害で一斉帰宅抑制が呼びかけられた際の留め置き、引き渡し、自力帰宅の判断基準等

- 大規模災害が発生した場合は、児童生徒を保護者のもとへ帰すことを基本とする。
- 一方、国や県から一斉帰宅抑制の呼びかけがあった場合、児童生徒は学校に留め置きを基本とする。ただし、保護者が引渡し等を希望する場合は、保護者の意向（引渡しの希望あり、自力帰宅）と児童生徒の状況（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人（帰宅断念者）、遠距離徒歩帰宅者、近距離徒歩帰宅者）により、以下の表に基づき「引渡し」等を行う。
- 学校は平時から保護者に、一斉帰宅抑制の趣旨を説明し、留め置きへの理解を求める。

児童生徒 保護者の意向		自宅が遠距離にあること等により 帰宅できない人（帰宅断念者）	遠距離徒歩帰宅者 近距離徒歩帰宅者
引渡し の希望	なし	留め置き	留め置き
	あり	引渡し	引渡し
自力帰宅		留め置き	☆

☆次の2点を満たした場合のみ自力帰宅を許可する

- ①自力帰宅の帰宅先が自宅または保護者の指定する場所（親戚宅等）であること。
- ②災害復旧の妨げにならず、「自宅または保護者の指定する場所（親戚宅等）までの道など安全が確保された」と学校が判断できた場合。

こ・と・ば

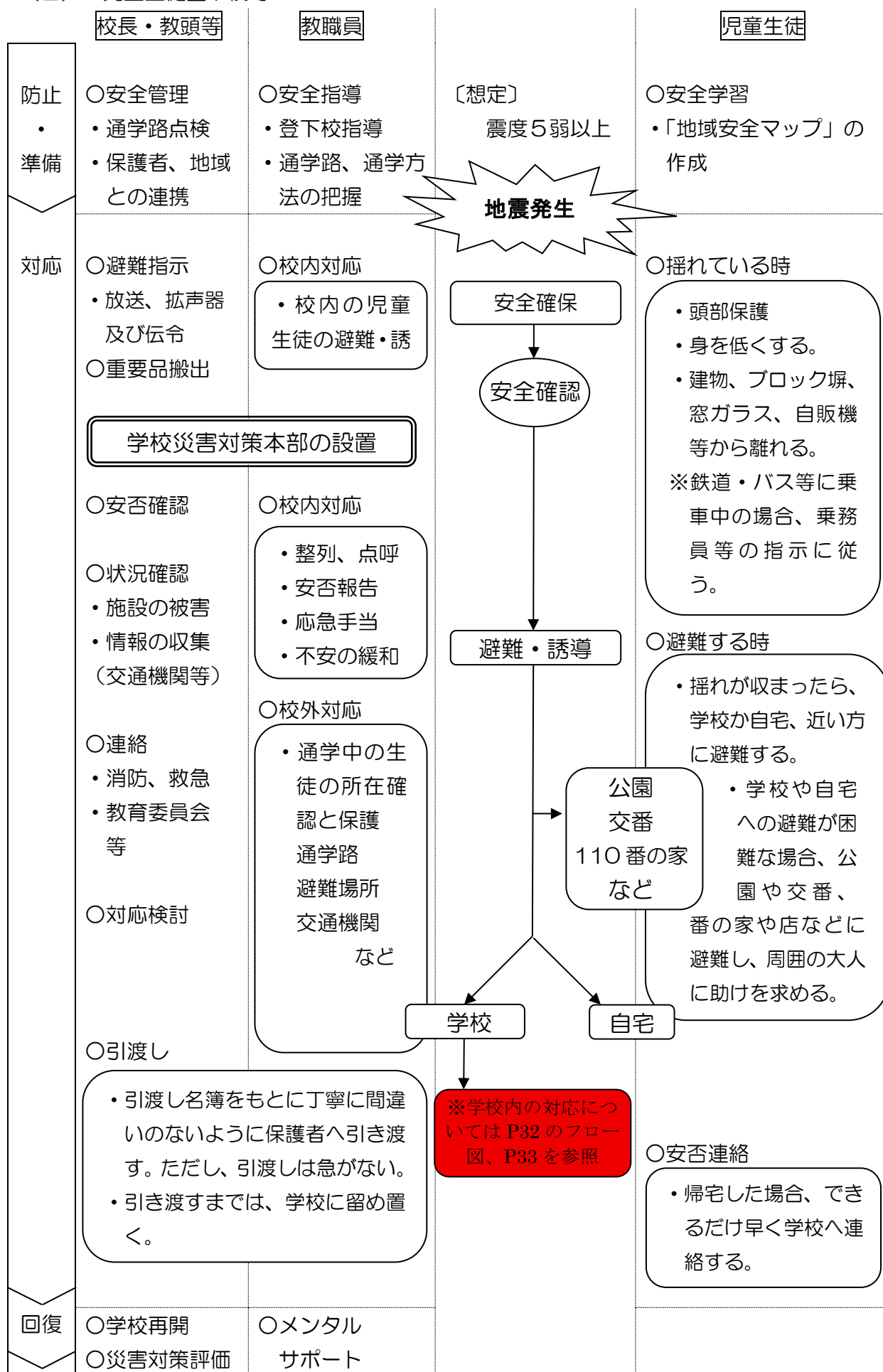
- 一斉帰宅抑制・・・地震や大規模災害発生直後に多くの人が同時に帰宅を開始すること为避免安全確保と応急活動の円滑化を目的とした行動指針のこと。災害直後は救命・救急活動や消火活動、緊急輸送活動が優先される為、被災者が一斉に移動することによる混乱や二次災害を防ぐための対応。
- 帰宅断念者・・・自宅が遠距離にあることにより帰宅できない人に加え、障害特性により一人での帰宅が困難な児童・生徒。



Q&A

Q	A
地震に対する児童生徒への日常的な指導にはどのようなものがありますか。	○避難経路の確認 ・「避難経路」を教室に掲示する。 ・定期的に、避難経路を通り非常口まで歩く。 ○「おかしもち」の約束 お さ な い … 転倒を防止する。 か け な い … 校舎内は走らない。 しゃべらない … 教職員の指示をしっかりと聞く もどらない … 自分の生命を守ることを最優先に考える。 ちかづかない … 危険に近付かないように逃げる。 ○命を守る3つのポーズ ・だんごむし（机がないとき） … 両膝を地面につける。両手で頭を守る。 ・サル（机があるとき） … 机の脚の真ん中か上の方をつかむ。4本脚の場合は斜めに。両膝を地面に。 ・あらいぐま（火災のとき） … ハンカチで鼻や口をおおう。ティッシュはだめ。袖や裾、襟ぐりでもOK ○休み時間等、教職員不在時や教室以外の避難行動を知る。
実際に揺れている時、及び避難時の児童生徒への具体的な指示にはどのようなものがありますか。	○危険回避の指示 ・「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所へ 「窓ガラスから離れなさい」 ・命を守る3つのポーズ 「机の下にもぐりなさい」「机の脚をしっかりと持ちなさい」 「座布団やカバンで頭を守りなさい」 「ハンカチやタオルで鼻と口をおおいなさい」
教職員が対応するに当たっての留意点にはどのような事項がありますか。	○地震に対する備え ・ヘルメット、ホイッスル、生徒名簿 ・近隣教室との役割分担（誘導、初期消火、生徒安否確認） ○地震発生時 ・児童生徒の安全を最優先に ・二次災害の防止（電気・ガス等） ・出口の確保（扉を開放、校舎のゆがみで開かなくなる） ○教職員各自の状況判断と決断 ・停電等により放送による指示がない場合、教職員各自の判断で迅速に避難誘導を行う必要がある。

(2) 児童生徒登下校時



ア 事前指導

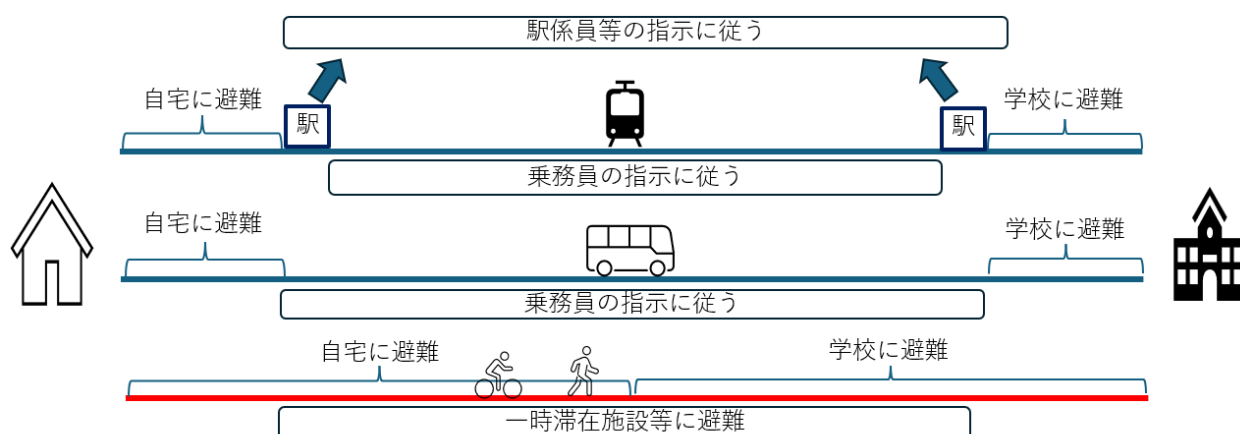
児童生徒が登下校中に大規模な地震が発生した場合、児童生徒自身が自分の身を守る行動及び学校や家庭との連絡方法について、事前指導を行う。

（自転車利用通学者、公共交通機関利用通学者、徒歩通学者）

- ①落下物（看板、外壁、ビルの窓ガラス等）から身を守る
- ②安全な場所へ直ちに避難し、**身の安全を確保したうえで、学校と保護者に安否報告を行う**
 ＜避難行動時の留意事項＞
 - ・危険箇所や切れた電線、火災現場、ガスの臭いがする場所に近づかない
 - ・（周囲の状況をよく見極めた上で）学校か自宅に近い方に避難する
 - ・電車やバスに乗車中の場合は乗務員、駅構内にいる場合は駅係員等の指示に従う
 - ・周囲の大人に保護してもらうことが望ましい
 - ・帰宅または登校が困難で、一時滞在施設等の安全な場所に避難した場合、改めて**学校と保護者に連絡する**
 ※一斉帰宅抑制指示解除後の帰宅開始のタイミングは、一時滞在施設等の**職員の指示に従う**
- ③自宅に帰宅したら、速やかに学校に連絡する。

被災した場合の避難行動について

（イメージ図）

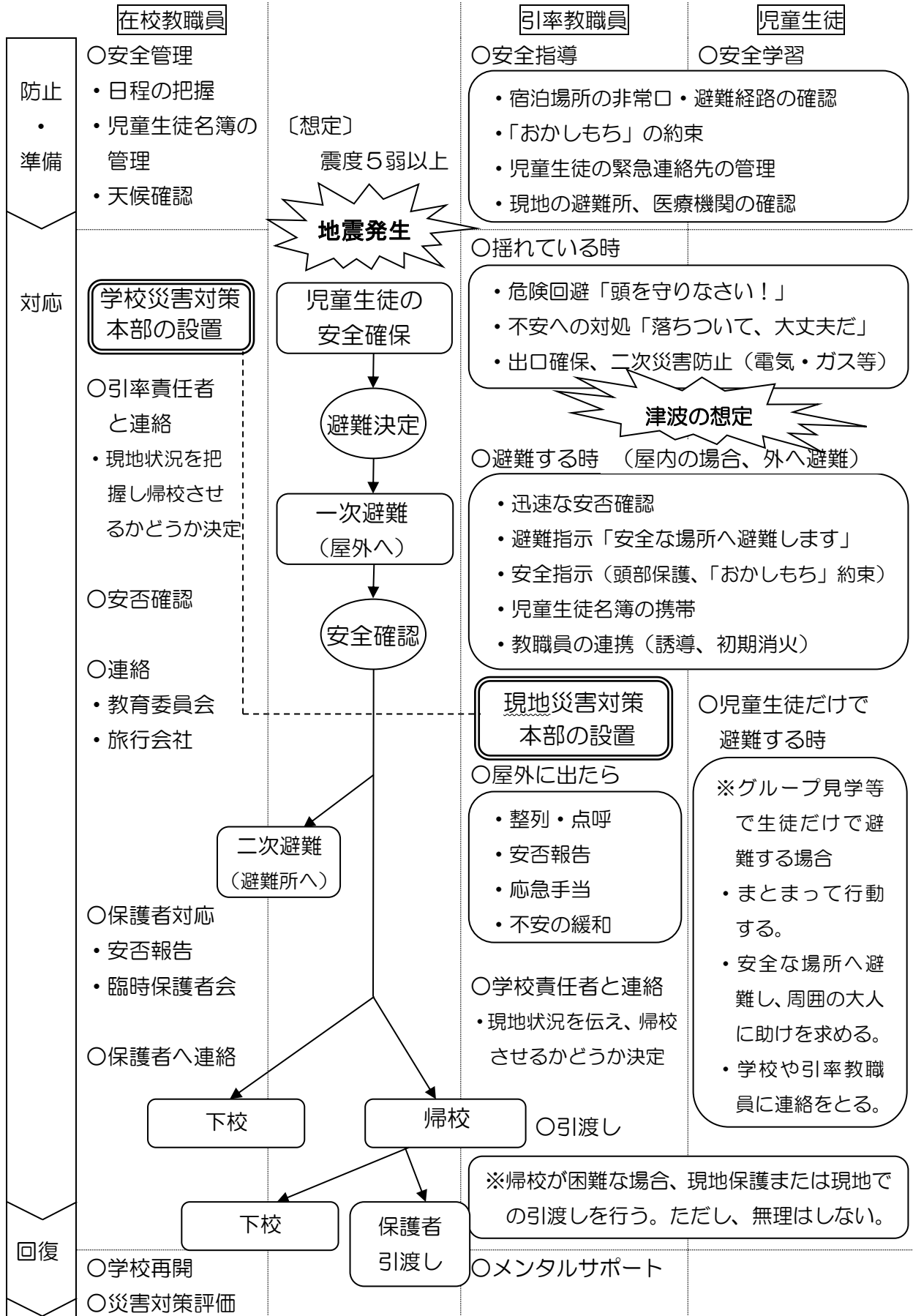


Q & A

Q	A
登下校時の地震に対して事前に備えておくべきことは何がありますか。	○児童生徒への指導 ・登下校時、通学路上にいる時の避難行動を知らせる。 （頭部を保護し身を低く、車道に出ない、建物・塀などから離れるなど） ・災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法 ○教職員の準備 ・児童生徒調査票、通学路、通学方法、児童生徒の家の把握など ○保護者・地域との連携 ・保護者・地域住民に非常時の場合の日常的に保護をお願いしておく。 ・110番の家や店にも避難所として協力をいただく。

(3) 校外行事

各学校で行う「遠足」「国内修学旅行」「海外修学旅行」「海浜実習」等は、震災発生時の対応を想定し計画する。



ア 計画に当たっての留意事項

① 公共交通機関について

- ・鉄道やバス、航空機を利用する場合、震災発生時の対応について関係機関に確認する。

② 見学地、宿泊地について

- ・見学地及び宿泊地の避難場所や防災計画を事前に確認する。

③ 津波対策について

海浜実習等の沿岸部での実施については、津波に対する対策を十分に検討しておく必要がある。

- ・現地の地理や地形について確認する。
- ・津波が発生した時の避難場所（高台等）を確認する。
- ・現地の防災計画を確認する。
- ・現地に到着したら避難場所（高台等）を確認する。
- ・実施前の事前学習に津波からの避難について学習する。

※地震発生時等の対応

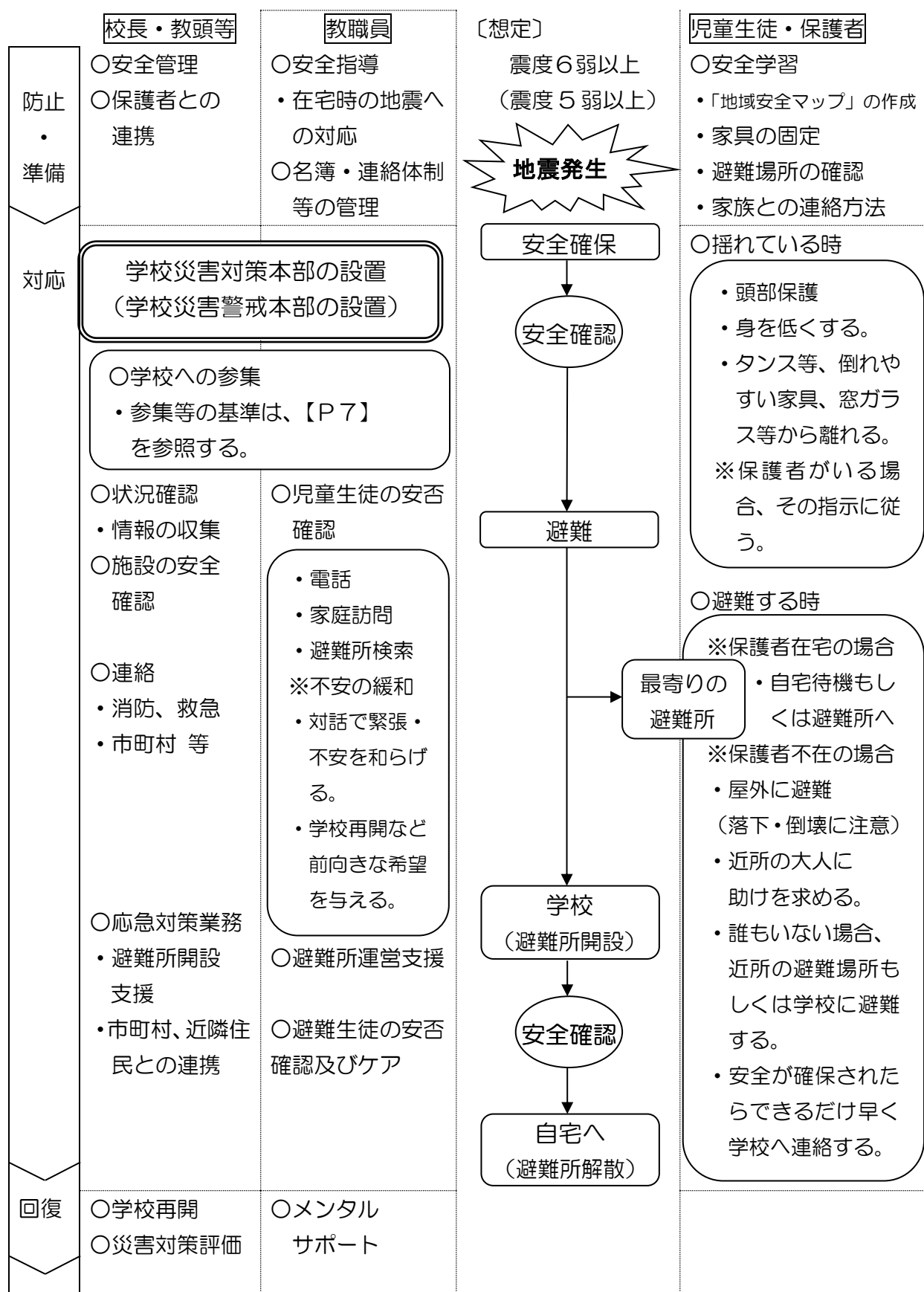
- 大きな揺れを感じたら、直ちに高台等安全な場所へ避難する。
- 津波注意報、警報が発令されたら、直ちに高台等安全な場所へ避難する。

Q&A

Q	A
校外行事の事前調査での留意点には何がありますか。	○見学地・宿泊施設、交通機関の安全確認 ・非常口、避難経路（高台確認） ・現地周辺の避難所、医療機関 ・施設管理者との打合せ ・旅行会社、添乗員のサポート体制の確認
災害時の電話の利用方法について教えてください。	○NTT公式情報 ・公衆電話は、災害時には優先的につながる。 ・災害時には被災地の公衆電話は無料で使える。（ただし、国際電話は使えない。） ○無料公衆電話のかけ方 ・公衆電話 緊急ボタンを押すか、10円玉を入れれば通話できる。 通話が終わると10円玉は戻る。 ・公衆電話（ISDN） テレホンカードや10円玉を使わず、受話器を取るだけで通話できるようになる。

(4) 在宅時

- ア 公共交通機関の運行状況が再開され、登校の安全が確認されるまでは自宅で待機する。
- イ 登校又は待機の指示は、学校のホームページなどで児童生徒に知らせる。ホームページで確認できない児童生徒を事前に確認し、対策を考えておく必要がある。



Q&A

Q	A
災害用伝言ダイヤルの利用方法について教えてください。	○被災地の方 1 伝言ダイヤル「171」を押す。 2 「1」を押す。 3 自宅の電話番号を押す。 4 伝言を録音する。 ○安否を確認したい方 1 伝言ダイヤル「171」を押す。 2 「2」を押す。 3 安否を確認したい方の電話番号を押す。 4 録音された伝言を再生する。



埼玉県マスコット「コバトン」

(5) 児童生徒の保護者への引渡し

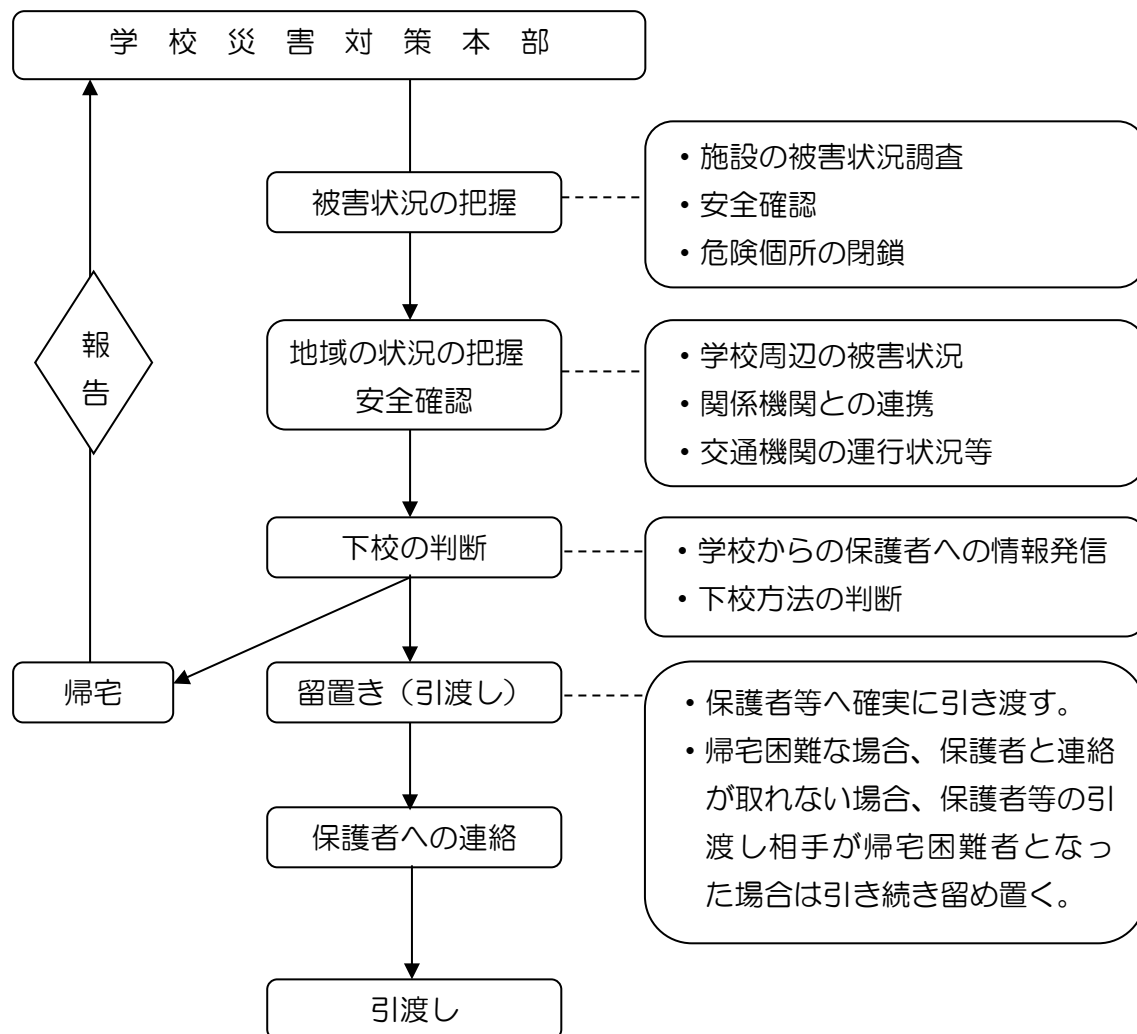
公共交通機関に影響があり、道路状況等、安全が確認されない場合は、学校に留め置き、保護者等に確実に引き渡す。

保護者等の引渡し相手が帰宅困難者になった場合、引き続き学校に留め置く。

道路状況等の安全が確認され、自転車、徒歩、公共交通機関等により自力で下校できる場合は下校させ、帰宅後は学校へ報告させる。

※一斉帰宅抑制が呼びかけられた場合の対応については P32、P33 を参照

ア 引渡しまでの手順



イ 特別支援学校の対応について
原則として保護者へ引き渡す。

引渡しの方法等

- ①保護者が学校に迎えに来る。
- ②スクールバスを運行し、所定の場所で保護者に引き渡す。
- ③各校の状況に応じて、引渡しの計画に沿って行う。

(6) 特別支援学校・定時制における対応のポイント

ア 特別支援学校

① 登下校

- ・スクールバス運行中においては、震災発生に対応した避難体制をとる。
- ・スクールバス運行中は現在地を確認し、教職員が児童生徒の保護に向かうとともに、保護者に連絡を取り、確実に保護者に引き渡す。
- ・自主通学で連絡がとれない場合は、通学経路に沿って教職員が保護に向かう。不明な児童生徒については捜索を行う。

② 授業中

- ・学校に留め置き直接保護者へ引き渡す。
- ・保護者と連絡がとれない、保護者に引き渡せない場合は、学校に留め置く。
- ・自主通学の児童生徒についても、原則保護者に直接引き渡す。
- ・障害種別、災害発生時の状況別に応じた安全確保を行う。

③ 校外行事

- ・直ちに帰校する。ただし、交通機関や道路状況等により、帰校が困難な場合は、安全な場所へ避難するなど適宜判断する。(帰校後は授業中と同じ)
- ・現地の防災計画に従う。
- ・状況を学校へ連絡する。

④ 健康管理

- ・発作や体調の変化に対応する。医療機関と連絡をとる。
- ・水分補給や食事、服薬等は個々の児童生徒の状況に応じた十分な配慮をする。
- ・通常の状態と異なることによって、精神的に不安定になり、発作、体調不良等を起こす可能性があるため、不安を取り除くなど心のケアを行う。

イ 定時制

- ① 夕方から夜間での対応になるため、停電時には廊下や昇降口に緊急ライト(LED)等の配置をする。各教室に懐中電灯を配備する。
- ② 鉄道等の運行状況を確認し、学校のホームページ(NetCommons 等)にコーナーを設け生徒の安否確認を発信する。
- ③ 学校付近の住民の避難が予想されるので、生徒の安全確保を第一に行った後、あらかじめ定められた役割に従って、教職員は住民避難の初期対応に当たる。全日制教職員との連携を図る。
- ④ 市町村の防災担当課との連携を図る。



埼玉県マスコット「コバトン」

2 公共交通機関混乱への対応

(1) 運行状況の確認

- ア 運行状況は、テレビやラジオのニュースで情報収集する。停電した場合、ラジオが一番確実である。
- イ 鉄道会社及びバス会社等へ直接電話し、運行状況の確認をする。
- ウ 運行が再開されても、大変混雑して危険なため様々な情報を収集した後、目的の駅までの全区間の運転が再開したことを確認できた生徒から安全を確認した上で下校させる。

(2) 児童生徒帰宅の対応

- ア 電源が確保されている場合、保護者との連絡が重要なポイントとなる。大地震後、学校周辺の状況等が落ち着いてから保護者に迎えにきてもらう。その場合、ホームページに児童生徒の安否情報を掲載する。
- イ 公共交通機関に影響があり、安全が確認できない場合は保護者が引き取る。通学経路の安全が確認できている場合のみ、注意して帰宅させる。それ以外は学校で待機させる。
- ウ 状況が落ち着き次第、学校で電話が通じた場合、保護者との連絡を始める。ただし、電話回線が複数ある場合、一回線は残しておく。外部との連絡用とする。
- エ 可能な限り、保護者との連絡確認を継続する。
- オ 大地震発生直後は、メールや多機能付き電話はつながりにくい。公衆電話又は通話機能のみの家庭用固定電話は連絡できる可能性は高い。

Q & A

Q	A
児童生徒の帰宅や保護者への引渡し方法はどのようにすれば良いのですか。	あらかじめ定められた連絡方法で、時間、場所を知らせておきます。保護者不在の場合、児童生徒への配慮が必要となります。引渡しカードの使い方を統一し、わかるようにするのがポイントです。 なお、大地震発生直後、携帯電話やメールの使用はほぼ不可能になることも考えておきましょう。



埼玉県マスコット「コバトン」

(3) 帰宅困難者の対応

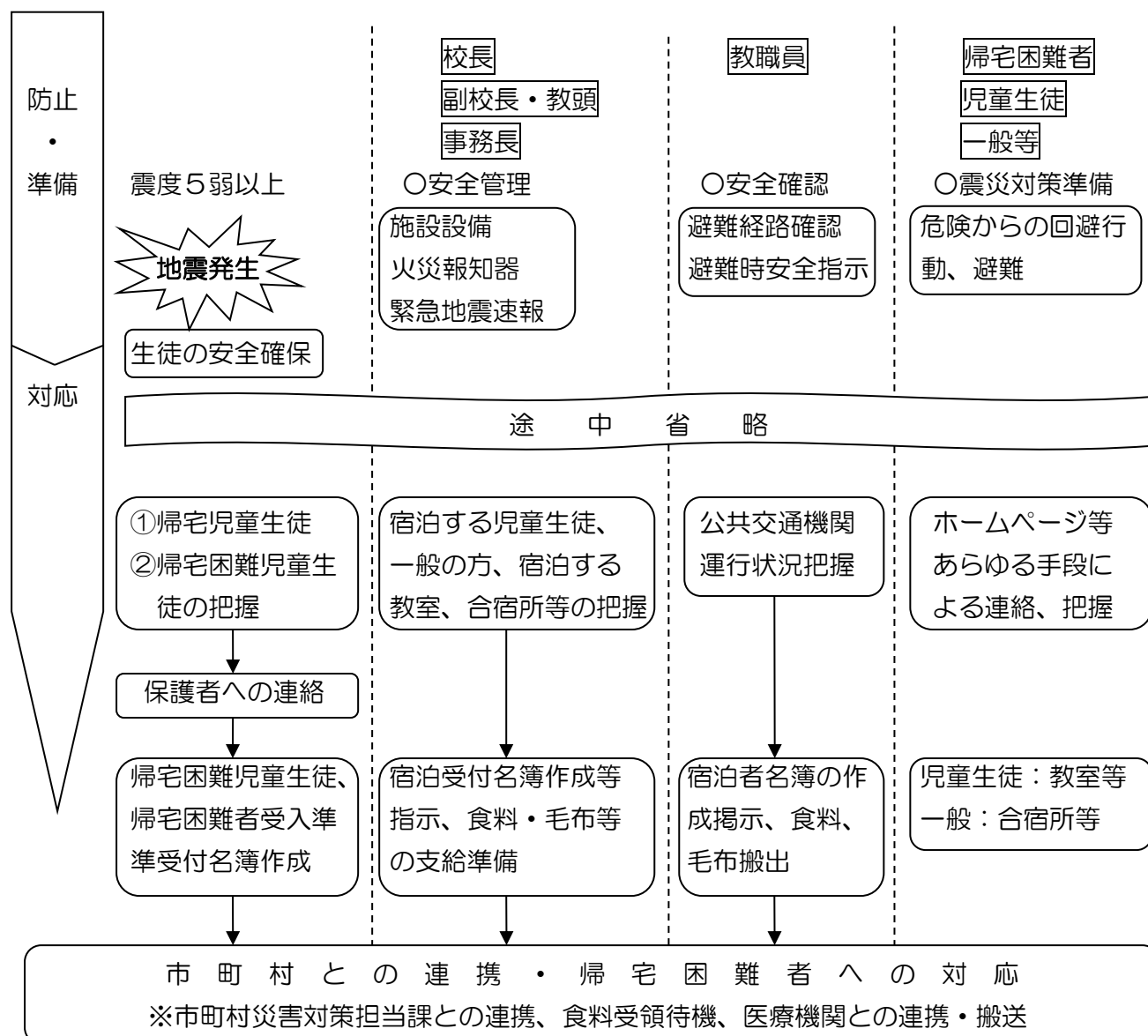
ア 高等学校・特別支援学校

- ・市町村と連絡をとり、備蓄品等の対応をする。
- ・近隣の避難住民や帰宅困難者が出た場合、市町村と連携し、立入禁止区域及び開放区域を指定する。
- ・状況が落ち着いた段階で、直接保護者へ引き渡す。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒については、近隣の医療機関へ協力を要請する。

※一斉帰宅抑制が呼びかけられた場合の対応については P32、P33 を参照

Q & A

Q	A
通勤帰宅困難者が学校にやってきた場合、どうしますか。	非常の場合は教職員が初期対応を行います。 校舎内を立入禁止区域と開放区域とに区分けし、食料や備品を確認し、市町村との連携を図ります。
通勤帰宅困難者の対応で配慮すべき事項はありますか。	P49「3 避難所の開設支援 (2) 利用区域の設定表示と管理 エ オ」に準ずる。



Ⅳ 災害発生後の対応

1 児童生徒への対応

- (1) 安否の確認
- (2) 生活・健康相談・心のケア

2 施設設備の管理・点検

- (1) 危険物・化学薬品等
- (2) 施設利用区分の管理・点検
- (3) 重要書類の管理・点検
- (4) 通信回線の確認
- (5) ライフラインの確認
- (6) 備蓄品の配布と補給

3 避難所の開設支援

- (1) 鍵の管理
- (2) 利用区域の設定表示と管理
- (3) 避難者の組織づくり（自治組織）

4 教育活動の再開計画

- (1) 教職員、児童生徒の状況確認
- (2) 施設・設備等の状況確認
- (3) 教材等の確保
- (4) 学事関係事務
- (5) 教務関係事務
- (6) 児童生徒・教職員への教育再開計画の周知

5 県市町村等関係機関への連絡

- (1) 県機関への連絡
- (2) 市町村への連絡

Ⅳ 災害発生後の対応

1 児童生徒への対応

(1) 安否の確認

防災組織及び確認方法に従って児童生徒一人一人の安否を確認する。

ア 安否確認の方法

電話、携帯電話、Eメール、家庭訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害用伝言ダイヤル等、その時点で使用可能な方法を活用する。

また、他の児童生徒からの情報を得て、教職員がその情報の確認を行う方法もある。

イ 安否確認の内容

児童生徒及び家族の安否、児童生徒及び家族の所在・避難先を確認する。

(2) 生活・健康相談・心のケア

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害による恐怖、衝撃あるいは大切にしていたものを失った喪失感、無力感など心に様々なダメージを受けることが多い。こうした災害発生後の心の反応は、程度の差こそあれ誰にでも生じやすいものであり、さらに長期にわたって続く恐れもある。

そのため、担任や養護教諭等が児童生徒の話を耳を傾け、児童生徒の健康状態や家庭・家族の被災状況を把握するとともに、体験や不安な感情を分かち合っ、児童生徒の心に安心感を与えることが大切である。さらに、それらの相談に応じるとともに心のストレスの解消に努めなければならない。

Q & A

Q	A
災害発生時の子どものストレス症状の特徴は何ですか。	恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって心の症状だけでなく身体症状も現れやすいことが特徴です。症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、発達段階によって異なる症状があります。
P T S Dとは何ですか。	災害や事件・事故後に「再体験症状」「回避症状」「覚せい亢進症状」などの強いストレス症状が現れ、それが4週間以上持続した場合に「外傷後ストレス障害(P T S D)」と呼びます。P T S Dは災害直後ではなく、時間がたってから現れる場合があります。
心のケアの留意点はどのような点ですか。	心身の健康状態の把握を行い子どもが示すサインを見逃さないようにします。また、学級担任や養護教諭をはじめ、教育相談部等の組織と連携を図って支援をします。なお、P T S Dなどの症状が見られる場合は、スクールカウンセラーや医療機関等との連携を図ります。

2 施設設備の管理・点検

(1) 危険物・化学薬品等

- ア ガスや石油等は元栓を閉め、臭いやしみがいないかを確認する。また、火災の危険があるので電気の回路も遮断する。石油備蓄庫等に被害がなければ施錠し立入禁止とする。被害がある場合はその場で修復できれば修復を行い、不可能な場合は一時的に別の施設に移動し施錠し立入禁止とする。
- イ 有毒ガスの発生やガラスの飛散等が考えられるので、入室は原則管理担当者（防火管理者等）が行い、補助として複数名で入室する。不在の場合は入室を控えて、立入禁止とする。入室に関しては、点検カード（安全点検表等）を用意してヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して入室する。有毒ガスの発生がある場合には直ちに退室して立入禁止とし消防署等に連絡する。保管室や保管庫等に被害がなければ施錠し立入禁止とする。被害がある場合はその場で修復できれば修復を行い、不可能な場合は一時的に別の施設に移動し施錠し立入禁止とする。

Q&A

Q	A
ヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等はどこに保管したら良いでしょうか。	危険物・化学薬品等がある場所の入口付近か又は、近くの別の場所が良いでしょう。
マスクはどのような物を用意するのでしょうか。	使い捨て式の防塵防毒マスクが用意できれば良いが、なければ他のマスク等で代用するようにしましょう。

(2) 施設利用区分の管理・点検

- ア 外観は職員が手分けをして全ての建物についてヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して行い、大きなひび割れや建物のゆがみ等があれば直ちに立入禁止とする。外壁材の剥離や落下している場合・窓ガラスの破損や落下の場合は複数名で判断する。
- イ 室内や廊下は管理担当者（防火管理者等）が点検カード（安全点検表等）を用意してヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等を装着して複数名で行い、扉や窓がスムーズに開閉できるか、天井や床・壁等をひびやゆがみ等がないか確認するとともに照明器具等も外れやすくなっていないか確認する。
- ウ 特別教室等は（2）のイの他にロッカーや重量物があるので固定部分が変化していないか確認する。

Q&A

Q	A
外観の損傷の判断基準はどのようなにすれば良いですか。	大きなひび割れや建物のゆがみ等があれば、余震等も考えられるので危険と判断し立入り禁止として、時間はかかるが専門家の判断を待ちましょう。
ヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク以外に用意する物はどのようなものがありますか。	障害物となってしまったロッカーなどの移動に大きなボール（なければ長い棒等）、夜間の場合は懐中電灯等があると便利です。

(3) 重要書類の管理・点検

- ア 教務関係書類は職員室耐火金庫等にあり教務主任等が管理・点検を行い、金庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し施錠し立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は教務

主任等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。

イ 保健関係書類は保健室にあり保健主事等が管理・点検を行い、金庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し施錠し立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は保健主事等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。

ウ 学事・管理関係書類は事務室耐火金庫等にあり事務長等が管理・点検を行い、金庫等に被害がなければ施錠する。被害がある場合は非常時持出し袋等で一時的に別の施設に移動し施錠し立入禁止とする。校外に関係書類を移動しなければならない場合は事務長等が移動リスト等を作成し、移動先で確認を行い施錠し立入禁止とする。

Q&A

Q	A
一時的に書類を移動する場所は、どのようなところが考えられますか。	一時的に移動する場所は、建物の被害が少ない場合は書類がある近くの管理しやすい場所で、被害が大きい場合は、校内の低層階の建物で管理ができる場所に移動すると良いでしょう。 ただし、水害の場合は、上層階に移動させる。
校外に書類を移動する場合はどのような場所にしたら良いですか。	事前に打ち合わせが必要であるが、近隣の公共施設等の確実に管理ができる場所が良いでしょう。

(4) 通信回線の確認

電話回線やインターネット回線等の通信回線の確認をする。

(5) ライフラインの確認

ア 電気は、使用していない場所はブレーカーからの電気の供給を止めておく。使用している場所については、電線が切れていないか、漏電しているところがないか確認する。停電した場合は、全てのブレーカーからの電気の供給を止めておき、復旧したら電線が切れていないか、漏電しているところがないか確認してから使用する。また、長時間の停電に備え別系統の電源（発電機等）を用意する。

イ ガスは災害発生後早い段階で元栓を閉め、プロパンガスの場合はタンクからガス漏れがないか確認する。都市ガスの場合は広範囲にわたりガス漏れがないか確認する。安全の確認が取れたら元栓から近いところにガスを供給して、ガス漏れがないか確認し、徐々に範囲を広げてガスを供給する。

ウ 水道は、災害の場合漏水することがあるので、校内全てを確認する。確認できない場合や漏水がある場合は、中の水を守るために元栓を閉めておく。プールのある学校は、プールの水もトイレ等の生活用水として使用できるのでプールの漏水等も確認する。また、受水槽内の水も非常時の水源として利用できるもので、利用する際は定められた手順に従い水源確保の措置を行う。 【参考資料7】参照

Q&A

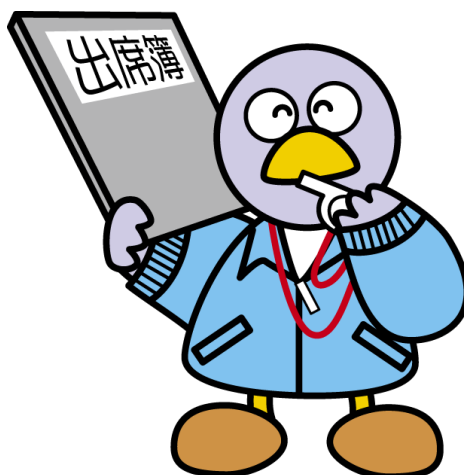
Q	A
停電したときの確認方法はどのようにしたら良いですか。	ブレーカーのON-OFFの確認をし、ONにする場合は漏電や断線に注意してから行いましょう。また、ブレーカーがONの場合で停電している場所がその場所だけか、校内だけか、地域全体かを確認すると良いでしょう。
貯水施設に損傷があった場合どのようにしたら良いですか。	できるだけ中の水を保存できるようにタンクやバケツを用意すると良いでしょう。

(6) 備蓄品の配布と補給

- ア 学校独自で用意してある備蓄品は、状況や数量を確認した後、校長等の判断により配布し、県や市町村等の補給支援を待つ。
- イ 県や市町村の備蓄倉庫がある場合は、県や市町村の代表者の判断で配布し補給支援を待つ。

Q&A

Q	A
備蓄品の配布の判断基準はどのようにしたら良いですか。	季節や天候にも関係しますが概ね数時間後から配布します。
補給の受入体制はどのようにしたら良いですか。	被害状況等を考慮し、どの場所で誰が責任者となって受け入れるか決定します。



埼玉県マスコット「コバトン」

3 避難所の開設支援

(1) 鍵の管理

- ア 立入禁止区域…事務長（事務職員）
- イ 児童生徒教育活動利用区域…教務主任、教科主任、学科主任等
- ウ 避難者利用区域…教職員の対応組織各班代表、避難所指定地域住民代表者

Q&A

Q	A
鍵を管理するときに気を付けることは何でしょうか。	基本的には、管理責任者がキーボックスで管理することになりますが、鍵を持ち出すときには、今、誰が使用しているかを明示することが必要です。

(2) 利用区域の設定表示と管理

担当は（１）と同様とする。

- ア 立入禁止区域…学校管理に必要な区域を設定する。
 - ・一般避難者の立入りを避けるべき部屋（例）
 - 校長室 ○事務室 ○保健室 ○職員室
 - 放送室 ○給食室 ○理科室等特別教室 ○物資の保管場所
- イ 児童生徒教育活動利用区域
 - ・児童生徒が在校中の場合は、一般避難者とは分ける。
- ウ 避難者利用区域…できるだけ多くの人数が収容できる場所
 - ・開放優先順位の決定（例）
 - ①体育館 ②集会室（マルチルーム等） ③食堂
- エ 要配慮者利用区
 - ・高齢者や障害者など特別な支援が必要な方々のスペース（例）
 - 特別支援学級の教室（高齢者、障害者）
- オ プライバシーに配慮した区域
 - ・着替えや授乳など男女のニーズの違い等に応じるスペース（例）
 - 2年2組教室（妊産婦、乳幼児）
 - 2年1組教室（女子更衣室）

Q&A

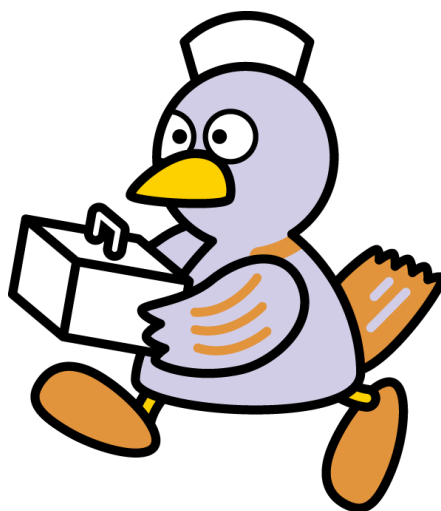
Q	A
避難者利用区域を設定するときに気を付けることは何でしょうか。	居住スペースを確保するだけでなく、人が行き来するための廊下、階段、トイレ、玄関などの共用スペースも確保することが大切です。
乗用車で避難してきたときには、どのようにすれば良いでしょうか。	原則として、以下の理由を述べて断りましょう。 「校庭等は、今後、居住スペースや炊き出し、仮設受け入れるか決定します。トイレなどの場所になりますので、車の乗り入れを制限しています。」

(3) 避難者の組織づくり（自治組織）

初期対応は教職員が行うことが必要になるが、市町村や自治組織が主体的に体制を整え、避難所運営し、学校は後方支援に当たる。

Q & A

Q	A
避難者の自治組織を編成するときに気を付けることは何でしょうか。	できるだけ行政機関の方々と共に行ってください。また、代表者には、地域の自治会長など、地域の実情に詳しい方が良いでしょう。
避難所が長期化した時の対応として、どのようなことが考えられますか。	東日本大震災では、市町村や地元の自治組織と協力して教職員が当たることもありました。



埼玉県マスコット「コバトン」

4 教育活動の再開計画

(1) 教職員、児童生徒の状況確認

電話、メール、家庭・避難所訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害伝言ダイヤルなど利用可能な手段は全て活用する。また、安否確認の日を表示したり集合させて直接確認したりして、その他の者の聞き取りを行う。

- 具体的な確認内容等

①本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）

②住居の被害状況（全壊・半壊） ③避難場所 ④連絡方法

⑤出勤（登校）の可否（できない理由） ⑥学用品や教科書の状況

※一覧表に整理しておく。

(2) 施設・設備等の状況確認

- 施設設備等の状況確認

①校舎等の安全と教室確保

②ライフライン、トイレの確認

③通学路等学校近隣の安全確認

④校舎等の安全判定調査及び応急処置

(3) 教材等の確保

不足が少数の場合は、コピー、印刷、貸借、共用により対応する。相当数が不足する場合は、卒業生や上級生から集めるなど協力を求める。また、大量に不足する場合は高校教育指導課が対応する。

(4) 学事関係事務

県立学校人事課に問い合わせる。

(5) 教務関係事務

県立学校人事課に連絡をとる。

(6) 児童生徒・教職員への教育再開計画の周知

被害の程度にもよるが、災害発生後3日を経過したら、準備を始める必要がある。校長は、災害対策本部の組織を再編し、再開に向けた準備に必要な委員会及び内容別の小委員会を組織し、人員配置を行う。

ア 職務内容

①教職員、児童生徒の状況確認

②学校施設の状況確認

③応急教育計画作成

④救護・心のケア

⑤避難者・住民との折衝

⑥教育委員会等関係機関との調整・協議

⑦広報・周知

イ 再開計画の手順

教職員・児童生徒、学校施設の状況を調査し教育委員会と登校日を調整する。登校状況を見て授業再開に向けた準備を進め、再開計画を立てる。

ウ 再開計画の周知

①各避難場所等に掲示（貼紙等）

②テレビやラジオ等のマスコミ

③メール発信

5 県市町村等関係機関への連絡

(1) 県機関への連絡

ア 県教育委員会への報告事項（県立学校人事課）

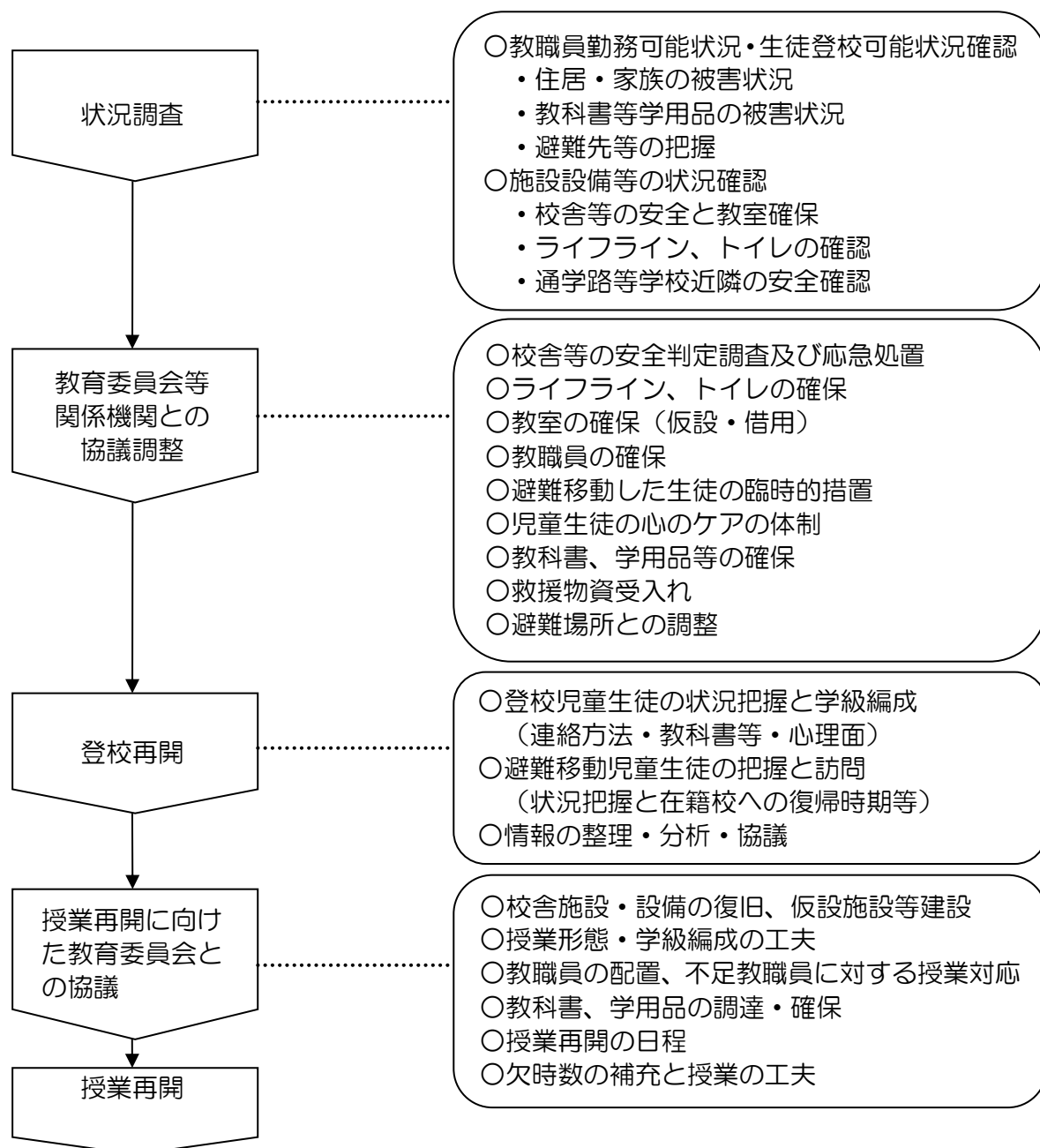
- ①出勤可能な教職員数 ②登校可能な児童生徒数
- ③不足する教科書・学用品の状況 ④転学希望者状況

イ 協議事項（県立学校人事課・財務課）

- ①学校施設の復旧（ライフライン）
- ②仮設施設・設備の建設（代替地等学習場所確保）
- ③不足教職員についての応援体制・配置 ④登校日と授業再開日程 ⑤授業形態

(2) 市町村への連絡

学校を避難所としている市町村の担当者と、教育再開にあたり利用場所の調整等、あらかじめ連絡し避難者に説明しておく必要がある。具体的な教育再開スケジュールを示し、混乱なく授業が再開できるよう調整する。



V 水害への対応

- 1 水害を知る
- 2 水害から身を守る
- 3 水害発生時の対応
 - (1) 未然防止のポイント
 - (2) 避難対応のポイント
 - (3) 災害発生時以降の対応のポイント
 - (4) 避難所としての事前対策
 - (5) 基本対応及びその流れ
- 4 要配慮者利用施設について
 - (1) 対象施設
 - (2) 避難確保計画の作成・報告
 - (3) 避難訓練の実施

V 水害への対応

1 水害を知る

2019年（令和元年）10月12日から13日の朝にかけての令和元年度東日本台風の豪雨により、広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生した。埼玉県では、住家の全半壊等1,698棟、床上・床下浸水5,459棟の大きな被害が発生し（R2.12.1現在）、一部で孤立する地域もあった。ピーク時は県内の63市町村に1,076か所の指定避難所と水害時の指定緊急避難場所を開設した。3万人以上が避難者となり、避難所を使用した。

2 水害から身を守る

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））では、自治体や気象庁等から発表される防災情報について、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっている。

自治体から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとること。また、避難指示等が発令されていなくても、警戒レベル4や警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、キキクルや河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をすること。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要である。

〈新たな防災気象情報について（令和8年～）〉（気象庁より）

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

おおあめ さいがい み まも

大雨の災害から身を守る

きしやうちよう
気象庁
Japan Meteorological Agency

ぼうさいきしやうじやうぼう かつよう

～防災気象情報の活用～



さいがい

どんな災害があるのでしょうか？

かせん (氾濫) 川の水があふれる

河川はんらん

きけん 危険なのは、川の近く



「はんらん」が発生すると、建物が水につかたり流されたりします。

おおあめ たくさんの雨がふる

大雨

きけん 危険なのは、ひくいところ



線路の下の道路など低いところや、地下室は、大雨がふると水につかってしまいます。

どしゃ さいがい かけがくずれる

土砂災害

きけん 危険なのは、山やがけの近く



山や斜面がくずれて石や土などが流れてきやすくなっています。

たかしお 海の水があふれる

高潮

きけん 危険なのは、海の近く



台風などが近づいて海面が高くなる「高潮」が発生すると海の水が堤防をこえてしまいます。

避難の仕方



■ 災害がおきる前に、安全なところへ逃げる。



■ 自宅から逃げるのが難しい場合は、

① 土砂災害 ▶ 山やがけから離れた部屋へ

② はんらん・大雨・高潮 ▶ できるだけ高いところへ

5つの危険度と情報の種類

(氾濫) おおあめ どしゃさいがい たかしお
「はんらん」・「大雨」・「土砂災害」・「高潮」の
じょうほう 情報は、**色**や**レベル**で危険度がわかります。



しろ
白

そうきちゅういじょうほう
レベル1早期注意情報
こんご じょうほう ちゅうい
今後の情報に注意しましょう。



き
黄

ちゅういほう
レベル2注意報
どんな危険があるか、どうやって逃げるかお
うちの人と相談しましょう。



あ か
赤

けいほう
レベル3警報
お年寄りなどの逃げる時間がかかる人には早
めに逃げるよう呼びかけましょう。



むらさき
紫

きけんけいほう
レベル4危険警報
さいがい はっせい
災害が発生してもおかしくありません。
あぶ 危ないところからすぐ逃げましょう。



▲ ここまでにぜったい、逃げましょう!!! ▲

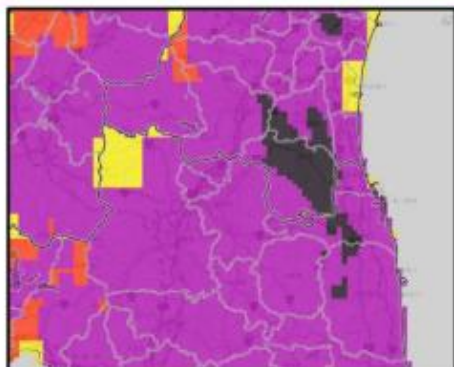
くろ
黒

とくべつけいほう
レベル5特別警報
すでに はんらん や土砂崩れなどがおきているかも！
少しでも安全なところへいこう。



がけなどから離れた部屋へ。建物のできるだけ高いところへ。

キキクル



キキクルの画面

高

危険度

低



さいがいせいぱく 災害切迫 …… レベル5



きけん 危険 …… レベル4



けいかい 警戒 …… レベル3



ちゅうい 注意 …… レベル2



(色がついていなくても)これからの情報などを気にするようにしましょう。

「いま」自分が危ないのか
を知ることができます。



ここからかくにん

5つの色で大雨の危険度を
地図に表示するもの

キキがクルのか
わかります。



避難をするのは
この間までに！

ハザードマップ



ハザードマップのイメージ

「どこ」が危ないのか
を知ることができます。



ここからかくにん

すぐに避難できるように、
どこでどんな災害がおきやすいか、
ハザードマップで調べておいてください。



3 水害発生時の対応

(1) 未然防止のポイント

水害は地震のようにいつ起こるかわからない災害ではなく、気象情報等を活用して事前の対応により被害を防ぐことができる災害である。

ア 事前の対応策

- ・日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制や施設・設備等の管理体制を整備しておく。
- ・地域の災害についての危険箇所、特に通学路の状況について把握するとともに、実情に応じた具体的な防災マニュアルを作成する。
- ・災害発生時に迅速に対応できるよう停電時でも利用可能な情報の収集手段（ラジオ、スマートフォン等）や問い合わせ先を確認しておく。
また、県防災情報メールやまいたま防災アプリなど防災気象情報や避難情報がリアルタイムに配信される通信媒体を活用する。

イ 安全指導の徹底

- ・災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ・関係機関等と連携した防災訓練を計画的に実施する。

(2) 避難対応のポイント

ア 在校時の対応

水害は事前の対応が重要であるため、在校時でも気象情報や河川の水位情報を覚知して、下校時刻の繰り上げ等を行うことにより、水害が発生する前に対応することが望ましい。

もしも天候の急変により児童生徒が在校時に水害に直面した場合の対応としては、児童生徒を下校させずに学校待機させる。

このとき、校舎が浸水する可能性がある場合は校舎上層階等へ垂直避難をする必要がある。可能であれば、パソコンなどの電子機器や重要書類、食料や毛布等備蓄物資も上層階に移動させる。

エレベータのある学校でも停電の恐れがある場合は閉じ込められる可能性があるもので、階段を使用して避難する方が安全である。

イ 登下校時の対応

児童生徒が登下校中に水害が発生した場合、河川や水路、冠水の恐れのあるアンダーパスなどを避けて行動し、鉄筋コンクリート造等、堅固な建物の2階以上や高台に避難する。なお、児童生徒・保護者に水害の危険箇所の説明や水害発生時の対応について十分に説明しておくなど、事前の対策も必要である。

ウ 校外活動中の対応

登下校中の対応に準じて、引率の教職員や児童生徒が適切な情報収集により水害発生時を覚知して、安全な場所に避難した後で、学校等へ連絡すること。

なお、学校において校外活動している場所に水害発生の可能性のあることを覚知した場合は、引率者に連絡し、注意喚起をすること。

エ 休日・夜間（児童生徒在宅時）の対応

児童生徒が在宅している場合の対応も、気象情報等を活用した事前対応により水害発生前に避難等をすることが原則である。

自宅がマンション等高層住宅である場合や戸建て住宅でも高台に立地しているなど水害に対して安全な場合は、無理に屋外に避難するよりも自宅待機する方が安全である。

もしも自宅外に避難する場合は、できるだけ日中の明るい時間帯に避難すること。

このような状況に児童生徒・保護者が適正に対応できるよう、学校における日常の防災教育の取組や保護者や地域と連携した防災対策を充実させる必要がある。

(3) 災害発生時以降の対応のポイント

ア 状況の把握

- ・テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象状況や道路状況、避難指示等の正確な情報収集を行う。
- ・県防災情報メールやまいたま防災アプリなどを通じて、情報を入手する。
- ・学校周辺の状況を常時監視するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、児童生徒の通学経路の状況を把握する。
- ・必要に応じ近隣校や教育委員会と情報交換を行う。
- ・児童生徒が登校前であれば、休校や始業開始を遅らせる等の措置も必要である。
- ・バスや電車を利用している児童生徒がいる場合には、公共交通機関の運行状況の把握も必要となる。

イ 休校措置などを判断する際の留意点

- ・判断までに時間があるときは、教育委員会・他の学校とどのように連携をとるのか、指示伝達系統をどのように確認するのかを教職員に周知しておく。
- ・緊急時に、校長や教頭の判断が得られない場合の対応についても検討しておく。
- ・校舎及び施設周辺を点検するとともに、学校の周囲の状況を把握する。

(4) 避難所としての事前対策

ア 緊急連絡体制の整備

校長は、所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、市町村の危機管理部局などの防災関係機関との連携体制を確認し、自校に避難所が開設される場合にはどのような手順で、準備が進められるかなどについて、毎年度はじめに、情報交換の場を設定し、十分に協議しておくことが望ましい。

また、風水害の危険発生時において、市町村の危機管理防災部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、連絡責任者（校長、教頭、事務長）等の緊急連絡先についても、年度はじめに、市町村と連携を取り確認しておく。

イ 鍵の保管場所についての状況確認

避難所に指定されている学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行うとともに、避難所として使用する施設（体育館等）の鍵の保管等について、毎年度はじめに、覚書の締結をもとに市町村の危機管理防災部局と確認しておく。

ウ 学校災害対策本部について

災害発生時の役割分担について、教職員が確認しておく。

Q&A

Q	A
施設の被害を軽減するための応急処置にはどのようなものがありますか。	・強風の吹込みや雨水の侵入が無いよう、出入口や窓はしっかりと閉鎖する。 ・浸水のおそれがある低層階等では、必要に応じ、土のう、止水板などあらかじめ設置する。 ・飛来物によりガラスが破損しないよう防護する。カーテンも閉めておく。なお、学校に待機せざるを得ない場合は、窓から離れる。 ・屋上、バルコニーの排水溝は清掃し、強風で飛散しやすいものを片付ける。 ・防球、防風ネット等はネットを巻き上げたり外したりしておく。また、屋外のサッカーゴールやバスケットゴールは横向きに倒しておき、ネットは外しておく。

被災後の学校の応急対応は、何をどのようにすれば良いですか。	・速やかに障害物の除去等を行う。 ・危険箇所への立ち入り禁止など安全対策を行う。 ・施設に異常が認められる場合は、専門家により応急的に危険度を調査し、安全性の確認を行う。 ・浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃、消毒などの衛生管理を確実にを行う。 ・電気、ガス、水道等のインフラ施設の機能・安全性の確認を行う。
被災した施設の早期復旧に向けて、どのようなことをしたら良いですか。	・迅速に被害状況を調査し、写真等の資料とともに現況を確実に記録することが重要である。 ・災害復旧事業の円滑な実施のため、速やかに関係諸機関への報告及び災害復旧の事業計画書を作成する。 ・被災後の復旧に備え、施設・設備に係る台帳等の整備・管理、関係部局との連絡体制の整備等しておく。

「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」（令和2年3月文部科学省）参照

◆チェックリスト

◎日ごろから風水害に備えて

○平常時

- ☐ 所属職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに、教職員間で情報の共有を図っているか。
- ☐ 大雨や洪水警報等、風水害に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制を整備、確認しているか。
- ☐ 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等を参考に敷地内の危険個所を把握しているか。
- ☐ 市町村等が作成しているハザードマップ等を参考に学校周辺の危険個所を把握しているか。
- ☐ 浸水のおそれがある場合の避難場所を校舎の２階以上の教室等に定めているか。
- ☐ 敷地内や建物への浸水被害を最小限に抑えるため、排水溝の清掃などの浸水防止対策を実施しているか。
- ☐ 児童生徒等に対して、教科等を通じ、風水害に関する知識の普及や防災教育を実施しているか。
- ☐ 食料や毛布等備蓄物資の浸水リスクを確認し、対応を想定しているか。

◎風水害時の対応

1 校舎内の確認（全ての棟・教室を確認）

- ☐ 窓の締め忘れはないか、施錠はされているか。
- ☐ 出入口は施錠されているか。
- ☐ ベランダに放置物等、危険なものがないか。
- ☐ 雨漏り等、問題のある箇所はないか。
- ☐ 屋上のテレビアンテナや避雷針等は固定されているか。

2 敷地内の確認

- ☐ 門扉は固定されているか。
- ☐ 看板、横断幕等は固定（又は撤去）されているか。
- ☐ 放置物等、危険なものはないか。
- ☐ 倒木の危険はないか。
- ☐ 防球ネット、バックネット及びネットフェンス等に破損や危険個所はないか。
- ☐ 屋外倉庫等の施錠はされているか。

3 防災気象情報等の状況

- ☐ 発表されている警報・注意報は何か。
- ☐ そのピークは何時か。

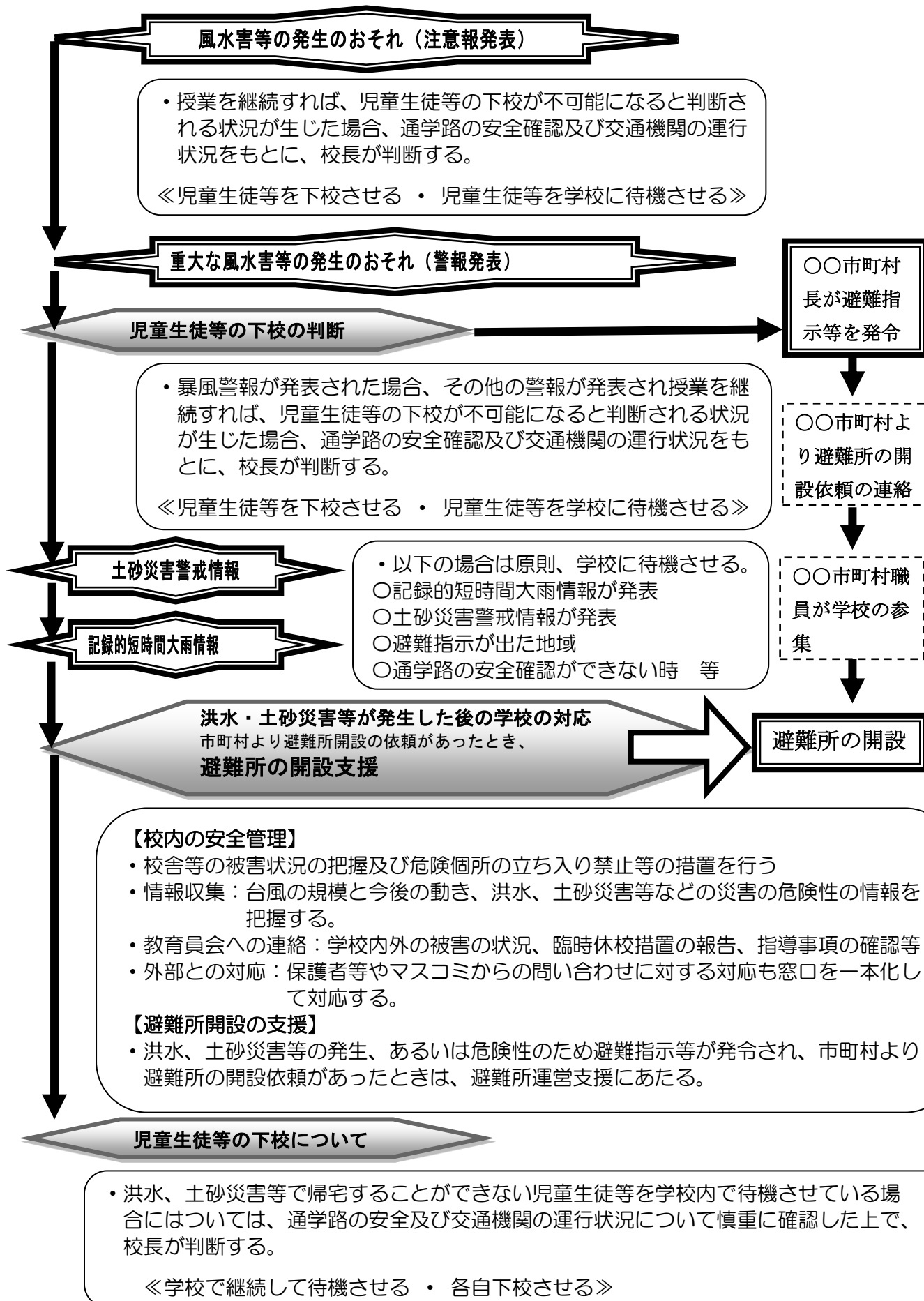
4 児童生徒の在校状況

- ☐ 児童生徒が在校しているか。
 - ☐ いない
 - ☐ いる → 上層階等の安全な教室避難

5 通学路や学校周辺の状況

- ☐ 通学路に危険な箇所はあるか。
 - ☐ ない
 - ☐ ある → 場所
- ☐ 学校立地の地理的特徴による危険性はあるか。
 - ☐ ない
 - ☐ ある → 場所
- ☐ 関係教育委員会等との協議・連携を十分にとっているか。

(5) 基本対応及びその流れ



① 児童生徒在校時

校長・教頭等	教職員	児童生徒
【平時にしておくこと】		□安全学習 ・風水害について知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。
●あらかじめ注意報・警報発表に対する学校対応について、児童生徒等及び保護者に周知しておく。 ●風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にし、登校前の対応について各教職員に周知しておく。		
風水害等の発生のおそれ（注意報発表）		
・情報収集（気象庁情報等） ○授業が継続できると判断 →教育活動再開 ○授業を継続すると下校が不可能と判断 →ケース1 通学路の安全、交通機関の運行が確認された時は下校させる。 →ケース2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは、児童生徒の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させる。	○児童生徒等の下校の判断 ケース1の場合 ・交通機関の運行状況、児童生徒等の通学路の状況等を確認する。 ・危険な箇所近づかないこと、寄り道をしないこと、できるだけ複数で帰ること、災害等に巻き込まれた場合は自宅又は学校に連絡すること等を指示する。 ・緊急時の家庭連絡網、学校のホームページの掲載等を利用し、保護者に児童生徒が下校することを連絡する。	ケース1の場合 ・教職員の指示をよく聞き、寄り道をしないで、できるだけ複数で帰る。 ・増水した河川や浸水の危険性のある通学路は回避して、速やかに安全な方法で帰宅する。
重大な風水害等の発生のおそれ（警報発表）		
・最新の情報収集（気象庁情報等） ・避難状況の確認 ○授業を継続すると下校が不可能と判断 →ケース1 学路の安全、交通機関の運行が確認された時は下校させる →ケース2 通学路が危険、交通機関の運行に支障が出たときは、児童生徒の安全な下校方法が確認されるまで、学校に待機させる。	ケース2の場合 ・通学路が危険な状態である、交通機関の運行状況に支障がある、災害等が発生して危険である等の場合は、児童生徒等の安全を第一に考えて学校に待機させる。 ・最新の情報を収集し、あと何時間待機すれば天候の状態が回復するなどの予測をたてる。 ※保護者への連絡を追加	
洪水・土砂災害等発生等が発生した後の学校対応		
・市町村より避難所開設の依頼があったとき 避難所を開設支援		
学校が洪水・土砂災害等で被災した場合		
・児童生徒等を洪水・土砂災害等の危険のない避難場所、鉄筋校舎2階以上等に避難させ、児童生徒等の安全確保をする。 ・市町村危機管理部局、消防署等へ救助要請の連絡を入れる。 ・テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を収集する。		

学校災害対策本部の役割分担に応じて対応する。

情報の収集・伝達

- 《校長不在の場合の責任者を決めておく》
- ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・児童生徒等への対応（休校措置）を教育委員会に報告する。
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を収集する。
 - ・地域防災関係機関との連携を図り、情報を収集する。（校区の被害、危険個所の状況、災害発生時の避難所設営の準備等）
 - ・保護者等からの問い合わせやマスコミ等について、対応窓口を一本化して対応する。

被害状況の把握

【安全確認班】

- ・危険箇所の立入禁止等の措置を行う。
- ・施設の被害状況を調査し、校長に報告する。

〔外観等上の安全確認の基準として考えられる内容〕

校舎の損傷、落下物、窓や窓ガラスの破損、雨漏り、浸水の状況、樹木の状況など

避難所運営支援

【避難所設置支援班】

- ・洪水、土砂災害等の発生があるいは危険性のため避難指示が出され、市町村より避難所の開設依頼があったときは、教職員は避難所運営支援にあたる。

- ・避難所に避難している児童生徒は、できる範囲で避難所運営支援に協力する。

児童生徒等の下校について

【保護者対応班】

- ・風水害等の発生及び発生のおそれにより、児童生徒等の通学路が危険である、または交通機関の運行に支障があり、学校に待機させた後の対応について、最新の情報をもとに下校について判断を校長が行う。

①風水害の発生がなく、各種警報も解除され、授業に支障のない場合は、授業を再開する。

②風水害の発生の可能性があり、各種警報が継続しており、授業続行が不可能な場合は、緊急時の家庭連絡網（電話・メール）、学校のホームページへの掲載等を利用し、保護者に児童生徒等が下校すること、あるいは待機していることを連絡し、以下のケース1～3の対応をとる。

<ケース1>

児童生徒等の通学路の安全、交通機関の運行状況が確認された場合、児童生徒等を帰宅させる。

<ケース2>

児童生徒の通学路の安全、交通機関の運行状況等に問題がある場合は、通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させる。

<ケース3>

非常時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は、確実に保護者へ引き渡す。

☆注意☆

- 原則、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が発表中の時は、あるいは避難指示が出されている地域においては、児童生徒等だけで下校させない。
- 保護者が危険を冒して迎えに来ることのないように、あらかじめ風水害発生時の学校対応について説明しておく。

② 児童生徒登校前

校長・教頭等	教職員	児童生徒
【平時にしておくこと】		☐ 安全学習 ・風水害について知る。 ・身の安全の守り方、避難行動について知る。
●あらかじめ注意報・警報発表に対する学校対応について、児童生徒等及び保護者に周知しておく。 ●風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にし、登校前の対応について各教職員に周知しておく。		
風水害等の発生のおそれ（注意報発表）		
↓	・注意報（強風、大雨、洪水等）が発表中は、安全に十分注意して出勤する。（テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を収集する） ・児童生徒等、保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう、学校で待機する。	・注意報（強風、大雨、洪水等）が発表中で、状況から判断して、登校しても安全であると判断される場合、安全に十分注意して登校する。 ・注意報（強風、大雨、洪水等）が発表中で、登校することで通学途中生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合、学校に連絡して自宅待機し、安全な状況になれば登校する。 ・判断が難しい場合、学校に電話等で問い合わせして指示を受ける。
重大な風水害等のおそれ（警報発表）		
↓	・暴風警報が発表中の場合、児童生徒等は自宅待機となるが、教職員は気象状況を把握（テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を収集する）して、通勤上の安全に十分注意して出勤する。また、状況から判断して、出勤することにより生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合、学校に連絡した上で自宅待機し、出勤が可能と判断される状況になれば、速やかに出勤する。 ・児童生徒等、保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう、早朝から出勤できる教職員が学校で待機する。	・暴風警報が発表中の場合、児童生徒等は安全を第一に考えて、暴風警報が解除されるまで自宅待機とする。解除された後の対応については、学校のホームページや電話での問い合わせ等で確認する。 ・暴風警報以外の警報が発表中の場合、気象状況から、登校しても安全であると判断される場合、安全に十分注意して登校する。また、状況から判断して、通学の途中で生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合、学校に連絡をして自宅待機する。

4 要配慮者利用施設（市町村地域防災計画に定められた施設）について

平成29年6月19日に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改訂され、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。

（１） 対象施設

浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設で、市町村地域防災計画にその名称及び住所地が定められた施設が対象である。

（２） 避難確保計画の作成・報告

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画である。避難確保計画を作成（変更）したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要がある。

（３） 避難訓練の実施

避難確保計画にもとづいて毎年1回以上避難訓練を実施することが義務になっている。

ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの災害リスクを実情に応じた避難訓練を実施することが大切である。

Q&A

Q	A
浸水想定区域とは	想定し得る最大規模の降雨や高潮が発生した際に、浸水が想定される区域として、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長がしてした区域であり、水防法において以下の3種類が定められている。 ・洪水浸水想定区域 ・雨水出水浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域 市町村は、上記の浸水想定区域に、避難場所、避難経路等、円滑かつ迅速な避難を図るために情報を加えたハザードマップを作成している。
土砂災害警戒区域とは	土砂災害による被害の防止・軽減のため、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。地形や土地利用状況等を踏まえて、基礎調査を実施し、その結果を基に都道府県知事が区域指定する。土砂災害は、土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊の3種類がある。

「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」（令和3年6月文部科学省）参照

【参考】

- ・「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm



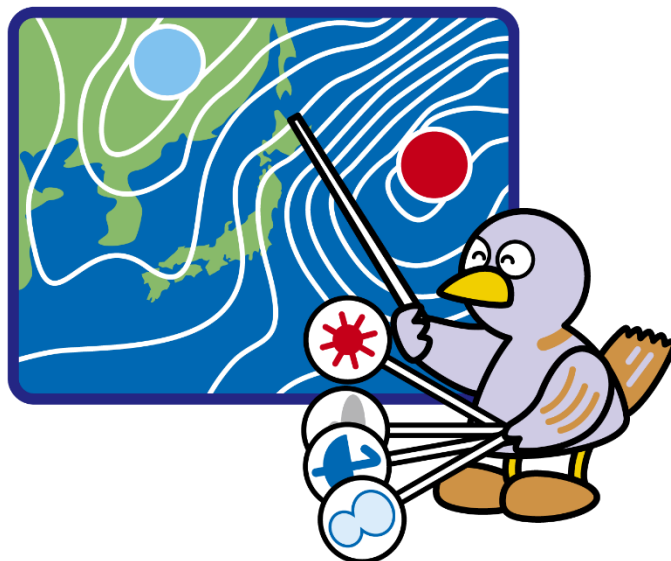
- ・「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和2年3月文部科学省）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html



- ・「要配慮者利用施設における避難確保計画について」埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/hinankakuhokeikaku.html>



埼玉県マスコット「コバトン」

VI 新たな危機事象

(弾道ミサイル)の対応

- 1 弾道ミサイル発射に係る対応
 - (1) 情報の伝達手段について
 - (2) 適切な情報伝達の体制整備について
 - (3) 避難場所の設定等の体制整備について
 - (4) 避難訓練について
- 2 弾道ミサイルから身を守る
- 3 様々な場面における避難行動等の留意点
 - (1) 登下校中の場合
 - (2) 自宅等にいる場合
- 4 児童生徒への対応フロー
 - (1) 児童生徒在校時
 - (2) 登下校中
 - (3) 校外活動中
 - (4) 在宅時
- 5 参考資料

Ⅵ 新たな危機事象（弾道ミサイル）の対応

1 弾道ミサイル発射に係る対応

（１）情報の伝達手段について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Ｊアラートにより情報伝達される。国から緊急情報が発信されるとこれを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にも緊急速報メール等が配信される。

（２）適切な情報伝達の体制整備について

Ｊアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要である。

（３）避難場所の設定等の体制整備について

施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要である。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておく必要がある。

（４）避難訓練について

① 状況に合わせた避難行動

弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、地震発生時とは避難の仕方が異なることを念頭におく必要がある。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要である。

② 自治体の避難訓練と合わせた取組

自治体が実施する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Ｊアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか（聞こえるか）を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために効果的である。教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し、身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能である。

2 弾道ミサイルから身を守る

Ｊアラート発令の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそこに避難する。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討しておく。

また、弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能である。



〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

屋内にいる場合	屋外（校庭等）にいる場合
●できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ●カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる	●できるだけ頑丈な建物(校舎など)の中に入る ●建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る
付近にミサイルが落下した場合	
●換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する	●口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難

「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。

その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をする、あるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられる。

3 様々な場面における避難行動等の留意点

(1) 登下校中の場合

登下校中は地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。

ミサイル発射情報は、屋外スピーカー、テレビ、ラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメール配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞く。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとなる。

公共交通機関では、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。

【スクールバス等における留意点】

自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する。周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守る。

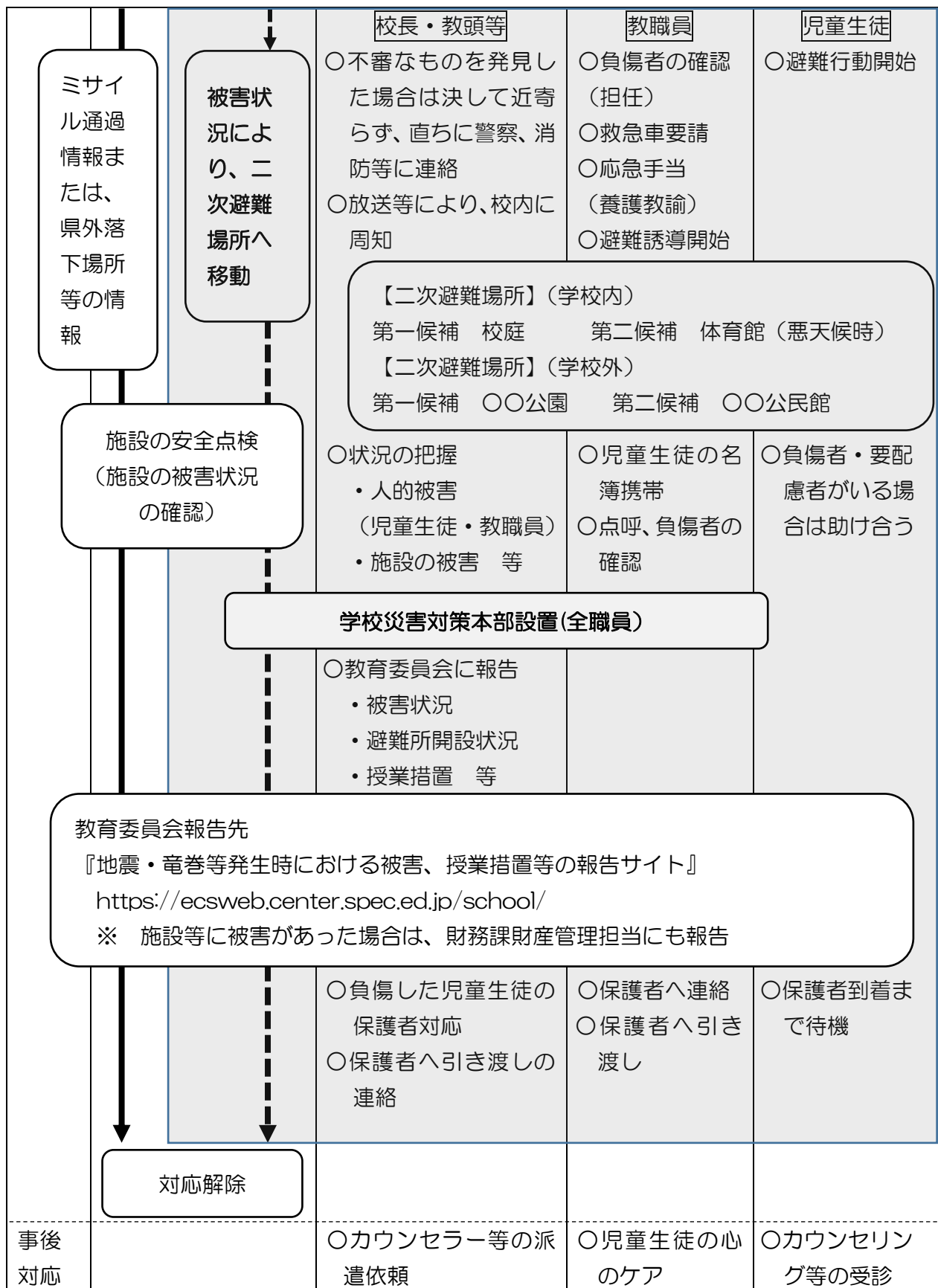
(2) 自宅等にいる場合

児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておく。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法について周知しておく。

4 児童生徒への対応フロー

(1) 児童生徒在校時

防止・準備		校長・教頭等	教職員	児童生徒
		○安全管理 ・校内の施設設備の安全点検 ・Jアラートの受信環境の確認 ・弾道ミサイルを想定した避難訓練の実施	○安全教育 ・避難場所の確認 ・退避行動の確認 地震発生時との対応の違い ・行動の基本 「姿勢を低くし、頭部を守る」	
安全確保	Jアラート発令 避難指示 校内放送  姿勢の一例	 放送設備の近くにいる教職員が放送 (例) 「直ちに避難。直ちに避難。 直ちに建物の中に避難してください。 ミサイルが落下する可能性があります。 直ちに避難してください。」		
		○退避行動の指示 ○自ら身体を守る行動	○退避行動の指示 ○自ら身体を守る行動	○自ら身体を守る行動
屋内にいる場合		屋外（校庭等）にいる場合		
●できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ●カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる		●できるだけ頑丈な建物(校舎など)の中に入る ●建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る		
付近にミサイルが落下した場合				
●換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する		●口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難		
対応		○追加情報があるまで、 屋内退避の継続指示	○冷静な指示・呼びかけ	○自ら身体を守る行動の継続
	県内に ミサイル落下 ○負傷者の確認 ○施設の確認	○点呼（担任）	○負傷者・要配慮者がいる場合は助け合う	

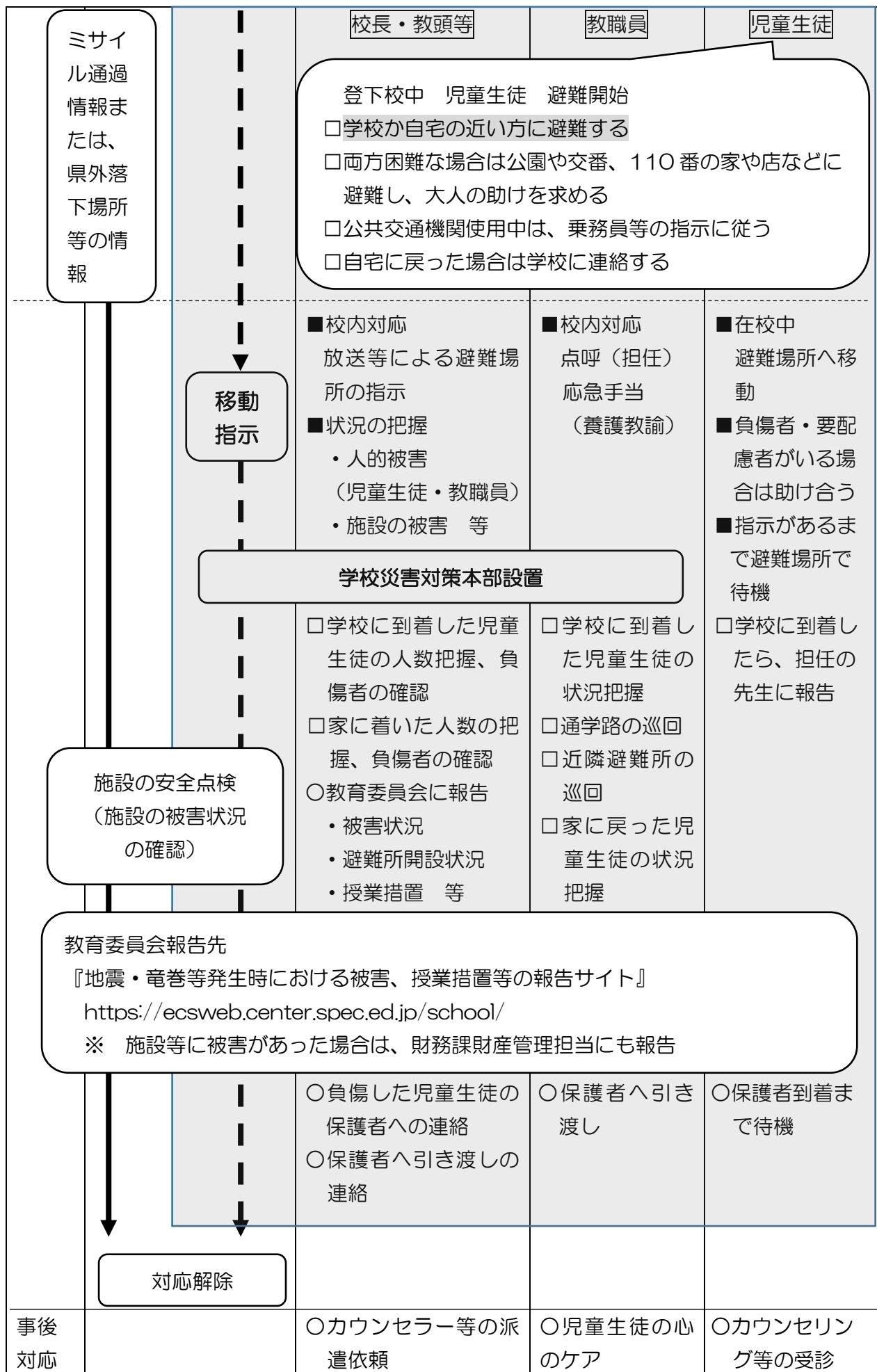


(2) 登下校中

■・・・校内にいる児童生徒への対応

□・・・登下校中の児童生徒への対応

防止・準備		校長・教頭等 ○安全管理 通学路点検 保護者・地域との連携  姿勢の一例	教職員 ○安全教育 登下校指導 通学路、通学方法の把握	児童生徒 ○安全教育 各教科、特別活動等	
安全確保	Jアラート発令				
対応	避難指示 校内放送	放送設備の近くにいる教職員が放送 (例) 「直ちに避難。直ちに避難。 直ちに建物の中に避難してください。 ミサイルが落下する可能性があります。 直ちに避難してください。」			
		■退避行動の指示 ■自ら身体を守る行動	■退避行動の指示 ■自ら身体を守る行動	■自ら身体を守る行動	
屋内にいる場合 ●できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ●カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる		屋外（校庭等）にいる場合 ●できるだけ頑丈な建物(校舎など)の中に入る ●建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る			
付近にミサイルが落下した場合 ●換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する				●口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難	
		■追加情報があるまで、 屋内退避の継続指示	■冷静な指示・呼びかけ	■自ら身体を守る行動の継続	
県内に ミサイル落下					

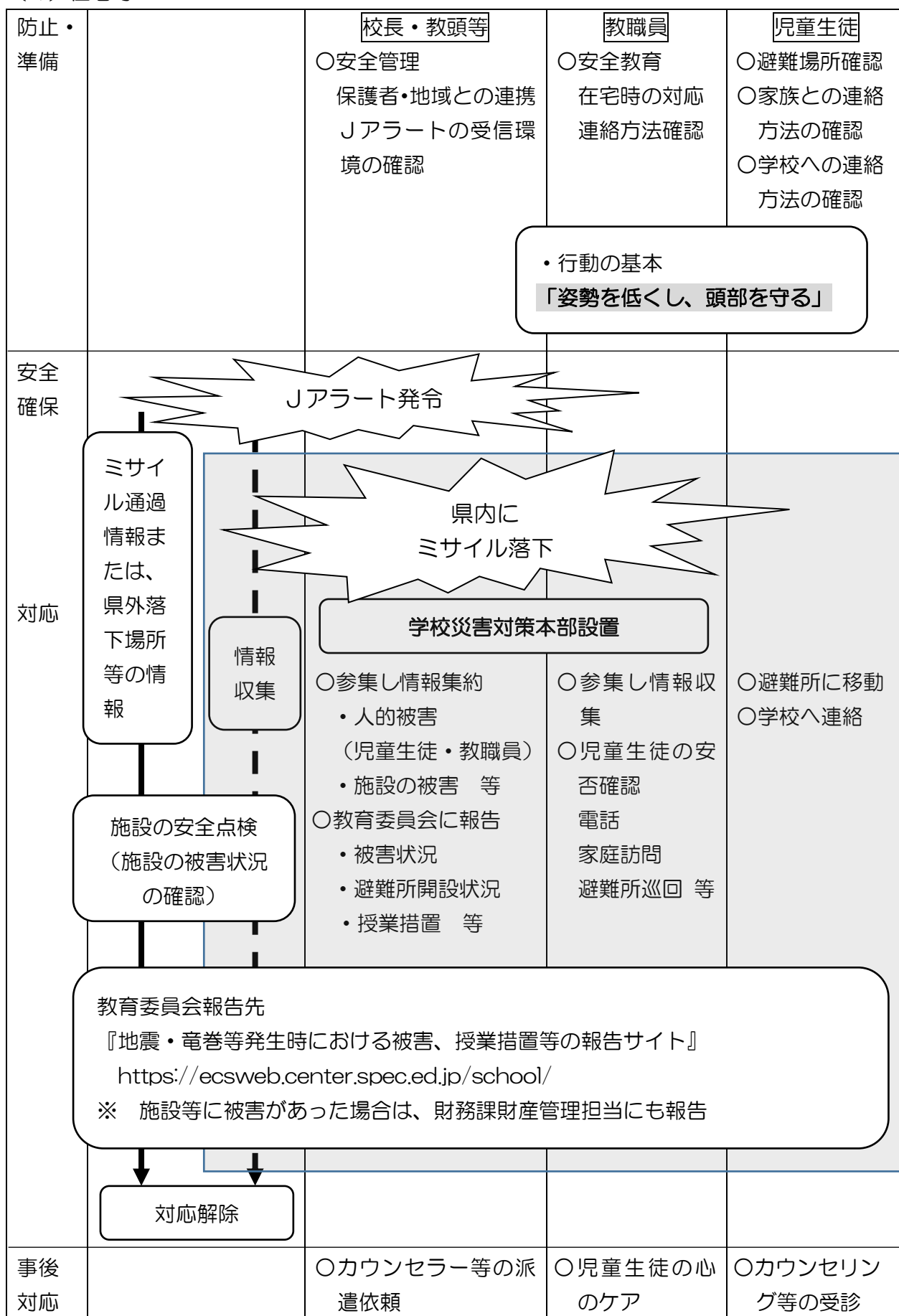


(3) 校外活動中

防止・準備		校長・教頭等 ○避難を念頭においた活動計画作成の指示 ○保護者説明会で引き渡し方法等の説明	教職員 ○避難場所等を想定した活動計画の作成 ○避難を念頭においた下見の実施	児童生徒 ○退避行動の確認 ○事前学習における、活動中の避難場所の確認 ○自由行動中における連絡手段・集合場所等の確認
安全確保	Jアラート発令			 姿勢の一例
	屋内にいる場合 ●できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ●カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる	屋外（校庭等）にいる場合 ●できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る ●建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、または地面に伏せて頭部を守る		
	付近にミサイルが落下した場合			
	●換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する	●口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難		
対応	ミサイル通過情報または、県外落下場所等の情報	○生徒へ退避行動の指示（引率している場合） ○自ら身体を守る行動（引率している場合）	○生徒へ退避行動の指示 ○自ら身体を守る行動	○自ら身体を守る行動
	付近にミサイル落下			
	○現地の情報収集 ○事前に指定しておいた避難場所に移動（引率している場合）	○管理職と情報共有 ○事前に指定しておいた避難場所に移動	○負傷者・要配慮者がいる場合は助け合う ○事前に指定しておいた避難場所に移動	
	事前に指定しておいた避難場所に集合			

			校長・教頭等 ○現地の情報収集 ・人的被害 (児童生徒・教職員) ・避難状況 等	教職員 ○点呼(担任) 負傷者の確認 救急車要請 ○応急手当 (養護教諭)	児童生徒 ○負傷者・要配慮者がいる場合は助け合う
			学校災害対策本部設置 ○現地の情報収集 ○教育委員会に報告 ・被害状況 ・授業措置 等	現地災害対策本部設置 ○合流した児童生徒の状況把握(担任)	
		施設の安全点検 (施設の被害状況の確認)	教育委員会報告先 『地震・竜巻等発生時における被害、授業措置等の報告サイト』 https://ecsweb.center.spec.ed.jp/school/ ※ 施設等に被害があった場合は、財務課財産管理担当にも報告		
			○負傷した児童生徒の保護者への連絡 ○保護者へ引き渡しの連絡	○保護者へ連絡 ○保護者へ引き渡し	○保護者到着まで待機
		対応解除			
事後対応			○カウンセラー等の派遣依頼	○児童生徒の心のケア	○カウンセリング等の受診

(4) 在宅時



5 参考資料

内閣官房 国民保護ポータルサイト

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

総務省消防庁 国民保護室・国民保護運用室

<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-15.html>

文部科学省 学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引」

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf

埼玉県 「国民保護に関する埼玉県計画」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/05b00-092.html>

埼玉県 危機管理防災部危機管理課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0401/index.html>

埼玉県 教育局県立学校部保健体育課

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/gakko/anzen/index.html>

参考資料

- 参考資料：1 災害時における県立学校の使用に関する覚書
- 参考資料：2 避難所開設報告書
- 参考資料：3 学校教育活動再開見通し報告書
- 参考資料：4 危機管理防災ハンドブック
- 参考資料：5 児童生徒の引渡しカード
- 参考資料：6 災害用伝言ダイヤル171 (NTT)
- 参考資料：7 非常時における受水槽の水源確保の手順

【参考資料： 1】

※覚書等を締結する際には赤字は削除してください。

災害時における県立学校等の使用に関する覚書（ひな形）

埼玉県立●●学校（以下「甲」という。）と●●市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第2条 本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

- （1） 地震
- （2） 洪水
- （3） その他

※ 災害対策基本法（49条の4）、同施行令（20条の4）、同施行規則（1条の6）において、市町村が「指定緊急避難場所」を指定する際には、「洪水」「崖崩れ、土石流及び地滑り」「高潮」「地震」「津波」「大規模な火災」のほか、「雨水が排水できないことによる浸水」や「火山現象（火砕流、溶岩流、噴石など）」を想定することとされています。

※ 市町村において「地震」や「洪水」以外の災害を想定している場合には、項目を増やし、想定している災害名を追加してください。

（避難施設等）

第3条 本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

※ 第2条に定める災害ごとに定めてください。想定した「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」が同一の場合はまとめていただいて結構です（記入例①【「地震」と「その他」をまとめた場合】を参照）。

※ 洪水による浸水被害については県土整備部河川砂防課が提供する施設ごとの「想定最大規模降雨」（水深・継続時間）及び「計画降雨」（水深）を参考に検討をしてください。（埼玉県県土整備部河川砂防課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/>）及び参考1「施設状況一覧」を参照のこと。）

2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

※ 前項に定めた「避難施設等」の鍵のほか、当該施設等に至るまでの経路に必要な鍵（校門、昇降口など）や必要に応じて機械警備の解除方法についても取り決めを行ってください。

※ キーボックスの暗証番号を伝える場合にもその旨記載をしておいてください。

3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙 3 により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

※ 連絡責任者及び鍵の保管責任者は本覚書を締結する担当部署の責任者（市町村危機管理担当主管課長）を想定しています。

※ 鍵の取扱者は災害時に貸与された鍵を使用し、施設の開錠に向かう職員等を記載してください。（市町村危機管理担当主管課職員以外でも可能です。）鍵を使用し、施設の開錠に向かう職員等が現段階で確定していない場合には、甲の施設を避難所とした場合の避難所運営者や担当者を指定してください。

- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年 4 月 10 日までに別紙 4 により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙 4 により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

※ 連絡責任者については、各学校の学校災害対策本部・本部長（校長）のほか、副本部長（教頭・事務長）を想定しています。

※ 担当者については、避難所開設に向けて市町村との連絡を行うことを想定していることから、避難所設置支援班の担当者や事務室の施設担当者又は学校の近隣に居所がある職員を想定しています。

※ 連絡責任者と担当者は同一人物でも差し支えありませんが、災害発生時における校内業務の負担が一人の職員に偏ることがないように注意してください。

（避難所開設等）

第 4 条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

- 2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備蓄倉庫の使用）※防災拠点校など備蓄倉庫が設置されている場合

第 5 条 乙は甲の承認を得て、災害対応用備蓄品の保管場所として、別紙 5 のとおり備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外は使用しないものとする。

（備蓄品の使用）※防災拠点校など備蓄品がある場合

第 6 条 災害が発生し、必要な備品が不足する場合等には、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。

ただし、休日・夜間等で甲が不在であり、緊急の必要性がある場合には、乙の判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。

- 2 前項但し書きの規定により、乙が備蓄品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、甲及び埼玉県教育委員会へ報告を行うものとする。

（管理経費）

第 7 条 備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

(備品等の使用)

第8条 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

(防災関連情報の交換)

第9条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

(防災訓練の参加)

第10条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

※ 県立学校等においては、市町村が地元自治会などと連携して実施する防災訓練・施設見学に積極的に協力するようにしてください。

※ 避難所の運営は市町村や避難所自治組織が主体的に行っていくこととなりますが、避難自治組織の確立に当たっては、市町村が地元自治会等を通じて行います。

※ 県立学校等と市町村や避難所自治組織との連携体制が整うことで、避難所に関する調整（避難施設等の移動など）がスムーズになり、学校再開が早期に達成できることが期待されることから、日頃から地元自治会などとも連携するようにしてください。

(覚書の有効期間)

第11条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。

2 前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 ●●市●●町●●—●●
埼玉県立●●学校
校長 ●●

乙 ●●市●●町●●—●●
●●市
●●市長 ●●

(別紙1) 第3条関係

【第2条第1項(地震)及び同条第3項(その他)の場合】

1 甲の施設(該当するものにチェックをする)

- ☐ 指定緊急避難場所(災害対策基本法第49条の4)
☐ 指定避難所(災害対策基本法第49条の7)
☐ 福祉避難所(災害対策基本法施行令第20条の6第5項)
☐ 防災拠点校(埼玉県地域防災計画)
☐ 指定なし

2 避難施設・立ち入り禁止施設等

	平日日中		休日・夜間	備考
	教職員あり 生徒 あり	教職員あり 生徒 なし	教職員なし 生徒 なし	
①校舎				
普通教室棟				
1階	×	△	△	準備室・保健室は不可
2～4階	×	△	△	生徒物品あり
特別教室棟				
各教科準備室	×	×	×	
その他	×	△	△	学校備品あり
管理棟	×	×	×	
②機械室	×	×	×	
③倉庫	×	×	×	
④危険物庫	×	×	×	
⑤野球部室棟	×	×	×	
⑥体育館	×	○	○	学校備品あり
⑦武道館	○	○	○	学校備品あり
⑧防災拠点施設				
備蓄倉庫	○	○	○	
食堂合宿棟	○	○	○	
外トイレ・シャワー	○	○	○	
⑨雨天練習場	×	×	×	
⑩部室棟	×	×	×	
⑪弓道場	×	×	×	
⑫外トイレ	○	○	○	
⑬グラウンド	○	○	○	

○…使用可

△…準備が整い次第、使用可

×…使用不可

- ※ 覚書ひな形第2条に定める災害の種類によって「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」を定めてください。「避難施設等」を定めるにあたっては経路についても確認をしておいてください。
- ※ 想定した「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」が同一の場合はまとめていただいて結構です。
- ※ 平日日中で生徒がいる場合には、生徒の避難スペース（生徒教育活動利用区域）を確保してください。
- ※ 避難所運営に必要となるスペース（避難スペースのほか、避難所運営本部、受付、物資物置、医務室、女性専用スペース、感染症対策）については施設管理者と市町村が相談の上、決定してください。
- ※ 一斉に指定した避難施設を開放するだけでなく、災害の状況や避難者の状況に合わせて随時、避難施設を開放することも想定してください。
（例）教職員が県有備品等を整理したのちに特別教室棟を開放する など
- ※ 「避難施設等」や「立ち入り禁止施設等」の位置については、図面や地図などを利用して分かりやすく明示するなどしてください。

【第2条第2項（洪水）の場合】

- 1 甲の施設（該当するものにチェックをする）
- ☐ 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）
- ☐ 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）
- ☐ 福祉避難所（災害対策基本法施行令第20条の6第5項）
- ☐ 防災拠点校（埼玉県地域防災計画）
- ☐ 指定なし

2 避難施設・立ち入り禁止施設等

施設名	浸水	平日日中		休日・夜間	備考
		教職員あり 生徒 あり	教職員あり 生徒 なし	教職員あり 生徒 あり	
①校舎					
普通教室棟					
1階	あり	×	×	×	
2～4階		×	△	△	生徒物品あり
特別教室棟					
各教科準備室	あり	×	×	×	
その他		×	×	×	
管理棟	あり	×	×	×	
②機械室	あり	×	×	×	
③倉庫	あり	×	×	×	
④危険物庫	あり	×	×	×	
⑤野球部室棟	あり	×	×	×	
⑥体育館					
1階	あり	×	×	×	
2階以上		×	○	○	
⑦武道館					学校備品あり
1階	あり	×	×	×	
2階以上		○	○	○	
⑧防災拠点施設					
食堂合宿棟					
1階	あり	×	×	×	
2階以上		○	○	○	
外トイレ・シャワー	あり	×	×	×	
備蓄倉庫	あり	×	×	×	
⑨雨天練習場	あり	×	×	×	
⑩部室棟	あり	×	×	×	

⑪弓道場	あり	×	×	×	
⑫外トイレ	あり	×	×	×	
⑬グラウンド	あり	×	×	×	

○…使用可

△…準備が整い次第、使用可

×

※ 覚書ひな形第2条に定める災害の種類によって「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」を定めてください。「避難施設等」を定めるにあたっては経路についても確認をしておいてください。

※ 想定した「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」が同一の場合はまとめていただいて結構です。

※ 平日日中で生徒がいる場合には、生徒の避難スペース（生徒教育活動利用区域）を確保してください。

※ 避難所運営に必要となるスペース（避難スペースのほか、避難所運営本部、受付、物資物置、医務室、女性専用スペース、感染症対策）については施設管理者と市町村が相談の上、決定してください。

※ 一斉に指定した避難施設を開放するだけではなく、災害の状況や避難者の状況に合わせて随時、避難施設を開放することも想定してください。

（例）教職員が県有備品等を整理したのちに特別教室棟を開放する など

※ 洪水による浸水被害については県土整備部河川砂防課が提供する施設ごとの「想定最大規模降雨」（水深・継続時間）及び「計画降雨」（水深）を参考に検討をしてください。（埼玉県県土整備部河川砂防課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/shinsuisouteikuiki/>）及び参考1「施設状況一覧」を参照のこと。）

※ 「避難施設等」や「立ち入り禁止施設等」の位置については、図面や地図などを利用して分かりやすく明示するなどしてください。

(別紙2) 鍵貸与リスト

施設名	場所	鍵メーカー	鍵番号
校門	南側	(施錠なし)	
校門	北側	A L P H A	× × × × ×
⑥体育館	玄関 (左)	G O A L	● ● ● ● ●
⑥体育館	玄関 (右)	G O A L	◆ ◆ ◆ ◆ ◆
⑦武道館	玄関 (1 階)	(不明)	△ △ △ △ △
⑧防災拠点施設	食堂合宿棟玄関	M I W A	
⑧防災拠点施設	食堂合宿棟 2 階	M I W A	
⑧防災拠点施設	外トイレ・シャワー	M I W A	
⑧防災拠点施設	備蓄倉庫	M I W A	
⑫外トイレ		(施錠なし)	
その他	キーボックス (校舎内)		暗証番号伝達済み

※ 覚書ひな形第4条第1項に定めるとおり「休日・夜間」に避難所を開設する可能性があります。
 鍵の貸与については、「避難施設等」の鍵のほか、当該施設等に至るまでの経路について必要な鍵
 (校門、昇降口など) や必要に応じて機械警備の解除方法についても取り決めを行ってください。

(別紙3) 連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者

※本報告書は毎年度4月10日までに学校及び県教育委員会へ提出する

令和 年 月 日

(あて先)

県立●●学校長

県教育局総務課長

●●市長

連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者報告書

「災害時における県立学校の使用に関する協定」に基づき、連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者を報告します。

	所属	職名	氏名	連絡先（職場）
				連絡先（携帯）
連絡責任者				
鍵保管責任者				
鍵取扱者				

- ・連絡責任者：本覚書に関する責任者
- ・鍵保管責任者：貸与された鍵を保管する責任者
- ・鍵取扱者：貸与された鍵を災害時に取り扱う職員等

(連絡先) 県立●●学校事務室

住所：●●市●●町●●—●●

電話：●●●—●●●—●●●

県教育局総務課総務担当

住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-6615

(別紙4) 連絡責任者・担当者

※本報告書は毎年度4月10日までに市町村及び県教育委員会へ提出する

令和 年 月 日

●●市町村長 様

県立●●学校長

連絡責任者報告書

「災害時における県立学校の使用に関する覚書」に基づき、連絡責任者及び担当者を報告します。

	職名	氏名	連絡先（自宅・携帯電話等）
連絡責任者			
担当者			

※ 連絡責任者については、各学校の学校災害対策本部・本部長（校長）のほか、副本部長（教頭・事務長）を想定しています。

※ 担当者については、避難所開設に向けて市町村との連絡を行うことを想定していることから、避難所設置支援班の担当者や事務室の施設担当者又は学校の近隣に居所がある職員を想定しています。

※ 連絡責任者と担当者は同一人物でも差し支えありませんが、避難所開設に向け、市町村との連絡調整が必要となりますので一人の職員に偏ることがないように注意してください。

※ 連絡先（自宅・携帯電話等）については、「連絡責任者（管理職）のみ、担当者へは連絡責任者から行うため連絡先は記載しない」など各学校等の事情に合わせて作成をお願いします。

(別紙5) 第5 関係 (災害対応用備蓄品の保管場所)

※ 図等により保管場所を明確に分かるように明示するとともに、品名・数量も記載しておく。

【参考資料：2】

避難所開設報告書（速報）

報告日時	年 月 日（ ）午前・午後	時 分
学 校 名	埼玉県 学校	校長氏名
緊急連絡先	TEL	FAX

報告事項

1 避難所開放区域

開放区域名	特記事項（主な被害状況等）
体 育 館	

2 避難所に係る設備

設備名	使用可能状況	特記事項（主な被害状況等）
トイレ	可 ・ 不可	
水 道	可 ・ 不可	
電 気	可 ・ 不可	
ガ ス	可 ・ 不可	
電 話	可 ・ 不可	
F A X	可 ・ 不可	
放送設備	可 ・ 不可	

3 避難者の状況

現在の避難者		男		名		女		名	
約	内 訳 要 配 慮 者	小学生 以下	名	小学生	名	中学生	名	大人	名
		乳幼児	名	高齢者	名	障害者	名	備考	
		外国人	名	傷病者	名	妊産婦	名		

報告先 県立学校人事課 TEL 048-830-6727 FAX 048-83-4958
048-830-6735

※報告された内容は、県立学校人事課が教育局内関係担当課に連絡します。

【参考資料：3】

学校教育活動再開見通し報告書

報告日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
学 校 名	埼玉県 学校	校長氏名
緊急連絡先	TEL	FAX

1 勤務可能な教職員数

職	校長	副校長 教頭	事務長	養護 教諭	教諭	実習 助手	司書	事務 職員	合計／ 在籍計
登校数									
在籍数									

2 登校可能な生徒数 (普通科)

学年	1 年		2 年		3 年				計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
登校数									
在籍数									

() 科

学年	1 年		2 年		3 年				計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
登校数									
在籍数									

3 教科書の不足状況

学年	科目名	教科書名	不足数

4 学用品・教材・教具の不足状況

品名	不足数	備考

5 その他連絡事項（再開予定日があれば記入）

--

報告先 県立学校人事課 TEL 048-830-6727 FAX 048-830-4958
048-830-6735

※報告された内容は、県立学校人事課が教育局内関係担当課に連絡します。

【参考資料4】



「危機情報連絡員」制度

管理職の皆さんが、勤務時間外に危機の発生を認知した場合には、危機管理防災部当直者に第一報を通報してください。タテ割りを排して、危機情報を一元化し、初動体制を早期に確立するため、皆さんの協力をお願いします。

1 危機情報連絡員とは

管理職手当の支給を受けている職員（県立学校の校長、教頭、事務長を含む）。

2 連絡員の任務

土、日、祝日などの勤務時間外において、県内で発生又は知り得た、危機情報を連絡・通報する。

危機管理防災部当直 ☎048-830-8111(TEL) ☎048-830-8119(FAX)

3 連絡のポイント

事件や事象が発生したときは、まず、「なにが・どこで」起こったかを当直者に通報してください。
その後は、危機管理防災部や担当部署が対応します。

発生日時 (発知日時)	〇〇〇月〇〇〇日(〇) 〇〇〇時〇〇分
場所	
被害概要 (状況)	
その他	

目次

1 危機対応について

- 危機とは何か 1
- 危機情報の収集・連絡 2
- 危機情報の連絡系統（勤務時間内） 3
- 危機情報の連絡系統（勤務時間外） 3
- 『危機情報連絡員』制度 4
- 危機対応組織について 5

2 災害対応について

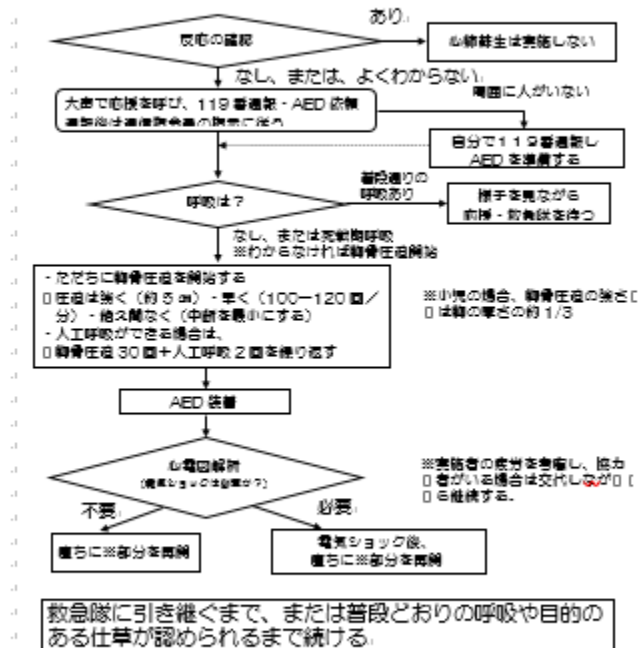
- 災害対策本部の初動フロー（非常体制） 6
- 大地震が発生したら！ 7
- いつ、だれが、どこに参集するか 9
- 大災害発生時の参集場所 10
- 非常体制（地震発生時）における職員の行動基準 12
- 職員が実施する業務は何か 14

3 資料

- 災害対策本部の組織 14
- 救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用） 16
- 家族との連絡方法 17
- 防災行政無線（地上系・衛星系）の使用法 18
- 参集場所の情報等（本人記載） 20
- 災害時連絡先一覧 22

救命処置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）

●本県では、119番通報から救急隊到着まで平均8.5分です。
●その場にいる「あなた」の迅速な手当が命を救います。
●周囲の安全をよく確かめてから、勇気を持って手当をしましょう。



AEDの設置場所は、県庁ホームページで確認できます。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/s0707/>

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 携帯サイトはここからアクセス



【参考資料5】

【児童生徒の引渡しカード例】

令和〇〇年度緊急時用		△△立□□学校	
生徒引渡しカード		No.	
年 組	ふりがな	性 別	男・女
	氏 名		
現住所			
本校在学生徒名（兄弟姉妹）			
年 組	氏名	性別	男 ・ 女
年 組	氏名	性別	男 ・ 女
○引取り は、緊急 時に確実 に来校で きる方の 氏名・連 絡先を記 入してく ださい。	メール配信・電話が可能な場合の引取り者 氏名	児童 生徒 との 関係	引渡し時 職員確認印
	連絡先（名称・住所・電話番号 携帯電話可）		
	メール配信・電話が可能な場合の引取り者 氏名	児童 生徒 との 関係	引渡し時 職員確認印
	連絡先（名称・住所・電話番号 携帯電話可）		
	停電によりメール配信・電話が不可能な場合に 確実に引き取れる者 氏名	児童 生徒 との 関係	引渡し時 職員確認印
	連絡先（名称・住所・電話番号 携帯電話可）		
	停電によりメール配信・電話が不可能な場合に 確実に引き取れる者 氏名	児童 生徒 との 関係	引渡し時 職員確認印
	連絡先（名称・住所・電話番号 携帯電話可）		

※ このカードは、児童生徒の引渡しのためにのみ使用します。

※ 太線枠内のみ記入してください。

【参考資料：6】

災害用伝言ダイヤル171（NTT）

（NTT ホームページから抜粋）

Q どのような電話からでも利用できますか。

A 加入電話、INSネット※、公衆電話、ひかり電話※からご利用できます。

携帯電話やPHS、他通信事業者の電話からのご利用については、ご契約の各通信事業者にお問い合わせ下さい。

※ ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

Q 災害時以外でも利用できますか。

A 災害時以外にも、災害用伝言ダイヤル（171）をご体験していただけるように「体験利用日」を設定しております。是非、家族・親戚・友人間で体験していただきますようお願いいたします。

【体験利用日】

- ・ 毎月1日、15日 00:00～24:00
- ・ 正月三が日（1月1日 00:00～1月3日 24:00）
- ・ 防災週間（8月30日 9:00～9月5日 17:00）
- ・ 防災とボランティア週間（1月15日 9:00～1月21日 17:00）

※1 災害が発生した際には体験利用ができない場合があります。

※2 体験利用の開始時間は運用の都合で早まる場合があります。

※3 体験利用時においても災害運用時と同様に、NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合、通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

Q 保存期間等提供条件を教えてください。

A 【災害時】

伝言録音時間：1伝言あたり30秒以内

伝言保存期間：災害用伝言ダイヤル（171）の運用終了まで

伝言蓄積数：電話番号あたり1～20伝言（提供時にお知らせいたします。）

※ 提供の開始、登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページなどを通じて皆さまにお知らせいたします。

【体験利用時】

伝言録音時間：1伝言あたり30秒以内

伝言保存期間：体験利用期間終了まで

伝言蓄積数：電話番号あたり20伝言

Q どのような災害の時に利用できますか。

A 震度6弱以上の地震発生時には、その事実を知ってから概ね30分を目途にご利用できるようになります。

震度5強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌するNTT 東日本または西日本が提供の判断を行います。なお、災害用伝言ダイヤルを起動したときには、TV、ラジオ、NTT 東日本のホームページを通じお知らせします。

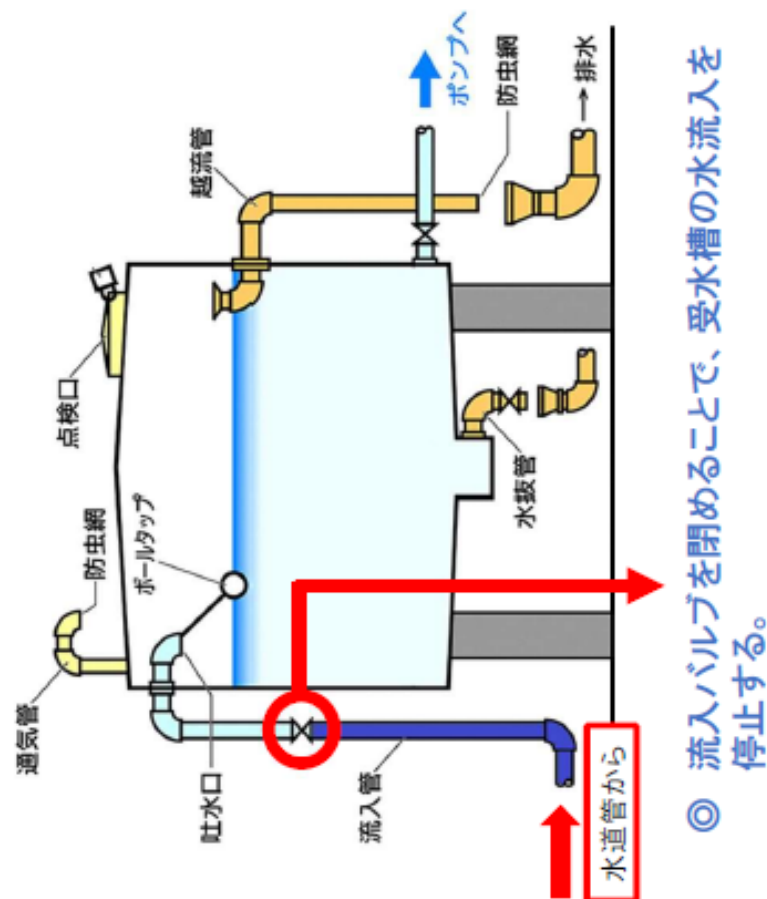
Q 利用料金について教えてください。

A 伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。通話料は、NTT 東日本・NTT 西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合無料です。他通信事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合、通話料については各通信事業者にお問い合わせください。

なお、録音できる伝言数を超えていた場合、または、お預かりしている伝言が無い場合、通話料はかかりません。

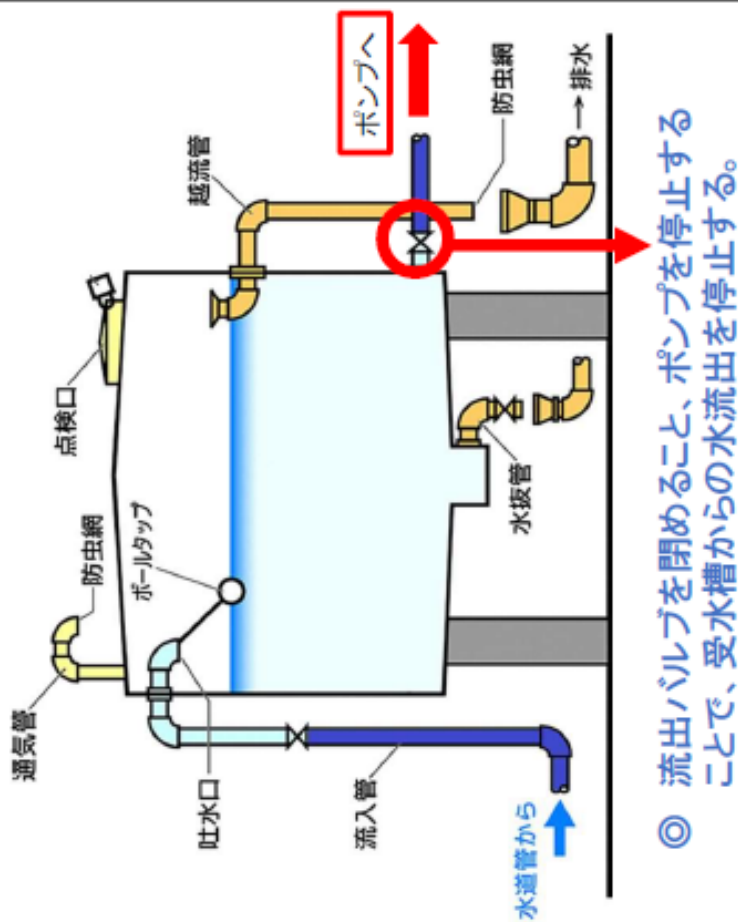
非常時における受水槽の水源確保の手順

① 受水槽への水流入(入口側)を停止



※ 水道本管の断裂・損傷による汚泥の流入等を防止するため。

② 受水槽からの流出(出口側)を停止

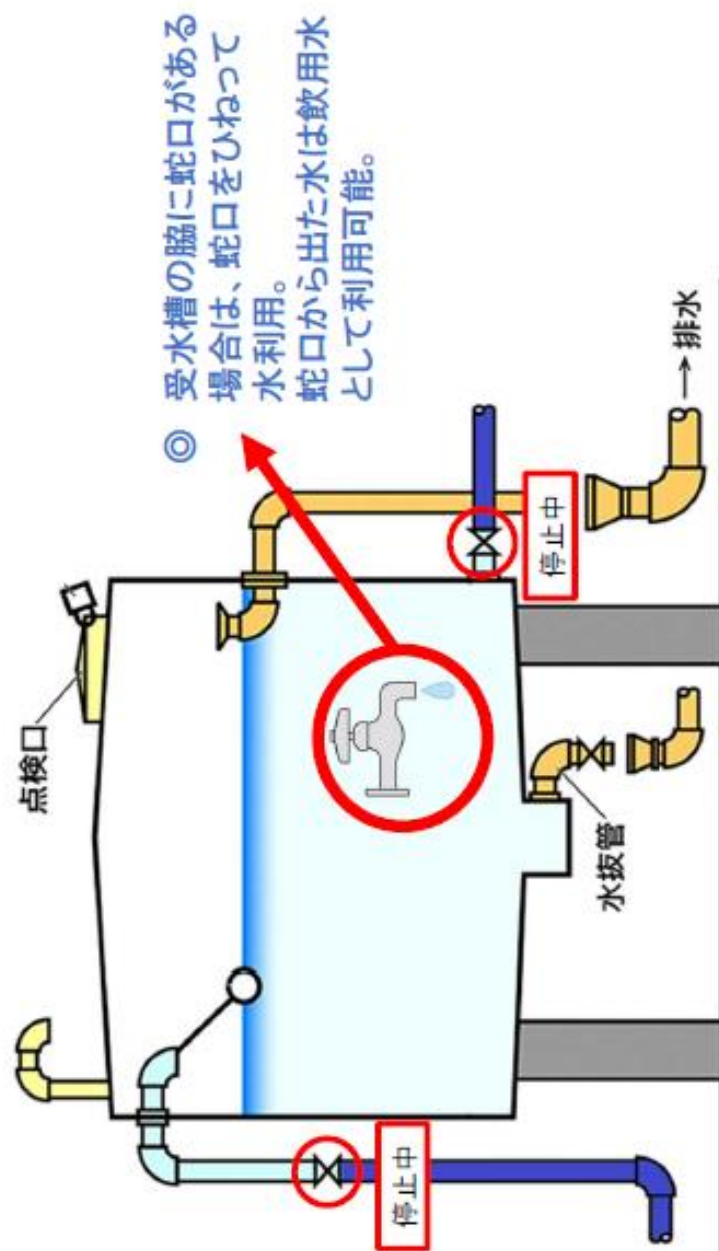


※ 受水槽以降の配管が損傷している場合の漏水防止。
建物内での通常使用を停止。

全ての受水槽がこのような構造となっているわけではないため、各施設の具体的な取扱方法は保守管理事業者にご確認ください。

非常時における受水槽の水源確保の手順

③ 蛇口がある場合の水利用方法



【受水槽の蛇口の例】

全ての受水槽がこのような構造となっているわけではないため、各施設の具体的な取扱方法は保守管理事業者にご確認ください。

非常時における受水槽の水源確保の手順

④ 蛇口がない場合の水利用方法

◎ 受水槽脇に蛇口がついていない場合は、原則、飲用不可。
ただし、以下の手順で水を確保し雑用水として利用可能。

(1) 水抜管を使用できる
バルブ⑦を開き、排水口④から取水

↓ ④から取水できない場合

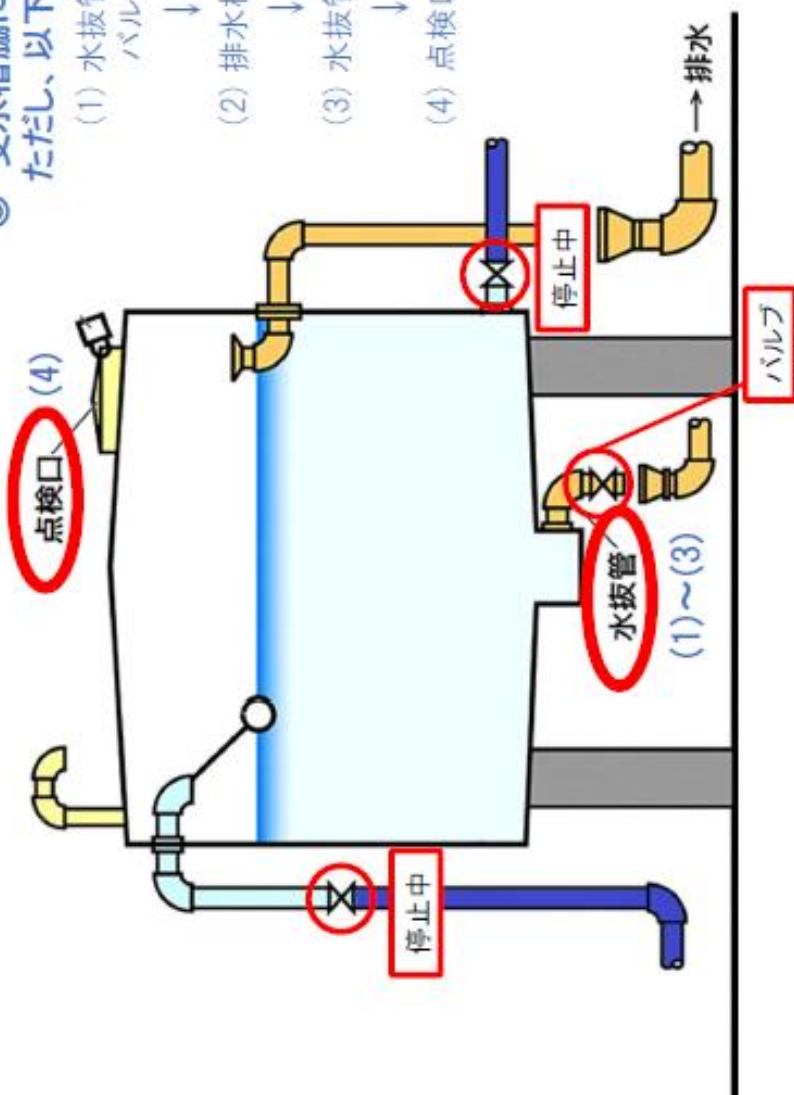
(2) 排水桝の蓋⑤を外す等で取水

↓ 蓋が外せない場合

(3) 水抜管⑥が切断可能な素材の場合、切断し取水

↓ 水抜管を切断できない場合

(4) 点検口から取水（水槽内の汚染に注意）



【水抜管の周辺の例】

全ての受水槽がこのような構造となっているわけではないため、各施設の具体的な取扱方法は保守管理事業者にご確認ください。